

# 官報

號外 昭和二十一年九月四日

## ○第九十回 貴族院議事速記録第二十八號

昭和二十一年九月三日(火曜日)午前十一時十二分開議

議事日程、第二十八號

昭和二十一年九月三日

午前十時開議

第一 恩給法の一部を改正する法律案(政府提出、衆議院送付)

第二 東京都制の一部を改正する法律案(政府提出、衆議院送付)

第三 市制の一部を改正する法律案(政府提出、衆議院送付)

第四 町村制の一部を改正する法律案(政府提出、衆議院送付)

第五 府縣制の一部を改正する法律案(政府提出、衆議院送付)

第六 衆議院議員選舉人名簿等の臨時特例に關する法律案(政府提出、衆議院送付)

第七 帝國議會各議院の議長、副議長及び議員の手當に關する法律案(政府提出、衆議院送付)

第八 食糧緊急措置令(承諾ヲ求ムル件)(衆議院送付) 會 議

○議長(公爵徳川家正君) 諸般ノ報告ハ、御異議ガナケレバ朗讀ヲ省略致シマス

○議長(公爵徳川家正君) 是ヨリ本日ノ會議ヲ開キマス、去月三十一日請願委員安倍能成君ヨリ、都合ニ依リ委員辭任ノ申出ガゴザイマシタ、許可ヲ致シテ御異議ゴザイマセスカ

【參照】

去月三十日帝國憲法改正案特別委員會ニ於テ當選シタル正副委員長ノ氏名左ノ如シ

委員長 安倍 能成君  
副委員長 伯備橋本 實斐君  
去月三十一日委員長ヨリ豫算委員第二分科兼務委員出淵勝次君ヲ第五分科兼務委員ニ變更シタル旨ノ報告書ヲ提出セリ

同日衆議院ヨリ左ノ政府提出案ヲ受領セリ

恩給法の一部を改正する法律案  
東京都制の一部を改正する法律案  
市制の一部を改正する法律案  
町村制の一部を改正する法律案  
府縣制の一部を改正する法律案  
衆議院議員選舉人名簿等の臨時特例に關する法律案

帝國議會各議院の議長、副議長及び議員の手當に關する法律案

衆議院議員選舉人名簿等の臨時特例に關する法律案

議員の手當に關する法律案

昨二日委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ

商工經濟會法を廢止する法律案可決  
工業所有權法戰時特例を廢止する法律案可決報告書

○議長(公爵徳川家正君) 是ヨリ本日ノ會議ヲ開キマス、去月三十一日請願委員安倍能成君ヨリ、都合ニ依リ委員辭任ノ申出ガゴザイマシタ、許可ヲ致シテ御異議ゴザイマセスカ

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ナイト認メマス、就キマシテハ、第四部ニ於テ其ノ補闕選舉ヲ行ハレムコトヲ望ミマス

○議長(公爵徳川家正君) 日程第一、恩給法の一部を改正する法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會、入江法制局長官

恩給法の一部を改正する法律案  
右の政府提出案は本院において可決した、因つて議院法第五十四條により送付する

恩給法の一部を改正する法律案

恩給法の一部を改正する法律案

恩給法の一部を改正する法律案

昭和二十一年八月三十一日

衆議院議長 山崎 猛

貴族院議長 公爵徳川家正殿

恩給法の一部を改正する法律案

恩給法の一部を次のやうに改正する。

第二條中「傷病賜金」を削る。

第九條第二項中「陸軍刑法又ハ海軍刑法ニ依ル一年未満ノ禁錮ノ刑ヲ含マス」を削る。

第十六條中「府縣」を「都府縣」に改め、同條第二號を削除し、同條第三號中「朝鮮、臺灣及樺太ニ於ケルモノヲ除クノ外」を削り、同條第四號但書中「在外指定學校職員及樺太ニ於ケル教育職員ノ一時恩給ヲ除クノ外」を削り、同條第六號但書を削る。

第十七條中、第二號を削り、「府縣」を「都府縣」に改める。

第十八條第一項但書を削り、同條第三項中「内地ニ於ケル道府縣立」を「都道府縣立」に改める。

第十九條第一項中「軍人」を削り、「及警察監獄職員」並「第二十四條ニ掲クル」を「警察監獄職員及」に改め、同條第二項中「准軍人」を削る。

第二十條第一項中「武官又ハ宮内官以外ノ官ニ在ル者」を「宮内官以外ノ官ニ在ル者ニシテ教育職員又ハ警察監獄職員ニ非サルモノ」に、同條第二項中「高等文官ノ候補、判任官、見習及國庫ヨリ俸給ヲ給セサル官ニ

在ル者」を「二級官試補、三級官見習及國庫ヨリ俸給ヲ給セサル官ニ在ル者(教育職員又ハ警察監獄職員タル者ヲ除ク)」に改める。

第二十一條 削除

第二十二條第一項を次のやうに改め、同條第二項を削る。

教育職員トハ公立ノ學校、幼稚園又ハ圖書館ノ職員ニシテ官ニ在ルモノヲ謂フ

第二十三條 警察監獄職員トハ左ニ掲クル者ヲ謂フ

一 警部補、巡查、消防士補、消防機關士補又ハ消防手タル地方事務官又ハ地方技官

二 貴族院守衛及衆議院守衛

三 副看守長又ハ看守タル司法事務官

第二十四條 待遇職員トハ三級官以上ノ待遇ヲ受クル者ニシテ勅令ヲ以テ指定スルモノヲ謂フ

第二十五條 本法ニ於テ就職トハ左ノ各號ノ一ニ該當スルコトヲ謂フ

一 文官及教育職員ニ在リテハ任官但シ終身官タル文官ニ在リテハ任官ノ外復職

二 警察監獄職員ニシテ官吏タルモノニ在リテハ任官、其ノ他ノモノニ在リテハ任命但シ判任官ノ待遇ヲ受クル貴族院守衛若ハ衆議院守衛カ判任官タル貴族院守衛若ハ衆議院守衛ニ任シタルトキ又ハ判任官タル貴族院守衛

官報號外 昭和二十一年九月四日

貴族院議事速記録第二十八號 議長ノ報告 會議 委員辭任ノ件 恩給法の一部を改正する法律案 第一讀會

恩給法の一部を改正する法律案

第一讀會

三四九

明治二十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

若ハ衆議院守衛カ判任官ノ待遇ヲ受クル貴族院守衛若ハ衆議院守衛ニ就職スルトキハ之ヲ轉任ト看做ス

三 待遇職員ニ在リテハ任命

第二十六條 本法ニ於テ退職トハ左ノ各號ノ一ニ該當スルコトヲ謂フ

一 文官及教育職員ニ在リテハ免官、退官又ハ失官但シ終身官タル文官ニ在リテハ免官、退官又ハ失官ノ外退職

二 警察監獄職員ニシテ官吏タルモノニ在リテハ免官、退官又ハ失官、其ノ他ノモノニ在リテハ免職、退職又ハ失職

三 待遇職員ニ在リテハ免職、退職又ハ失職

教育職員カ文官又ハ警察監獄職員ニシテ官吏タルモノニ轉シタル場合ハ之ヲ退職ト看做ス

第二十七條 第一項中「准文官」の下に「及准教育職員」を加ヘ、同條第二項及第三項を削る。

第二十八條 二を削る。

第三十條 中「軍人又ハ」及び「准士官以上ノ軍人ニ付テハ十三年ニ達スル迄、下士官以下ノ軍人及警察監獄職員ニ付テハ」を削る。

第三十二條 削除

第三十三條 二を削る。

第三十四條 削除

第三十五條 削除  
第三十六條 削除  
第三十七條 削除

第三十七條ノ二を削る。

第三十九條 第一項後段を削る。

第四十條 第一項中「第三十二條乃至前條」を「第三十三條、第三十八條及前條」に改める。

第四十條ノ二中「歸休」を削る。

第四十一條 第四號中「陸軍刑法若ハ海軍刑法ニ依リ死刑、懲役刑若ハ一年以上ノ禁錮ノ刑ニ處セラレ又ハ其ノ他ノ法令ニ依リ」を削る。

第四十二條 第一項第二號を削除し、同項第三號中「高等文官ノ試験又ハ判任官見習」を「二級官試験又ハ三級官見習」に改め、同條第二項中「准軍人又ハ」、「夫々」及び「軍人又ハ」を削る。

第四十三條 第一項を削る。

第四十七條 前二條ノ規定ハ准文官又ハ准教育職員ニシテ在職中公務ノ爲傷疾ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタルモノニ付之ヲ准用ス

第四十八條 第一項第二號中「勅令ヲ以テ指定スル地域ニ於テ又ハ」を削る。

第四十九條 第一項中「戦闘又ハ戰鬥ニ準スヘキ公務」を「特殊公務」に、同條第二項中「戰鬥ニ準スヘキ公務」を「特殊公務」に、「階等」を「等級」に改め、「教育職員、警察監獄職員、待遇職員」及び「准軍人」を削る。

第五十一條 第一項第二號中「陸軍刑法若ハ海軍刑法ニ依リ死刑、懲役刑若ハ一年以上ノ禁錮ノ刑ニ處セラレ又ハ其ノ他ノ法令ニ依リ」を削り、同條第二項中「第二號但書及第四號但書」を「第二項」に改める。

第五十五條 第二項第一號中「戰鬥又ハ戰鬥ニ準スヘキ公務」を「特殊公務」に改める。

第五十八條 第一項第一號但書中「軍人以外ノ公務員トシテ恩給ヲ受クル者陸軍若ハ海軍ノ兵トシテ就職スルトキ又ハ准士官以下ノ軍人若ハ准軍人トシテ恩給ヲ受クル者軍人以外ノ公務員トシテ就職スルトキ」を削る。

第五十九條 中「府縣を「都府縣」に改め、同條第二項を削り、同條第三項但書中「朝鮮、臺灣又ハ樺太以外ノ地ニ於ケル」及び「又ハ給料」を削り、同條第四項中「又ハ給料」を削り、同條第六項を削る。

第五十九條ノ二第一項但書を削り、同項第一號中「軍人及准軍人ニ付テハ別表第一號表ノ假定係給年額ヲ以テ級俸トス以下同シ」を削り、同條第六項を削る。

第六十一條 削除

第六十一條ノ二を削る。

第六十二條 第三項中「、實業補習學校」を削る。

第六十四條ノ二中「召集其ノ他ノ強制ニ依ラスシテ」を削る。

第六十五條 第一項及び第六十五條ノ二第一項中「階等」を「等級」に改める。

第六十六條 削除

第六十六條ノ二を削る。

第六十八條 削除

第七十五條 第一項中「戰鬥又ハ戰鬥ニ準スヘキ公務」を「特殊公務」に、「階等」を「等級」に改め、同條第二項、第四項及び第五項を削り、同條第三項中「第一項」を「前項」に改める。

第八十二條 第一項中「准士官以上ノ軍人在職年三年以上十三年未滿、下士官タル軍人又ハ」を削る。

第四章を削る。

第九十一條 削除

第九十二條 削除

別表第一號表を削除する。

別表第二號表中「戰鬥又ハ戰鬥ニ準スヘキ公務」を「特殊公務」に改め、階等の項を次のやうに改める。

| 等 級 |                   | 二 級               |                   | 三 級               |                   |
|-----|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 親 任 | 一 級               | 二 級 待 遇           | 三 級 待 遇           | 三 級 待 遇           | 三 級 待 遇           |
|     | 待 遇 級             |                   |                   |                   |                   |
| 者   | 退職當時ノ俸給月額百三十圓以上ノ者 | 退職當時ノ俸給月額百三十圓未滿ノ者 | 退職當時ノ俸給月額百三十圓未滿ノ者 | 退職當時ノ俸給月額百三十圓未滿ノ者 | 退職當時ノ俸給月額百三十圓未滿ノ者 |
|     | 退職當時ノ俸給月額百三十圓未滿ノ者 | 退職當時ノ俸給月額百三十圓未滿ノ者 | 退職當時ノ俸給月額百三十圓未滿ノ者 | 退職當時ノ俸給月額百三十圓未滿ノ者 | 退職當時ノ俸給月額百三十圓未滿ノ者 |

別表第三號表中「戰鬥又ハ戰鬥ニ準スヘキ公務」を「特殊公務」に、「高等官」を「一級又ハ二級ノ官吏」に、「判任一等ノ者」を「退職當時ノ俸給月額百三十圓以上ノ者」に改め、階等の項を次のやうに改める。

| 等 級 |                   | 三 級               |                   |
|-----|-------------------|-------------------|-------------------|
| 三 級 | 待 遇               | 三 級 待 遇           | 三 級 待 遇           |
|     |                   |                   |                   |
| 者   | 退職當時ノ俸給月額百三十圓以上ノ者 | 退職當時ノ俸給月額百三十圓未滿ノ者 | 退職當時ノ俸給月額百三十圓未滿ノ者 |
|     | 退職當時ノ俸給月額百三十圓未滿ノ者 | 退職當時ノ俸給月額百三十圓未滿ノ者 | 退職當時ノ俸給月額百三十圓未滿ノ者 |

別表第四號表を削除する。

別表第五號表を次のやうに改める。

| 率       | 級                                | 等    |
|---------|----------------------------------|------|
| 一<br>四割 | 待一                               | 親    |
| 一<br>六割 | 遇級                               | 任    |
| 二<br>八割 | ノ圓百給時退<br>者以百月ノ職<br>上十額俸當        | 二級待遇 |
| 二<br>九割 | ノ圓百圓百給時退<br>者以五未二給時ノ職<br>上十滿十額俸當 | 二級   |
| 三<br>一割 | ノ圓百給時退<br>者未二月ノ職<br>滿十額俸當        | 三級待遇 |
| 三<br>三割 | ノ圓百給時退<br>者以三月ノ職<br>上十額俸當        | 三級   |
| 三<br>九割 | 者以九圓百給時退<br>上十未三ノ職<br>圓滿十額俸當     | 三級待遇 |
| 四<br>一割 | 上十未九給時退<br>者以六圓十給時ノ職<br>圓滿十額俸當   | 四級   |
| 四<br>三割 | 者未六給時退<br>滿十ノ職<br>圓額俸當           |      |

| 率       | 級                                | 等    |
|---------|----------------------------------|------|
| 一<br>四割 | 待一                               | 親    |
| 一<br>六割 | 遇級                               | 任    |
| 二<br>八割 | ノ圓百給時退<br>者以百月ノ職<br>上十額俸當        | 二級待遇 |
| 二<br>九割 | ノ圓百圓百給時退<br>者以五未二給時ノ職<br>上十滿十額俸當 | 二級   |
| 三<br>一割 | ノ圓百給時退<br>者未二月ノ職<br>滿十額俸當        | 三級待遇 |
| 三<br>三割 | ノ圓百給時退<br>者以三月ノ職<br>上十額俸當        | 三級   |
| 三<br>九割 | 者以九圓百給時退<br>上十未三ノ職<br>圓滿十額俸當     | 三級待遇 |
| 四<br>一割 | 上十未九給時退<br>者以六圓十給時ノ職<br>圓滿十額俸當   | 四級   |
| 四<br>三割 | 者未六給時退<br>滿十ノ職<br>圓額俸當           |      |

第六號表

|                  |                                |                  |        |
|------------------|--------------------------------|------------------|--------|
| 率                | 級                              | 等                |        |
| 一<br>九<br>三<br>割 | 代一<br>週級                       | 一<br>級           | 親<br>任 |
| 三<br>〇<br>八<br>割 | ノ圓二給時退<br>者以百ノ職當<br>上十額俸       |                  |        |
| 三<br>〇<br>四<br>割 | ノ圓百圓二給時退<br>者以五上十額俸當<br>上十滿十額俸 | 二<br>級<br>待<br>遇 | 二<br>級 |
| 三<br>〇<br>三<br>割 | ノ圓百圓百給時退<br>者以二上十額俸當<br>上十滿十額俸 |                  |        |
| 三<br>〇<br>八<br>割 | ノ圓百給時退<br>者未二ノ職當<br>滿十額俸       |                  |        |
| 三<br>〇<br>四<br>割 | ノ圓百給時退<br>者以三ノ職當<br>上十額俸       |                  |        |
| 三<br>〇<br>三<br>割 | 者以九圓百給時退<br>上十未三ノ職當<br>上十滿十額俸  | 三<br>級<br>待<br>遇 | 三<br>級 |
| 三<br>〇<br>八<br>割 | 上十未九給時退<br>圓滿十ノ職當<br>者以六圓額俸    |                  |        |
| 三<br>〇<br>四<br>割 | 者未六給時退<br>滿十ノ職當<br>ノ圓額俸        |                  |        |

|                  |                                |                  |        |
|------------------|--------------------------------|------------------|--------|
| 率                | 級                              | 等                |        |
| 一<br>九<br>三<br>割 | 代一<br>週級                       | 一<br>級           | 親<br>任 |
| 三<br>〇<br>八<br>割 | ノ圓二給時退<br>者以百ノ職當<br>上十額俸       |                  |        |
| 三<br>〇<br>四<br>割 | ノ圓百圓二給時退<br>者以五上十額俸當<br>上十滿十額俸 | 二<br>級<br>待<br>遇 | 二<br>級 |
| 三<br>〇<br>三<br>割 | ノ圓百圓百給時退<br>者以二上十額俸當<br>上十滿十額俸 |                  |        |
| 三<br>〇<br>八<br>割 | ノ圓百給時退<br>者未二ノ職當<br>滿十額俸       |                  |        |
| 三<br>〇<br>四<br>割 | ノ圓百給時退<br>者以三ノ職當<br>上十額俸       |                  |        |
| 三<br>〇<br>三<br>割 | 者以九圓百給時退<br>上十未三ノ職當<br>上十滿十額俸  | 三<br>級<br>待<br>遇 | 三<br>級 |
| 三<br>〇<br>八<br>割 | 上十未九給時退<br>圓滿十ノ職當<br>者以六圓額俸    |                  |        |
| 三<br>〇<br>四<br>割 | 者未六給時退<br>滿十ノ職當<br>ノ圓額俸        |                  |        |

第七號表

|        |                       |          |  |    |
|--------|-----------------------|----------|--|----|
| 率      | 級                     | 等        |  |    |
| 一四・四・割 | 待一<br>遇級              | 親一<br>任級 |  |    |
| 一五・六・割 | 者價額ノ退<br>以三百給當<br>上十時 | 二級<br>待遇 |  | 二級 |
| 一六・八・割 | 者價額ノ退<br>未滿二百給<br>上十時 | 三級<br>待遇 |  | 三級 |
| 一八・〇・割 | 者價額ノ退<br>未滿三百給<br>上十時 | 四級<br>待遇 |  | 四級 |
| 一八・六・割 | 者價額ノ退<br>未滿三百給<br>上十時 | 五級<br>待遇 |  | 五級 |

|        |                       |          |  |    |
|--------|-----------------------|----------|--|----|
| 率      | 級                     | 等        |  |    |
| 一四・四・割 | 待一<br>遇級              | 親一<br>任級 |  |    |
| 一五・六・割 | 者價額ノ退<br>以三百給當<br>上十時 | 二級<br>待遇 |  | 二級 |
| 一六・八・割 | 者價額ノ退<br>未滿二百給<br>上十時 | 三級<br>待遇 |  | 三級 |
| 一八・〇・割 | 者價額ノ退<br>未滿三百給<br>上十時 | 四級<br>待遇 |  | 四級 |
| 一八・六・割 | 者價額ノ退<br>未滿三百給<br>上十時 | 五級<br>待遇 |  | 五級 |

ノに「高等官六等以下ノ者同待遇者及尉官以下ノ者」を「二級ノ者又ハ二級待遇ノ者」ニシテ退職當時ノ俸給月額二百十圓未満ノモノ及三級ノ者又ハ三級待遇ノ者」に改め、階等の項を次のやうに改める。

|    |    |                      |
|----|----|----------------------|
| 親任 | 一級 | 待一                   |
| 二級 | 二級 | 退職當時<br>額ノ俸給<br>以上百十 |
| 三級 | 三級 | 退職當時<br>額ノ俸給<br>以上百十 |
| 四級 | 四級 | 退職當時<br>額ノ俸給<br>以上百十 |
| 五級 | 五級 | 退職當時<br>額ノ俸給<br>以上百十 |
| 六級 | 六級 | 退職當時<br>額ノ俸給<br>以上百十 |
| 七級 | 七級 | 退職當時<br>額ノ俸給<br>以上百十 |
| 八級 | 八級 | 退職當時<br>額ノ俸給<br>以上百十 |
| 九級 | 九級 | 退職當時<br>額ノ俸給<br>以上百十 |
| 十級 | 十級 | 退職當時<br>額ノ俸給<br>以上百十 |

[illegible]

第一條 この法律施行の期日は、勅

令でこれを定める。但し、第十  
六條、第二十條、第二十二條乃至  
第二十七條、第四十二條、第四十  
九條、第五十一條第三項、第五十  
五條、第六十五條、第六十五條ノ  
二及び第七十五條並びに別表第二  
號表、第三號表及び第五號表乃至  
第八號表の改正規定は、昭和二十  
一年四月一日から、これを適用す  
る。

前項但書の規定にかかはらず、  
前項但書に掲げる改正規定は、國  
民學校及び國民學校に類する各種  
學校の教育職員又は準教育職員に  
對しては、昭和二十一年六月二十  
二日から、これを適用する。

第二條 従前の規定による公務員又

は公務員に準すべき者については  
なほ従前の例による。

第三條 傷病賜金については、第二條、第六十六條又は第六十六條ノ二の改正規定にかかはらず、なほ従前の例による。

第四條 陸軍刑法又は海軍刑法によつて一年未満の禁錮の刑に處せられた者については、第九條第二項、第四十一條第四號又は第五十一條第一項第二號の改正規定にかはらず、なほ従前の例による。

第五條 昭和二十一年三月三十一日  
までに給與事由の生じた恩給の負  
擔については、なほ従前の例によ  
る。

朝鮮、臺灣、樺太、關東州若しくは南洋群島における地方經濟又は滿學校組合の負擔すべき恩給

は、第十六條の改正規定及び前項の規定にかかはらず、國庫が、これを負擔する。

は、第十六條の改正規定及び前項の規定にかかはらず、國庫が、これを負擔する。

第六條 第四十二條第一項第三號の改正規定の適用については、二級官試補には、高等文官の試補を、三級官見習には、判任官見習を含まむものとする。

第七條 この法律施行前の在職年の計算については、なほ従前の例による。

第八條 この法律施行前に改正前の第四十八條第一項第二號に規定する地域で流行病に罹つた者については、なほ従前の例による。

第九條 昭和二十一年三月三十一日

までに戦鬪又は戰闘に準ずべき公務のため傷痕を受け、又は疾病に罹つた者については、なほ従前の例による。

第十條 昭和二十一年三月三十一日

（國民學校及び國民學校に類する）各種學校の教育職員又は准教育職員については、同年六月二十一日までに退職し、若しくは死亡した公務員若しくは公務員に準ずべき者又はその遺族に給する増加恩給若しくは傷病年金又は扶助料の年額の計算については、なほ従前の例による。

第十一條 この法律施行前に本屬廳の承認を受けて、外國政府職員となつた公務員の、外國政府職員と

しての在職年の通算又は受けた一時恩給の返還については、なほ従前の例による。

第十二條 別表第二號表、第三號表及び第五號表乃至第八號表の適用については、昭和二十一年四月一日以後在職する勅任、奏任若しくは判任又は勅任待遇、奏任待遇若しくは判任官待遇の者は、これを一級、二級若しくは三級又は一級待遇、二級待遇若しくは三級待遇の者と看做す。

〔政府委員入江俊郎君登壇〕

○政府委員(入江俊郎君) 只今議題ト相成リマシタ恩給法中改正法律案ニ付キマシテ、其ノ提案ノ理由ヲ御説明申上ゲマス、今回ノ改正ノ主ナル點ハ、凡ソ之ヲ次ノ三點ニ要約スルコトガ出來ルノデアリマス、第一ハ、終戦ニ伴ヒ不必要又ハ不當ト相成リマシタ諸規定ヲ削除又ハ整理スル點デアリマス、即チ終戦ニ伴ヒマシテ、我が國ハ戰爭ノ抛棄ヲ決意シ、武裝ヲ解除シテ軍備ヲ撤廢致シマシタ今日、戰爭ノ存在ヲ前提トスル規定及ビ軍人、準軍人ニ關スル規定ハ、其ノ必要ガナイコトトナツタノデアリマス、又朝鮮、臺灣等外地ハ、既ニ事實上我が國ノ統治權ヲ現實ニ行使シ得ザル實情ニアリマスノデ、是等外地ニ關スル規定モ其ノ必要ガナクナツタノデアリマス、仍テ此ノ際ニ是等ノ諸規定ヲ適宜削除又ハ整理

スルコトト致シマシタ、第二ハ、去ル四月一日ヨリ實施セラレマシタ官吏制度ノ改正ニ伴フ規定ノ整理デアリマス、即チ去ル四月一日ヨリ官吏任用級令及ビ官吏俸給令ガ施行セラレマシテ、從前存在シマシタ高等官、判任官ノ區別及ビ高等官官等ノ制度ガ廢止セラレ、俸給ニ付キマシテモ制度ガ單一化セラレマシタ結果、恩給法ノ中デ是等官吏ノ階等及ビ俸給ニ關スル從前ノ制度ニ對應致シマスル諸規定ヲ整理スルコトト致シタノデアリマス、又右ノ官吏制度ノ改正ニ伴ヒマシテ、教育職員、警察、監獄職員中從來待遇官吏デアリマシタ者ガ、大部分所謂本官ト相成リマシタ結果、之ニ關スル規定ヲ改正スルコトト致シタノデアリマス、第三ハ、從來朝鮮ノ道、臺灣ノ州等、外地ノ地方經濟ガ負擔シテ居リマシタ恩給ヲ、終戦後ノ事情ニ即シマシテ、國庫ノ負擔ニ變更スルコトヲ改正デアリマス、先ニ申述ベマシタ第一及ビ第二ノ點ハ、孰レモ實情ニ即應シテ法文ヲ削除又ハ整理シタノデアリマスルケレドモ、此ノ第三ノ點ハ、實質的ノ改正ヲ伴ツテ居リマス、即チ終戦ノ結果、外地ニ勤務シテ居リマシタ公務員中ニハ、目下ノ處、恩給ヲ負擔スル經濟ガアリマセヌ爲ニ、恩給權ヲ有シナガラ現實ニハ其ノ支給ヲ受ケ得ナイヤウナ者ガ少クアリマセヌノデ、此ノ改正ニ依リマシテ、右ノ恩給ハ之ヲ國庫ガ負擔スルコトト致シマシテ、是等ノ者ガ速

カニ恩給ヲ受ケ得ルヤウ措置シヨウトスルノデアリマス、以上簡單ナガラ提案ノ理由ヲ申述ベマシタ、何卒御審議ノ上速カニ御協賛アラムコトヲ希望致シマス

○議長(公卿徳川家正君) 質疑ノ通告ガゴザイマス、子爵大河内輝耕君

〔子爵大河内輝耕君登壇〕

○子爵大河内輝耕君 本恩給法ノ改正案ハ、今度追放令ヲ受ケタ人々ニ對シテ、恩給ヲ停止スルコトヲ云フコトヲ含ンデ居ルモノダト承知致シテ居リマス、之ニ付キマシテモ我々ガ想ヒ起スノハ、追放令ノ效果デアリマス、成程程追放令ノ該當者ニハ戰爭ノ責任者ハ多數ゴザイマセウ、ゴザイマセウガ、中ニハ熱心ニ平和ノ爲ニ盡力シ、今後モ民主主義ノ爲ニ骨ヲ折ラウト云フ目覺メタ先覺者ガ、此ノ追放令ニ當ツタガ爲ニ、殆ド勸コトコトノ出來ナイ狀態ニ在ルト云フコトハ、私共ガ茲ニ演壇ニ立チマシテ皆様ニ意見ヲ述ベル此ノ際ニ於キマシテモ、サウ云フ方々ノ狀態ヲ考ヘルト、誠ニ感慨無量デゴザイマス、私ノ總理ニ對スル質問ハ、此ノ追放令ニ付、ツタ方々ニ對シテ再審査ヲヤツテ戴キタイ、是ガ私ノ質問ノ要點デゴザイマス、説明致ス迄モゴザイマセヌガ、追放者ノ中ニハ、議長トシテ令名アリ、多年社會事業ノ爲ニ、一身ヲ投ゼラレタ徳川閣順公ノヤウナ御方モアル、或ハ貴族院ニ於テ、少數ナガラ孤島ヲ守ツテ平和主義ノ促進ニ努力

シ、熱心ニ其ノ仕事ニ渾身ノ力ヲ單メラレタ次田大三郎君アリ、或ハ松村義一君アリ、岡喜七郎君デアルトカ、或ハ井上匡四郎子爵ト云フヤウナ御方モオイデニナル、又衆議院ニ於キマシテハ、多年軍閥、藩閥ト戦ヒ、此ノ度ノ戰爭ニ對シテモ熱心ニ反對ノ立場ニ立ツテ、サウシテ大政黨贊會ノ時ハ、眞先ニ之ニ反對スル、ソレニ依ツテ受ケタ彈壓選舉ニ對シテ、血ミドロノ奮闘ヲヤリ、ソレニモ拘ラズ尙衆議院議員ニ選バレタ後ト云フモノハ、平和ノ促進ニ重大ナ貢獻ヲセラレタ川崎克、或ハ安藤正純ト云フヤウナ御方モ居ラレハ、是等ノ諸君ハ、今後民主主義、平和主義ヲ確立スルニ於キマシテ、我々ノ燈明臺トシテ、サウシテ世間ニ是非眞先ニ立タレテ奮闘サレルコトヲ、我ハ希望致ス、希望スルドゴロヂヤナイ、斯ウ云フ御方々ガオイデニナラヌト云フコトハ、我々暗夜ニ燈ヲ失ツタ感ガアル、如何ニシテ是カラ進ンデ行クカ、誠ニ其ノ行ク處ニ惑フ、是等ノ方ガオイデニナラヌト云フコトハ、今後ノ憲法政治ノ實行ニ付キマシテ、多大ノ支障ヲ來ス、殆ド不可能ノ狀態ニ陷ツテ來ヤシナイカ、誠ニ顧ミテ、遺憾ニ堪ヘナイノデゴザイマス、承レバ文部ノ方ノ關係ニ付キマシテハ、二審制度ヲ採ツテオイデニナルト云フコトデアリマス、ドウカ此ノ一般ノ追放令ニ付キマシテモ、今一應慎重ニ御調査ニナツテ、サウシテ差支ナイ方ハ是非

共ア、云フ追放令ニハカケナイデ、今後我々ノ指導者トシテ、又國家ノ柱トシテ十分ニ勤クコトガ出來マスルヤウニ、此ノコトヲ首相ニ御願致ス、私ハ此ノ意味ニ於キマシテ、此ノ質問ヲ致シマス、總理大臣ノ御答ヲ希望致シマス(拍手)

〔國務大臣吉田茂君登壇〕

○國務大臣(吉田茂君) 大河内子爵ノ御質問ニ御答ヘ致シマス、此ノ問題ニ付キマシテハ、政府ニ於テモ、特ニ其ノ影響ノ重大ナコトニ鑑ミマシテ、其ノ資格審査ニ付テハ、十分慎重ニモ慎重ヲ重ネテ、考慮シタイト云フ考カラ、殊ニ又公正ヲ期シテ、政策等ニ動カサレテドウ斯ウト云フヤウナ世間ノ疑惑等ヲ避ケル爲ニ、特ニ公職審査委員會ヲ設ケマシテ、特別委員會ヲ設ケテ、サウシテ審査ニ當ツテ居リマス、又其ノ審査委員ノ銓衡ニ付テモ、特ニ注意ヲ致シマシテ、美濃部博士以下數人ノ人ガ、最モ公平ト考ヘラレル人々各方面カラ取ツテ、サウシテ其ノ委員會ヲ構成サシテ居リマスガ、サウ云ラヤウナ用意ハ致シテ居リマスガ、御質問ノヤウナ御趣意ハ、政府トシテ誠ニ御尤デアリ、其ノ影響スル處、甚ダ重大デアルト云フコトハ能ク存ジテ居リマス爲ニ、一層此ノ問題ニ付テハ考慮致シマスガ、同時ニ種々困難ガアルト云フコトヲ御了承ヲ願ヒタイト思ヒマス、尙考慮致シマス



會ニ於テ都議會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ中ヨリ之ヲ選舉スベシ  
都議會ハ委員ト同數ノ補充員ヲ選舉スベシ

委員中缺員アルトキハ選舉管理委員會ノ委員長ハ補充員ノ中ニ就キ之ヲ補缺ス其ノ順序ハ選舉ノ時ヲ異ニスルトキハ選舉ノ前後ニ依リ選舉同時ナルトキハ得票數ニ依リ得票同數ナルトキハ抽籤ニ依リ仍缺員アル場合ニ於テハ臨時補缺選舉ヲ行フベシ

委員及其ノ補充員ハ隔年之ヲ選舉スベシ

委員ハ後任者ノ就任スルニ至ル迄在任ス

委員ハ其ノ選舉ニ關シ第九十七條ノ規定ニ依リ處分確定シ又ハ判決アル迄ハ其ノ職務ヲ行フノ權ヲ失ハズ

第十六條ノ四 選舉管理委員會ハ都長官ノ監督ヲ承ケ法令ノ定ムル所ニ依リ都議會議員ノ選舉其ノ他ノ選舉ニ關スル事務ヲ管理ス

委員會ハ都議會議員ノ選舉ニ關スル事務ニ付テハ區市町村會議員選舉管理委員會(町村制第三十八條ノ町村ニ於テハ町村長選舉管理委員會以下之ニ同ジ)ヲ指揮監督ス  
第十六條ノ五 選舉管理委員會ハ委員中ヨリ委員長一人ヲ選舉スベシ委員長ハ委員會ニ關スル事務ヲ總理シ委員會ヲ代表ス

第十六條ノ六 選舉管理委員會ハ委員長之ヲ招集ス委員三人以上ヨリ委員會招集ノ請求アルトキハ委員長ハ之ヲ招集スベシ

第十六條ノ七 選舉管理委員會ハ委員三人以上出席スルニ非ザレバ會議ヲ開クトヲ得ズ

第三項ノ規定ニ依リ委員ノ數減少シテ前項ノ數ヲ得ザルトキハ委員長ハ補充員ニシテ其ノ事件ニ關係ナキモノヲ以テ第十六條ノ三第三項ノ順序ニ依リ臨時之ニ充ツベシ委員ノ故障ニ因リ前項ノ數ヲ得ザルトキ亦同ジ

委員長及委員ハ自己又ハ父母、祖父母、配偶者、子孫若ハ兄弟姉妹ノ一身上ニ關スル事件ニ付テハ其ノ議事ニ參與スルコトヲ得ズ但シ委員會ノ同意ヲ得タルトキハ會議ニ出席シ發言スルコトヲ得

第十六條ノ八 選舉管理委員會ノ議事ハ委員ノ過半數ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ委員長ノ決スル所ニ依リ

第十六條ノ九 選舉管理委員會ニ書記ヲ置キ委員長ノ指揮ヲ承ケ委員會ニ關スル事務ニ從事セシム  
書記ハ都ノ官吏又ハ第九十三條ノ二十七ノ吏員ノ中ニ就キ都長官ノ承認ヲ得テ委員長之ヲ定ム

第十六條ノ十 本法ニ規定スルモノノ外選舉管理委員會ニ關シ必要ナル事項ハ委員會之ヲ定ム

第十六條ノ十一 都議會議員ノ選舉ハ衆議院議員選舉人名簿及補充選舉人名簿ニ依リ之ヲ行フ  
選舉人ノ年齡ハ前項ノ選舉人名簿確定ノ期日ニ依リ之ヲ算定ス

第十七條 區市町村會議員選舉管理委員會ハ毎年九月十五日ノ現在ニ依リ補充選舉人名簿ヲ調製スベシ

補充選舉人名簿ニハ都議會議員ノ選舉權ヲ有スル者ニシテ其ノ區市町村ニ於ケル衆議院議員選舉人名簿ニ登錄セララルコトヲ得ザルモノヲ登錄スベシ

補充選舉人名簿ニハ選舉人ノ氏名、住所及生年月日等ヲ記載スベシ

第十八條第一項中「區市町村長」を「區市町村會議員選舉管理委員會」に、「選舉人名簿」を「補充選舉人名簿」に改め、同條第三項中「區市町村長」を「區市町村會議員選舉管理委員會」に改める。

第十九條第二項中「選舉人名簿」を「補充選舉人名簿」に、「區市町村長」を「區市町村會議員選舉管理委員會」に改め、同條第三項中「區市町村長」を「區市町村會議員選舉管理委員會」に改める。

第二十條第一項中「選舉人名簿」を「補充選舉人名簿」に改め、同條第三項及第四項中「區市町村長」を「區市町村會議員選舉管理委員會」に改める。  
第二十一條第二項中「都長官」を「選舉管理委員會」に改める。

第二十二條第一項中「都長官」を「選舉管理委員會」に改め、同條第二項を次のやうに改める。  
天災其ノ他避クベカラザル事故ニ因リ投票ヲ行フコトヲ得ザルトキ又ハ更ニ投票ヲ行フノ必要アルトキハ投票管理者ハ選舉長ヲ經テ委員會ニ其ノ旨ヲ届出ツベシ此ノ場合ニ於テハ委員會ハ更ニ期日ヲ定メ投票ヲ行ハシムベシ但シ其ノ期日ハ少クトモ五日前ニ之ヲ告示セシムベシ

第二十三條第二項中「爲サントスルキハ」の下に本人ノ承諾ヲ得テを加ヘ、同條第三項の次に次の一項を加へる。

一ノ選舉區ニ於テ議員候補者ト爲リタル者ハ他ノ選舉區ニ於テハ議員候補者ノ届出ヲ爲シ又ハ其ノ推薦届出ヲ取消スルコトヲ得ズ  
同條第五項中「前項」を「第一項乃至第三項及前項」に改める。

第二十五條第二項中「都長官」を「選舉管理委員會」に改め、「ヲ設ケ又ハ數町村ノ區域ヲ合セテ」投票區」を創る。

第二十六條第一項を次のやうに改める。  
投票管理者ハ都議會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ中ニ就キ區市町村會議員選舉管理委員會ノ選任シタル者ヲ以テ之ニ充ツ  
投票管理者ハ投票ニ關スル事務ヲ擔任ス

第三十七條第一項を次のやうに改める。

區市町村會議員選舉管理委員會ハ各投票區ニ於ケル選舉人名簿ニ登錄セラレタル者ノ中ヨリ本人ノ承諾ヲ得テ四人乃至六人ノ投票立會人ヲ選任スベシ

同條第二項中「投票立會人三人ニ達セザルトキ若ハ」を「投票立會人」に改め、同條第三項を次のやうに改める。

投票立會人ハ正當ヲ理由ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ズ  
第二十九條第八項中「都長官」を「選舉管理委員會」に改める。  
第三十一條第一項を次のやうに改める。

投票ノ拒否ハ投票立會人之ヲ決定ス可否同數ナルトキハ投票管理者之ヲ決スベシ

同條第四項中「投票立會人」を「投票管理者又ハ投票立會人」に改める。

第三十四條 投票管理者タル者開票管理者タル場合ヲ除クノ外投票管理者ハ其ノ指定シタル投票立會人ト共ニ投票ノ當日投票函、投票録及選舉人名簿ヲ開票管理者ニ送致スベシ

第三十五條中「都長官」を「選舉管理委員會」に、「選舉會」を「開票」に改める。  
第三十五條ノ二 開票區ハ區市町村ノ區域ニ依リ

選舉管理委員會特別ノ事情アリト認ムルトキハ區市ノ區域ヲ分チテ數開票區ヲ設ケ又ハ數町村ノ區域ヲ合セテ一開票區ヲ設クルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ開票區ヲ設クル場合ニ於テ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十五條ノ三 開票管理者ハ都議會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ中ニ就キ區市町村會議員選舉管理委員會ノ選任シタル者ヲ以テ之ニ充ツ開票管理者ハ開票ニ關スル事務ヲ擔任ス

開票所ハ區役所、市役所、町村役場又ハ開票管理者ノ指定シタル場所ニ之ヲ設ク

開票管理者ハ豫メ開票ノ場所及日時ヲ告示スベシ

第三十五條ノ四 第二十七條ノ規定ハ開票立會人ニ之ヲ準用ス

第三十五條ノ五 開票ハ投票ノ當日又ハ其ノ翌日(一開票區ニ數投票區アルトキハ總テノ投票函ノ送致ヲ受ケタル日又ハ其ノ翌日)之ヲ行フ

第三十五條ノ六 開票管理者ハ開票立會人立會ノ上投票函ヲ開キ先ヅ第三十一條第二項及第四項ノ投票ヲ調査スベシ其ノ投票ノ受理如何ハ開票立會人ノ決定ス可否同數ナルトキハ開票管理者之ヲ決スベシ

開票管理者ハ開票立會人ト共ニ區

市町村其ノ他選舉管理委員會ノ定ムル區域毎ニ投票ヲ點檢スベシ投票ノ點檢終リタルトキハ開票管理者ハ直ニ其ノ結果ヲ選舉長ニ報告スベシ

開票管理者ハ前項ノ規定ニ依ル報告ヲ爲シタルトキハ直ニ選舉人名簿ヲ區市町村會議員選舉管理委員會ニ返付スベシ

第三十五條ノ七 選舉人ハ其ノ開票所ニ就キ開票ノ參觀ヲ求ムルコトヲ得

第三十五條ノ八 投票ノ效力ハ開票立會人ノ決定ス可否同數ナルトキハ開票管理者之ヲ決スベシ

第三十五條ノ九 左ノ投票ハ之ヲ無効トス

一 成規ノ用紙ヲ用ヒザルモノ

二 議員候補者ニ非ザル者ノ氏名ヲ記載シタルモノ

三 一投票中二人以上ノ議員候補者ノ氏名ヲ記載シタルモノ

四 被選舉權ナキ議員候補者ノ氏名ヲ記載シタルモノ

五 議員候補者ノ氏名ノ外他事ヲ記載シタルモノ但シ爵位、職業、身分、住所又ハ敬稱ノ類ヲ記入シタルモノハ此ノ限ニ在ラズ

六 議員候補者ノ氏名ヲ自書セザルモノ

七 議員候補者ノ何人ヲ記載シタルカヲ確認シ難キモノ

八 都議會議員ノ職ニ在ル者ノ氏名ヲ記載シタルモノ

前項第八號ノ規定ハ第十六條、第五十條又ハ第五十五條第一項若ハ第三項ノ規定ニ依リ選舉ノ場合ニ限リ之ヲ適用ス

第三十五條ノ十 開票管理者ハ開票錄ヲ作り開票ニ關スル顛末ヲ記載シ二人以上ノ開票立會人ト共ニ之ニ署名スベシ

開票錄、投票錄及投票並ニ都議會議員ノ選舉ニ用ヒタル選舉人名簿ハ區市町村會議員選舉管理委員會ニ於テ議員ノ任期間之ヲ保存スベシ

第三十五條ノ十一 選舉ノ一部無効ト爲リ更ニ選舉ヲ行ヒタル場合ニ於テハ其ノ投票ノ效力ヲ決定スベシ

第三十五條ノ十二 第二十二條第二項本文ノ規定ハ開票ニ之ヲ準用ス

第三十五條ノ十三 第二十八條第一項及第二項ノ規定ハ開票所ノ取締ニ之ヲ準用ス

第三十六條第一項を次のやうに改める。

選舉長ハ都議會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ中ニ就キ選舉管理委員會ノ選任シタル者ヲ以テ之ニ充ツ

同條第三項中、地方事務所を削る。

第三十七條 削除

第三十八條 選舉管理委員會(區市ニ於テハ區市會議員選舉管理委員會)

會)ハ各選舉區ニ於ケル選舉人名簿ニ登錄セラレタル者ノ中ヨリ本人ノ承諾ヲ得テ四人乃至六人ノ選舉立會人ヲ選任スベシ

第二十七條第二項及第三項ノ規定ハ選舉立會人ニ之ヲ準用ス

第三十九條 選舉長ハ總テノ開票管理より第三十五條ノ六第三項ノ規定ニ依リ報告ヲ受ケタル日又ハ其ノ翌日選舉會ヲ開キ選舉立會人立會ノ上其ノ報告ヲ調査スベシ

選舉ノ一部無効ト爲リ更ニ選舉ヲ行ヒタル場合ニ於テ第三十五條ノ六第三項ノ規定ニ依リ報告ヲ受ケタルトキハ選舉長ハ前項ノ例ニ依リ選舉會ヲ開キ他ノ部分ノ報告ト共ニ更ニ之ヲ調査スベシ

第二十二條第二項本文ノ規定ハ選舉會ニ之ヲ準用ス

第四十二條及第四十三條 削除

第四十四條 〇五分ノ四分ノ一に改め、同條第二項中「年長者ヲ取り年齡同ジキトキハ」を削る。

第四十六條第二項中「都長官」を「選舉管理委員會」に改め、同條第五項中「選舉立會人ノ意見ヲ聽キ選舉長之ヲ決定スベシ」を「選舉立會人ノ決定ス可否同數ナルトキハ選舉長之ヲ決スベシ」に改める。

第四十七條第二項を次のやうに改める。

選舉錄及第三十五條ノ六第三項ノ規定ニ依リ報告ニ關スル書類ハ選

舉管理委員會エ於テ議員ノ任期間之ヲ保存スベシ

第四十八條第一項及第二項を次のやうに改める。

當選者定マリタルトキハ選舉長ハ直ニ當選者ニ當選ノ旨ヲ告知シ同時ニ當選者ノ住所氏名ヲ告示シ且選舉錄ヲ添へ之ヲ選舉管理委員會ニ報告スベシ當選者ナキトキハ直ニ其ノ旨ヲ告示シ且選舉錄ヲ添へ之ヲ委員會ニ報告スベシ

前項ノ場合ニ於テハ委員會ハ選舉錄ノ寫ヲ添へ直ニ都長官ニ當選者ノ住所氏名又ハ當選者ナキ旨ヲ報告スベシ

當選者當選ノ告知ヲ受ケタルトキハ十日以内ニ其ノ當選ヲ承諾スルヤ否ヤヲ委員會ニ申立ツベシ

同條第三項中「都長官」を「委員會」に改め「其ノ期間内ニ之ヲ申立テザルトキハ都長官抽籤シテ之ヲ定ム」を削り、同條第五項乃至第七項を次のやうに改める。

第三項及第四項ノ申立ヲ其ノ期間内ニ爲サザルトキハ其ノ當選ヲ辭シタルモノト看做ス

第四十九條 削除

第五十條第一項中「〇六分ノ一」を「十分ノ一」に改め、同項〇第二に「若ハ都議會」を加へ、同項〇第二號中「第三項」を「第四項」に改め、又ハ抽籤ニ依リ「一」選舉區ノ當選者ト定マリ」を削る。

第五十一條第一項を次のやうに改める。

當選者其ノ當選ヲ承諾シタルトキハ選舉管理委員會ハ直ニ其ノ旨ヲ都長官ニ報告スルト共ニ當選者ニ當選證書ヲ付與シ當選者ノ住所氏名ヲ告示スベシ

同條第二項中「都長官ハ直ニ其ノ旨」を「委員會ハ直ニ其ノ旨」都長官ニ報告スルト共ニ之に改める。

第五十三條第一項中「都長官」を「選舉管理委員會」に改め、同條第二項及び第三項中「都長官」を「委員會」に改め、同條第四項中「都長官」を「委員會」に改め、「不服アル者ハ」の下に「都長官ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アル者ハ」を加へ、同條第五項中「第二項」を「第二項」に改め、同條第六項中「異議ノ決定」の下に「若ハ訴願ノ裁決」を加へ、同條第七項中決定の下に「若ハ裁決」を加へる。

第五十四條第三項中「選舉事務長又ハ選舉事務長ニ非ズシテ事實上」を削る。

第五十五條第一項及び第三項中「三月以内」を削り、同條第五項を削る。

第五十六條第二項を削る。

第五十六條ノ二 都議會議員ノ選舉ハ都長官ノ選舉ノ期日ノ告示アリタルトキハ其ノ選舉ノ期日ノ經過

スルニ至ル迄ノ間之ヲ行フコトヲ得ズ

議員ノ選舉ヲ行フベキ事由ヲ生ジタル場合ニ於テ衆議院議員又ハ都長官ノ選舉ヲ行フベキ事由ヲ生ジタルトキハ議員ノ選舉ハ衆議院議員又ハ都長官ノ選舉ノ期日ノ經過スルニ至ル迄ノ間之ヲ行フコトヲ得ズ

第五十八條第一項中「又ハ第四十八條第六項ニ掲グル者ナルトキ」及び「又ハ第四十八條第六項ニ掲グル者ニ該當スルヤ否ヤ」並びに第二號を削り、第三號を第二號とし、第四號を第三號とする。

同條第二項中「又ハ第四十八條第六項ニ掲グル者」を削る。

第五十八條ノ二 選舉管理委員、投票管理委員、開票管理委員又ハ選舉長、都議會議員ノ選舉權ヲ有セザルニ至リタルトキハ其ノ職ヲ失フ

第五十九條但書中「但シ」の下に「同法第九十九條中吏員トアルハ選舉管理委員、區市町村會議員選舉管理委員、投票管理委員、投票立會人、開票管理委員、開票立會人、選舉長及選舉立會人ヲ含ムモノトシ」を加へ、選舉委員ノ數、選舉運動ノ爲使用スル勞務者ノ數及」を削る。

第六十條に次の一項を加へる。

前項ニ規定スルモノノ外都ハ都條例ヲ以テ都ニ關スル事件ニ付都議

會ノ議決スベキモノヲ定ムルコトヲ得

第六十二條ノ二 都議會ハ都ノ事務ニ關スル書類及計算書ヲ檢閲シ都長官ノ報告ヲ請求シテ事務ノ管理、議決ノ執行及出納ヲ檢査スルコトヲ得

都議會ハ都長官ニ對シ都ノ事務ニ關スル監査委員ノ監査ヲ求メ其ノ結果ノ報告ヲ請求スルコトヲ得

第六十八條第一項乃至第四項を次のやうに改める。

都議會ハ定例會及臨時會トス。

臨時會ハ必要アル場合ニ於テ其ノ事件ニ限リ之ヲ開ク

同條第六項中「第三項及前項」を「前二項」に改め、同條第七項及び第八項を次のやうに改める。

都議會ノ會期及其ノ延長並ニ開閉ニ關スル事項ハ第八十四條ノ會議規則中ニ之ヲ規定スベシ

第六十九條第二項中「十四日」を「七日」に改め、同條第三項を削る。

第七十一條第一項中「議事ハ」の下に「議員ノ」を加へ、同條第二項を削る。

第七十二條中「妻」を「配偶者」に改める。

第七十三條第二項中「第四十三條」を「第三十五條ノ九」に改める。

第七十四條 都議會ノ會議ハ之ヲ公開ス但シ議長又ハ議員三人以上ノ發議ニ依リ。傍聴禁止ヲ可決シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項但書ノ議長又ハ議員ノ發議ハ討論ヲ用ヒズ其ノ可否ヲ決スベシ

第七十七條 削除

第七十八條第二項を次のやうに改める。

書記ハ第九十三條ノ二十七ノ吏員ノ中ニ就キ都長官ノ同意ヲ得テ議長ニモ報告スベシ

第九十四條の前に次のやうに加へる。

第九十三條ノ二 都ニ都長官ヲ置ク都長官ハ官吏トス

都長官ノ任期ハ四年トシ選舉ノ日ヨリ之ヲ起算ス

都長官ハ其ノ被選舉權アル者ニ就キ選舉人ヲシテ選舉セシメ其ノ者ニ就キ之ニ任ズ

第九十三條ノ三 都議會議員ノ選舉權ヲ有スル者ハ都長官ノ選舉權ヲ有ス

第九十三條ノ四 帝國臣民タル年齢三十年以上ノ者ハ都長官ノ被選舉權ヲ有ス

第十三條第一項但書ノ規定ニ該當スル者ハ被選舉權ヲ有セズ

帝國議會ノ議員ハ都長官ト相兼ヌルコトヲ得ズ

都議會議員及都ノ有給ノ吏員、  
教員其ノ他ノ職員ニシテ在職中ノ  
モノハ都長官ト相兼スルコトヲ得  
ズ

第九十三條ノ五 都長官ノ選舉ハ現  
任都長官ノ任期満了ノ日前二十五  
日以内ニ之ヲ行フベシ

都長官缺クルニ至リタルトキハ都  
長官ノ選舉ハ其ノ缺クルニ至リタ  
ルヨリ二十五日以内ニ之ヲ行フ  
ベシ但シ其ノ事由第九十三條ノ  
十八ニ於テ準用スル第四十八條第  
三項ノ期限前ニ生ジタル場合ニ於  
テ第九十三條ノ十第一項但書ノ得  
票者アルトキ又ハ其ノ期限經過後  
ニ生ジタル場合ニ於テ第九十三條ノ  
十第二項ノ規定ノ適用ヲ受ケタル  
得票者アルトキハ直ニ選舉會ヲ開  
キ其ノ者ノ中ニ就キ當選者ヲ定ム  
ベシ

第九十三條ノ十二第三項ノ規定ハ  
前項但書ノ場合ニ之ヲ準用ス  
第九十三條ノ十四第四項ノ規定ハ  
第二項ノ期間ニ之ヲ準用ス

第九十三條ノ六 都長官ノ選舉ニ關  
スル事務ハ都議會議員選舉管理委  
員會(以下本章中選舉管理委員會  
ト稱ス)之ヲ管理ス

都長官ノ選舉ハ都議會議員ノ選舉  
ニ用フル選舉人名簿ニ依リ之ヲ行  
フ

選舉管理委員會ハ選舉ノ期日前二  
十日目迄ニ投票ノ日時ヲ告示スベシ

官報號外 昭和二十一年九月四日

都長官ノ選舉ノ投票區及開票區ハ  
都議會議員ノ選舉ノ投票區及開票  
區ニ依ル

本法ニ規定スルモノノ外投票區及  
開票區ニ關シ必要ナル事項ハ命令  
ヲ以テ之ヲ定ム

第九十三條ノ七 都長官候補者タ  
ラントスル者ハ選舉ノ期日ノ告示  
アリタル日ヨリ選舉ノ期日前七日  
目迄ニ其ノ旨ヲ選舉長ニ届出ツベ  
シ

選舉人名簿ニ登錄セラレタル者他  
人ヲ都長官候補者ト爲サントスル  
トキハ前項ノ期間内ニ其ノ推薦ノ  
届出ヲ爲スコトヲ得

前二項ノ期間内ニ届出アリタル都  
長官候補者二人以上アル場合ニ於  
テ其ノ期間ヲ經過シタル後都長官  
候補者死亡シ又ハ都長官候補者タ  
ルコトヲ辭シタルトキハ前二項ノ  
例ニ依リ選舉ノ期日前二日迄都  
長官候補者ノ届出又ハ推薦届出ヲ  
爲スコトヲ得

都長官候補者ハ選舉長ニ届出ヲ爲  
スニ非ザレバ都長官候補者タルコ  
トヲ辭スルコトヲ得ズ

前四項ノ規定ニ依リ届出アリタル  
トキ又ハ都長官候補者ノ死亡シタ  
ルコトヲ知リタルトキハ選舉長ハ  
直ニ其ノ旨ヲ告示スベシ

第九十三條ノ八 都長官候補者ノ届  
出又ハ推薦届出ヲ爲サントスル者  
ハ都長官候補者一人ニ付二千圓又

ハ之ニ相當スル額面ノ國債證書ヲ  
供託スルコトヲ要ス

都長官候補者ノ得票數有效投票ノ  
總數ノ十分ノ一ニ達セザルトキハ  
前項ノ規定ニ依リ供託物ハ都ニ歸  
屬ス

前項ノ規定ハ都長官候補者選舉ノ  
期日前十日以内ニ都長官候補者タ  
ルコトヲ辭シタル場合ニ之ヲ準用  
ス但シ被選舉權ヲ有セザルニ至リ  
タル爲都長官候補者タルコトヲ辭  
シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第九十三條ノ九 選舉長ハ都長官ノ  
選舉權ヲ有スル者ノ中ニ就キ選舉  
管理委員會ノ選任シタル者ヲ以テ  
之ニ充ツ

選舉長ハ選舉會ニ關スル事務ヲ擔  
任ス

選舉會ハ都廳又ハ選舉長ノ指定シ  
タル場所ニ之ヲ開ク

選舉長ハ豫メ選舉會ノ場所及日時  
ヲ告示スベシ

第九十三條ノ十 都長官ノ選舉ハ有  
效投票ノ多數ヲ得タル者ヲ以テ  
當選者トス但シ有效投票ノ總數ノ  
四分ノ一以上ノ得票アルコトヲ要  
ス

前項ノ規定ニ依リ投票ヲ行フコト  
ヲ要セザルトキハ選舉長ハ直ニ其  
ノ旨ヲ告示シ併セテ之ヲ選舉管理  
委員會ニ報告スベシ

第一項ノ場合ニ於テハ選舉長ハ選  
舉ノ期日ヨリ五日以内ニ選舉會ヲ  
開キ都長官候補者ヲ以テ當選者ト  
定ムベシ

前項ノ場合ニ於テ都長官候補者ノ  
被選舉權ノ有無ハ選舉立會人ノ之ヲ  
決定ス可ク同數ナルトキハ選舉長  
之ヲ決スベシ

第九十三條ノ十二 當選者左ニ掲グ  
ル事由ノ一ニ該當スル場合ニ於テ  
第二項ノ規定ノ適用ヲ受ケル者ナ  
キトキハ二十五日以内ニ更ニ選舉  
ヲ行フベシ

一 當選者ノ辭シタルトキ  
二 第九十三條ノ十八ニ於テ準用  
スル第四十五條ノ規定ニ依リ當  
選ヲ失ヒタルトキ

三 死亡者ナルトキ  
四 選舉ニ關スル犯罪ニ因リ刑ニ  
處セラレ其ノ當選無効ト爲リタ  
ルトキ但シ第九十三條ノ五第二  
項及ハ前各號ノ事由ニ因リ選舉  
ノ告示ヲ爲シタル場合ハ此ノ限  
ニ在ラズ

五 第九十三條ノ十八ニ於テ準用  
スル第五十四條ノ規定ニ依リ訴  
訟ノ結果當選無効ト爲リタルト  
キ

前項各號ノ事由第九十三條ノ十八

ニ於テ準用スル第四十八條第三項  
ノ期限前ニ生ジタル場合ニ於テ第  
九十三條ノ十第一項但書ノ得票者  
アルトキ又ハ其ノ期限經過後ニ生  
ジタル場合ニ於テ第九十三條ノ十  
第二項ノ十第二項ノ規定ノ適用ヲ  
受ケタル得票者アルトキハ直ニ選  
舉會ヲ開キ其ノ者ノ中ニ就キ當選  
者ヲ定ムベシ

前項ノ場合ニ於テ第九十三條ノ十  
第一項但書ノ得票者選舉ノ期日後  
ニ於テ被選舉權ヲ有セザルニ至リ  
タルトキハ之ヲ當選者ト定ムルコ  
トヲ得ズ

第九十三條ノ十四第四項ノ規定ハ  
第一項ノ期間ニ之ヲ準用ス

第九十三條ノ十三 都長官ノ選舉ニ於テ第九  
十三條ノ十第一項但書ノ規定ニ依リ得票者ナ  
キトキハ第九十三條ノ五第一項及第二項、前條  
第一項、第九十三條ノ十五第一項及第九十三  
條ノ十七第一項及第三項ノ規定ニ拘ラズ第  
九十三條ノ二十一ニ於テ準用スル第四十八條  
第一項ノ規定ニ依リ告示ノ日ヨリ十日以内ニ  
更ニ選舉ヲ行フベシ此ノ場合ニ於テハ第九  
十三條ノ七第一項乃至第三項及第九十三條ノ八  
ノ規定ニ拘ラズ其ノ選舉ニ於テ有效投票ノ最  
多數ヲ得タル者二人(二人ヲ定ムルニ當リ得  
票ノ數同ジキ者アルトキハ選舉管理委員會抽  
籤シテ之ヲ定ム)ヲ以テ都長官候補者トス

前項ノ選舉ニ於テハ第九十三條ノ六第三項ノ  
規定ニ拘ラズ委員會ハ選舉ノ期日前七日目迄  
ニ投票ノ日時ヲ告示スベシ

第一項ノ選舉ハ第九十三條ノ十ノ規定ニ拘ラ  
ズ有效投票ノ總數ヲ得タル者ヲ當選者トス  
第一項ノ都長官候補者ノ得票ノ數同ジキトキ  
ハ前項ノ規定ニ拘ラズ選舉長抽籤シテ當選者  
ヲ定ムベシ

三五六

貴族院議事速記第二十八號 東京都制の一部を改正する法律案外四件 第一讀會

第九十三條ノ十四 前條第一項ノ都長官候補者死亡シ又ハ都長官候補者タルコトヲ辭シタル都長官候補者一人ト爲リタルトキハ投票ハ之ヲ行ハズ

第九十三條ノ十一 第二項乃至第四項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第九十三條ノ十五 第九十三條ノ十三第三項又ハ第四項ノ規定者第九十三條ノ十二第一項ニ掲グル事由ノ一ニ該當スル場合ニ於テ第二項ノ規定ノ適用ヲ受クル者ナキトキハ二十五日以内ニ更ニ選舉ヲ行フベシ

前項ノ事由ヲ生ジタル場合ニ於テ第九十三條ノ十三第四項ノ規定ノ適用ヲ受クル者得票者タルトキハ直ニ選舉會ヲ開キ其ノ者ヲ當選者ト定ムベシ

前項ノ場合ニ於テ第九十三條ノ十三第四項ノ規定ノ適用ヲ受クル者得票者タルトキハ直ニ選舉會ヲ開キ其ノ者ヲ當選者ト定ムベシ

第九十三條ノ十三 當選者其ノ當選ヲ承諾シタルトキハ選舉管理委員會會ハ直ニ當選者ノ住所氏名ヲ告示シ併セテ之ヲ内務大臣ニ報告スベシ

當選者ナキニ至リタルトキハ委員會會ハ直ニ其ノ旨ヲ告示シ併セテ之ヲ内務大臣ニ報告スベシ

第九十三條ノ十四 選舉無効ト確定シタルトキハ二十五日以内ニ更ニ選舉ヲ行フベシ

當選無効ト確定シタルトキハ直ニ選舉會ヲ開キ更ニ當選者ヲ定ムベシ此ノ場合ニ於テハ第九十三條ノ十二第三項ノ規定ヲ準用ス

當選者ナキトキ又ハ當選者ナキニ至リタルトキハ二十五日以内ニ更ニ選舉ヲ行フベシ

第九十三條ノ十五 第九十三條ノ五

第九十三條ノ十五 第九十三條ノ五

第九十三條ノ十五 第九十三條ノ五

第九十三條ノ十五 第九十三條ノ五

第九十三條ノ十五 第九十三條ノ五

第九十三條ノ十五 第九十三條ノ五

第九十三條ノ十五 第九十三條ノ五

第九十三條ノ十五 第九十三條ノ五

第九十三條ノ十五 第九十三條ノ五

第九十三條ノ十五 第九十三條ノ五

キハ都長官ノ選舉ハ衆議院議員ノ選舉ノ期日ノ經過スルニ至ル迄ノ間之ヲ行フコトヲ得ズ

第九十三條ノ十七 衆議院議員選舉法第十章及第十一章並ニ第四百四十二條第二項乃至第四項、第四百四十二條及第四百四十七條ノ規定ハ都長官ノ選舉ニ之ヲ準用ス但シ同法第九十九條中吏員トアルハ都議會議員選舉管理委員、區市町村會議議員選舉管理委員、投票管理員、投票立會人、開票管理員、開票立會人、選舉長及選舉立會人ヲ含ムモノトシ都長官候補者一人ニ付定ムベキ選舉運動ノ費用ノ額ニ關シテハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

第九十三條ノ十八 第十四條第二項

第九十三條ノ十八 第十四條第二項

第九十三條ノ十八 第十四條第二項

第九十三條ノ十八 第十四條第二項

第九十三條ノ十八 第十四條第二項

第九十三條ノ十八 第十四條第二項

第九十三條ノ十八 第十四條第二項

第九十三條ノ十八 第十四條第二項

第九十三條ノ十八 第十四條第二項

第九十三條ノ二十一 都長官及監査委員ハ在職ノ間都民トス

第九十三條ノ二十二 都長官及監査委員ハ都ニ對シ請負ヲ爲シ又ハ都ニ於テ費用ヲ負擔スル事業ニ付都長官若ハ其ノ委任ヲ受ケタル者ニ對シ請負ヲ爲ス者及其ノ支配人又ハ主トシテ同ノ行爲ヲ爲ス法人ノ無限責任社員、取締役若ハ監査役又ハ之ニ準ズベキ者、支配人又ハ清算人タルコトヲ得ズ

第九十三條ノ二十三 都ニ都出納吏ヲ置キ官吏及第九十三條ノ二十七ノ吏員ノ中ニ就キ都長官之ヲ命ズ

第九十三條ノ二十四 都ハ參與ヲ置クコトヲ得

第九十三條ノ二十五 都ハ都民中學識経験アル者ノ中ヨリ都長官之ヲ選任ス

第九十三條ノ二十六 都長官被選舉第九十三條ノ二十六 都長官被選舉

第九十三條ノ二十六 都長官被選舉

第九十三條ノ二十六 都長官被選舉

第九十三條ノ二十六 都長官被選舉

第九十三條ノ二十六 都長官被選舉

第九十三條ノ二十六 都長官被選舉

第九十三條ノ二十一 都長官及監査委員ハ在職ノ間都民トス

第九十三條ノ二十二 都長官及監査委員ハ都ニ對シ請負ヲ爲シ又ハ都ニ於テ費用ヲ負擔スル事業ニ付都長官若ハ其ノ委任ヲ受ケタル者ニ對シ請負ヲ爲ス者及其ノ支配人又ハ主トシテ同ノ行爲ヲ爲ス法人ノ無限責任社員、取締役若ハ監査役又ハ之ニ準ズベキ者、支配人又ハ清算人タルコトヲ得ズ

第九十三條ノ二十三 都ニ都出納吏ヲ置キ官吏及第九十三條ノ二十七ノ吏員ノ中ニ就キ都長官之ヲ命ズ

第九十三條ノ二十四 都ハ參與ヲ置クコトヲ得

第九十三條ノ二十五 都ハ都民中學識経験アル者ノ中ヨリ都長官之ヲ選任ス

第九十三條ノ二十六 都長官被選舉

第九十三條ノ二十六 都長官被選舉

第九十三條ノ二十六 都長官被選舉

第九十三條ノ二十六 都長官被選舉

第九十三條ノ二十六 都長官被選舉

第九十三條ノ二十六 都長官被選舉

權ヲ有セザルニ至リタルトキハ其ノ官ヲ失フ

監査委員又ハ參與第十三條第一項但書ノ規定ニ該當スルニ至リタルトキハ其ノ職ヲ失フ

監査委員又ハ參與ノ職ニ在ル者ニシテ禁錮以上ノ刑ニ該ルベキ罪ノ爲豫審又ハ公判ニ付セラレタルトキハ都長官ハ其ノ職務ノ執行ヲ停止スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ停止期間報酬又ハ給料ヲ支給スルコトヲ得ス

第九十三條ノ二十七 本法ニ規定スルモノノ外都ニ必要ノ都吏員ヲ置ク

前項ノ都吏員ハ都長官ノ委任スルモノノ外都ニ必要ノ都吏員ヲ置ク

第九十三條ノ二十八 本法ニ規定スルモノノ外都吏員ノ組織、任用、分限、給料等ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第九十四條ノ二 都議會議員ノ選舉權ヲ有スルニ滿ル以上ノ者ノ連署ヲ以テ其ノ代表者ヨリ都長官ニ對シ都條例又ハ都議會ノ議決ヲ經ベキ都規則ノ制定ノ請求アリタルトキハ都長官ハ二十日以内ニ都議會ヲ召集シ意見ヲ附シテ之ニ原案ヲ付議スベシ

前項ノ場合ニ於テハ都長官ハ原案ノ趣旨ニ反セズト認ムル範圍内ニ於テ之ヲ修正シテ都議會ニ付議スルコトヲ得

都長官ハ都議會ヲ要求アルトキハ第一項ノ代表者又ハ其ノ代理者ヲシテ會議ニ出席シ原案ノ説明ヲ爲サシムルコトヲ得

第一項ノ規定ニ依ル都議會議員ノ選舉權ヲ有スル者トハ都議會議員ノ選舉ニ用フル選舉人名簿確定ノ日ニ於テ之ニ登録セラレタル者トス

第一項ノ都議會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ五十分ノ一ノ數ハ前項ノ選舉人名簿確定後直ニ都長官ニ於テ之ヲ告示スベシ

第一項ノ場合ニ於テ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第九十六條第一項中「五十圓」を「五百圓」に改め、同條第二項中「給料」を「報酬又ハ給料」に改める。

第九十七條第一項但書を削り、同條第三項中「前二項」を「前項」に改め、同條第四項中「第一項」を削る。

第九十八條第一項但書を削る。

第九十八條ノ二 都議會ニ於テ都長官不信任ノ議決ヲ爲シタルトキハ都長官ハ内務大臣ニ對シ都議會ノ解散ヲ請求スルコトヲ得

都議會解散ノ場合ニ於テハ二月以内ニ議員ヲ選舉スベシ

都議會ニ於テ都長官不信任ノ議決ヲ爲シタル場合ニ於テハ第一項ノ解散後初メ召集セラレタル都議會ニ於テ再ビ都長官不信任ノ議決ヲ爲シタルトキハ都長官ハ辭任スルコトヲ要ス

前二項ノ議決ニ付テハ議員數ノ三分ノ二以上出席シ其ノ三分ノ二以上ノ同意アルコトヲ要ス

第九十九條第五項及び第一百條第一項中「報告スベシ」を「報告シ其ノ承認ヲ求ムベシ」に改める。

第一百二條ノ二 監査委員ハ都長官ノ監督ヲ承ケ都ノ經營ニ係ル事業ノ管理、都ノ出納其ノ他都ノ事務ノ執行ヲ監査ス

都長官ハ監査委員ヲシテ毎會計年度少クトモ一回以上期日ヲ定メテ前項ノ規定ニ依ル監査ヲ爲サシムベシ

都議會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ五十分ノ一ノ數ハ前項ノ選舉人名簿確定後直ニ都長官ニ於テ之ヲ告示スベシ

都議會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ五十分ノ一ノ數ハ前項ノ選舉人名簿確定後直ニ都長官ニ於テ之ヲ告示スベシ

都議會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ五十分ノ一ノ數ハ前項ノ選舉人名簿確定後直ニ都長官ニ於テ之ヲ告示スベシ

都議會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ五十分ノ一ノ數ハ前項ノ選舉人名簿確定後直ニ都長官ニ於テ之ヲ告示スベシ

都議會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ五十分ノ一ノ數ハ前項ノ選舉人名簿確定後直ニ都長官ニ於テ之ヲ告示スベシ

都議會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ五十分ノ一ノ數ハ前項ノ選舉人名簿確定後直ニ都長官ニ於テ之ヲ告示スベシ

都議會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ五十分ノ一ノ數ハ前項ノ選舉人名簿確定後直ニ都長官ニ於テ之ヲ告示スベシ

都議會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ五十分ノ一ノ數ハ前項ノ選舉人名簿確定後直ニ都長官ニ於テ之ヲ告示スベシ

都議會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ五十分ノ一ノ數ハ前項ノ選舉人名簿確定後直ニ都長官ニ於テ之ヲ告示スベシ

都議會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ五十分ノ一ノ數ハ前項ノ選舉人名簿確定後直ニ都長官ニ於テ之ヲ告示スベシ

都議會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ五十分ノ一ノ數ハ前項ノ選舉人名簿確定後直ニ都長官ニ於テ之ヲ告示スベシ

都議會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ五十分ノ一ノ數ハ前項ノ選舉人名簿確定後直ニ都長官ニ於テ之ヲ告示スベシ

都議會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ五十分ノ一ノ數ハ前項ノ選舉人名簿確定後直ニ都長官ニ於テ之ヲ告示スベシ

都議會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ五十分ノ一ノ數ハ前項ノ選舉人名簿確定後直ニ都長官ニ於テ之ヲ告示スベシ

定ハ第三項ノ都議會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ五十分ノ一ノ數ニ

第三項ノ場合ニ於テ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第九十三條ノ二十七 本法ニ規定スルモノノ外都ニ必要ノ都吏員ヲ置ク

前項ノ都吏員ハ都長官ノ委任スルモノノ外都ニ必要ノ都吏員ヲ置ク

第九十三條ノ二十八 本法ニ規定スルモノノ外都吏員ノ組織、任用、分限、給料等ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第九十四條ノ二 都議會議員ノ選舉權ヲ有スルニ滿ル以上ノ者ノ連署ヲ以テ其ノ代表者ヨリ都長官ニ對シ都條例又ハ都議會ノ議決ヲ經ベキ都規則ノ制定ノ請求アリタルトキハ都長官ハ二十日以内ニ都議會ヲ召集シ意見ヲ附シテ之ニ原案ヲ付議スベシ

前項ノ場合ニ於テハ都長官ハ原案ノ趣旨ニ反セズト認ムル範圍内ニ於テ之ヲ修正シテ都議會ニ付議スルコトヲ得

都長官ハ都議會ヲ要求アルトキハ第一項ノ代表者又ハ其ノ代理者ヲシテ會議ニ出席シ原案ノ説明ヲ爲サシムルコトヲ得

第一項ノ規定ニ依ル都議會議員ノ選舉權ヲ有スル者トハ都議會議員ノ選舉ニ用フル選舉人名簿確定ノ日ニ於テ之ニ登録セラレタル者トス

第一項ノ都議會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ五十分ノ一ノ數ハ前項ノ選舉人名簿確定後直ニ都長官ニ於テ之ヲ告示スベシ

第一項ノ場合ニ於テ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

都議會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ五十分ノ一ノ數ハ前項ノ選舉人名簿確定後直ニ都長官ニ於テ之ヲ告示スベシ

第一百九條 前條ニ規定スル吏員以外ノ吏員ニハ給料及旅費ヲ給ス

給料額及旅費額並ニ其ノ支給方法ハ都規則ヲ以テ之ヲ規定スベシ

前項ノ都規則ヲ設ケ又ハ改廢セントスルトキハ都議會ノ議決ヲ經ベシ

第一百十條中「有給吏員」を「前條第一項ノ吏員」に改める。

第一百十一條第二項を次のやうに改める。

前項ノ規定ニ依ル異議ノ申立アリタルトキハ都長官ハ都參事會ニ諮リテ之ヲ決定スベシ

都參事會ハ前項ノ規定ニ依ル諮問アリタル日ヨリ二十日以内ニ意見ヲ答申スベシ

關係者第二項ノ規定ニ依ル都長官ノ決定ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第一百十七條第二項中「第三項」を「第二項」に改める。

第一百二十條第三項中「二十圓」を「二百圓」に改める。

第一百二十一條第三項を次のやうに改める。

前二項ノ規定ニ依ル異議ノ申立アリタルトキハ都長官ハ都參事會ニ諮リテ之ヲ決定スベシ

第三項ノ規定ニ依ル都長官ノ決定ヲ受ケタル者其ノ決定ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第百二十二條第五項を次のやうに改める。

都長官ノ委任ヲ受ケタル官吏及吏員が爲シタル前項ノ規定ニ依ル處分ニ異議アル者ハ之ヲ都長官ニ申立ツルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル異議ノ申立アリタルトキハ都長官ハ都参事會ニ諮リテ之ヲ決定スベシ

都参事會ハ前項ノ規定ニ依ル諮問アリタル日ヨリ二十日以内ニ意見ヲ答申スベシ

第六項ノ規定ニ依ル都長官ノ決定又ハ都長官ノ處分ヲ受ケタル者其ノ決定又ハ處分ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第百三十一條第二項中「決算ハ」の下に「〇〇之ヲ監査委員ニ付シテ之ヲ審査セシメ其ノ意見ヲ附シテ」を加ヘ、「之ヲ」を削る。

第百三十一條ノ二 都長官ハ都議會ノ指定シタル都ノ經營ニ係ル事業ニ付其ノ經營狀況ヲ明ナラシムル爲定期ニ貸借對照表其ノ他必要ナル書類ヲ作製シ〇〇之ヲ監査委員ニ付シテ之ヲ審査セシメ其ノ意見ヲ附シテ

次ノ都議會ニ提出スベシ

第百三十五條第一項を次のやうに改める。

〇〇都議會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ三分ノ一

二十萬人以上ノ者ノ連署ヲ以テ其ノ代表者ヨリ内務大臣ニ對シ都議會ノ代表者ヨリ内務大臣ニ對シ都議會ノ代表者ヨリ内務大臣ニ對シ

會ノ解散ノ請求アリタルトキハ都議會ノ代表者ヨリ内務大臣ニ對シ都議會ノ代表者ヨリ内務大臣ニ對シ

九十八條ノ二第一項ノ規定ニ依ル

票ニ付シ其ノ選舉權ノ同意アリタルトキハ都議會ノ解散ノ請求アリタルトキハ其ノ他特別ノ事情アリタルトキハ内務大臣ハ都議會ノ解散ヲ命ズルコトヲ得

第九十八條ノ二第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

同條第三項及び第四項を次のやうに改める。

第九十四條ノ二第四項ノ規定ハ第一項ノ規定ニ依ル都議會議員ノ選舉權ヲ有スル者ニ〇〇之ヲ準用ス

第一項ノ規定ニ依ル都議會議員ノ選舉權ヲ有スル者ニ〇〇之ヲ準用ス

第一項ノ規定ニ依ル都議會議員ノ選舉權ヲ有スル者ニ〇〇之ヲ準用ス

第一項ノ規定ニ依ル都議會議員ノ選舉權ヲ有スル者ニ〇〇之ヲ準用ス

第一項ノ規定ニ依ル都議會議員ノ選舉權ヲ有スル者ニ〇〇之ヲ準用ス

第一項ノ規定ニ依ル都議會議員ノ選舉權ヲ有スル者ニ〇〇之ヲ準用ス

第一項ノ規定ニ依ル都議會議員ノ選舉權ヲ有スル者ニ〇〇之ヲ準用ス

第一項ノ規定ニ依ル都議會議員ノ選舉權ヲ有スル者ニ〇〇之ヲ準用ス

第一項ノ規定ニ依ル都議會議員ノ選舉權ヲ有スル者ニ〇〇之ヲ準用ス

第一項ノ規定ニ依ル都議會議員ノ選舉權ヲ有スル者ニ〇〇之ヲ準用ス

第一項ノ規定ニ依ル都議會議員ノ選舉權ヲ有スル者ニ〇〇之ヲ準用ス

第一項ノ規定ニ依ル都議會議員ノ選舉權ヲ有スル者ニ〇〇之ヲ準用ス

第一項ノ規定ニ依ル都議會議員ノ選舉權ヲ有スル者ニ〇〇之ヲ準用ス

第一項ノ規定ニ依ル都議會議員ノ選舉權ヲ有スル者ニ〇〇之ヲ準用ス

第一項ノ規定ニ依ル都議會議員ノ選舉權ヲ有スル者ニ〇〇之ヲ準用ス

者ノ連署ヲ以テ其ノ代表者ヨリ選舉管理委員會ニ對シ都議會議員ノ解散ノ請求アリタルトキハ選舉管理委員會ハ之ヲ當該選舉區ノ選舉人ノ投票ニ付スベシ

都議會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ三分ノ一以上ノ者ノ連署ヲ以テ其ノ代表者ヨリ都長官ニ對シ監査委員又ハ都議會議員選舉管理委員ノ解散ノ請求アリタルトキハ都長官ハ之ヲ都議會ニ付議スベシ

第一項及第二項ノ規定ニ依ル投票ニ於テ其ノ過半數ノ同意アリタルトキ又ハ前項ノ場合ニ於テ議員數ノ三分ノ二以上出所シ其ノ四分ノ三以上ノ同意アリタルトキハ前三項ニ掲グル者ハ其ノ職ニ解職ニ付テハ其ノ官以下之ニ同ジヲ失フ

第一項ノ都長官ノ退官又ハ第二項ノ都議會議員ノ解職ノ請求ハ其ノ就職後一年間及第一項又ハ第二項ノ投票後一年間ハ之ヲ爲スコキヲ得

得第三項ノ監査委員又ハ選舉管理委員ノ解職ノ請求ニ付其ノ就職後六月間及都議會ニ付議セラレタル後一月間ハ亦同ジ

第九十四條ノ二第四項ノ規定ハ第一項ノ規定ニ依ル都議會議員ノ選舉權ヲ有スル者ニ〇〇之ヲ準用ス

第一項ノ規定ニ依ル都議會議員ノ選舉權ヲ有スル者ニ〇〇之ヲ準用ス

第一項ノ規定ニ依ル都議會議員ノ選舉權ヲ有スル者ニ〇〇之ヲ準用ス

第一項ノ規定ニ依ル都議會議員ノ選舉權ヲ有スル者ニ〇〇之ヲ準用ス

第一項ノ規定ニ依ル都議會議員ノ選舉權ヲ有スル者ニ〇〇之ヲ準用ス

第一項ノ規定ニ依ル都議會議員ノ選舉權ヲ有スル者ニ〇〇之ヲ準用ス

第一項ノ規定ニ依ル都議會議員ノ選舉權ヲ有スル者ニ〇〇之ヲ準用ス

第一項ノ規定ニ依ル都議會議員ノ選舉權ヲ有スル者ニ〇〇之ヲ準用ス

第一項ノ規定ニ依ル都議會議員ノ選舉權ヲ有スル者ニ〇〇之ヲ準用ス

第一項ノ規定ニ依ル都議會議員ノ選舉權ヲ有スル者ニ〇〇之ヲ準用ス

第一項ノ規定ニ依ル都議會議員ノ選舉權ヲ有スル者ニ〇〇之ヲ準用ス

第一項ノ規定ニ依ル都議會議員ノ選舉權ヲ有スル者ニ〇〇之ヲ準用ス

第一項ノ規定ニ依ル都議會議員ノ選舉權ヲ有スル者ニ〇〇之ヲ準用ス

第一項〇〇ノ場合ニ於テ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第百三十八條中「其ノ許可」を「報告ヲ以テ許可ニ代ヘ又ハ許可」に改める。

第百三十九條中「都吏員ノ服務紀律」を「都吏員及都議會議員選舉管理委員〇〇ノ服務紀律」に改メ、同條に次の一項を加へる。

第九十六條ノ規定ハ都議會議員選舉管理委員〇〇ノ懲戒ニ之ヲ準用ス

第百四十條の前に次のやうに加へる。

第一款 區及其ノ區域

第百四十條中「都條例」を「法令及都條例」に改める。

第百四十一條第一項及び第三項中「意見ヲ徴シ」を「議決ヲ經」に改める。

第百四十二條の次に次のやうに加へる。

第二款 區住民及其ノ權利義務

第百四十二條ノ二 區内ニ住所ヲ有スル都住民ハ其ノ區住民トス

區住民ハ本法ニ從ヒ區ノ營造物ヲ共用スル權利ヲ有シ區ノ負擔ヲ分任スル義務ヲ負フ

第百四十二條ノ三 帝國臣民タル區住民（之ヲ區民ト稱ス）ハ本法ニ從ヒ區ノ選舉ニ參與スル權利ヲ有ス

第百四十二條ノ四 區民ハ本法ニ從

第百四十二條ノ四 區民ハ本法ニ從

第百四十二條ノ四 區民ハ本法ニ從

第百四十二條ノ四 區民ハ本法ニ從

第百四十二條ノ四 區民ハ本法ニ從

ヒ區條例又ハ區規則ノ制定ヲ請求スル權利ヲ有ス

區民ハ本法ニ從ヒ區ノ事務ノ監査ヲ請求スル權利ヲ有ス

第百四十二條ノ五 區民ハ本法ニ從ヒ區會ノ解散ヲ請求スル權利ヲ有ス

區民ハ本法ニ從ヒ區長、監査委員、區會議員又ハ區會議員選舉管理委員ノ解職（區長ニ付テハ「免官」ヲ請求スル權利ヲ有ス

第三款 區條例及區規則

第百四十三條 區ハ區住民ノ權利義務又ハ區ノ事務ニ關シ區條例ヲ設クルコトヲ得

區ハ區ノ營造物又ハ區ノ事務ニ關シ區條例ヲ以テ規定スルモノノ外區規則ヲ設クルコトヲ得

區條例及區規則ハ第九條第三項ノ公告式ニ依リ之ヲ告示スベシ

第百四十四條の前に次のやうに加へる。

第四款 區會

第百四十四條第三項を次のやうに改める。

議員ノ定數左ノ如シ

一 人口五萬未満ノ區 二十五人

二 人口五萬以上十萬未満ノ區 三十人

三 人口十萬以上二十萬未満ノ區 四十人

四 人口二十萬以上ノ區 四十五人

第百四十五條 都議會議員ノ選舉權ヲ有スル者ニシテ區内ニ住所ヲ有スルモノハ區會議員ノ選舉權ヲ有ス

區ハ區會ノ議決ヲ經テ區ニ對シ特

別ノ關係アル者ニ付第十三條第一項及前項ノ規定ニ依ル住所ノ要件ニ拘ラズ。○選舉權ヲ與フルコトヲ得

第百五十四條ノ三ノ區民ハ第一項ノ規定ニ依ル要件ニ拘ラズ選舉權ヲ有ス

第百四十六條第一項中「選舉權ヲ有スル都公民」を「選舉權ヲ有スル者ニシテ年齢二十五年以上ノモノ」に改め、同條第三項中「選舉事務」を「區會議員選舉管理委員會ニ選舉事務」に改める。

第百四十七條第一項を削り、同條第二項中「議員」を「區會議員」に改める。

第百四十七條ノ二 區ニ區會議員選舉管理委員會ヲ置ク

選舉管理委員會ハ區會議員選舉管理委員四人ヲ以テ之ヲ組織ス  
委員ハ區會ニ於テ區會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ中ヨリ之ヲ選舉スベシ

委員會ハ區長ノ監督ヲ承ケ法令ノ定ムル所ニ依リ區會議員ノ選舉其ノ他ノ選舉ニ關スル事務ヲ管理ス  
第百四十八條 區會議員ノ選舉ハ其ノ區ニ於ケル都議會議員ノ選舉ニ用フル選舉人名簿及補充選舉人名簿ニ依リ之ヲ行フ

區會議員選舉管理委員會ハ毎年九月十五日ノ現在ニ依リ補充選舉人名簿ヲ調製スベシ

補充選舉人名簿ニハ區會議員ノ選舉權ヲ有スル者ニシテ其ノ區ニ於ケル都議會議員ノ選舉ニ用フル選舉人名簿ニ登錄セラルルコトヲ得ザルモノヲ登錄スベシ  
補充選舉人名簿ニハ選舉人ノ氏名及住所等ヲ記載スベシ  
第百五十條 區會ノ議決スベキ事件左ノ如シ

一 區條例ヲ設ケ又ハ改廢スルコト

二 歳入出豫算ヲ定ムルコト

三 決算報告ヲ認定スルコト

四 營造物ノ設置及處分ニ關スルコト

五 法令ニ定ムルモノヲ除クノ外使用料、區稅又ハ分擔金ノ賦課徴收ニ關スルコト

六 財産ノ取得、管理及處分並ニ區費ヲ以テ支辨スベキ工事ノ執行ニ關スル區規則ヲ設ケ又ハ改廢スルコト但シ法令ニ規定アルモノハ此ノ限ニ在ラズ

七 歳入出豫算ヲ以テ定ムルモノヲ除クノ外新ニ義務ノ負擔ヲ爲シ及權利ノ拋棄ヲ爲スコト  
八 營造物ノ管理ニ關スル區規則ヲ設ケ又ハ改廢スルコト但シ法令ニ規定アルモノハ此ノ限ニ在ラズ

九 區ニ係ル訴訟、訴訟及和解ニ關スルコト

十 其ノ他法令ニ依リ區會ノ權限ニ屬スル事項

前項ノ規定スルモノノ外區ハ區條例ヲ以テ區ニ關スル事件ニ付區會ノ議決スベキモノヲ定ムルコトヲ得

第百五十一條中「其ノ代理者」を「副議長」に改める。

第百五十二條の前に次のやうに加へる。

第五款 區所屬ノ官吏及吏員

並ニ區吏員

第百五十一條ノ二 區ニ區長ヲ置ク

區長ノ任期ハ四年トシ選舉ノ日より之ヲ起算ス

區長ハ其ノ被選舉權有ル者ニ就テ選舉人ノシテ區長ハ都ノ二級以上ノ官吏ノ中ニ就キ區會ノ意見ヲ徵シテ都長官之ヲ命ズ

第百五十一條ノ三 區會議員ノ選舉權ヲ有スル者ハ區長ノ選舉權ヲ有ス

日本國民タル年齢二十五年以上ノ者ハ區長ノ被選舉權ヲ有ス  
區長ノ選舉ニ關スル事務ハ區會議員選舉管理委員會之ヲ管理ス  
區長ノ選舉ハ區會議員ノ選舉ニ用フル選舉人名簿ニ依リ之ヲ行フ

第百五十一條ノ四 區會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ五十分ノ一以上ノ者ヲ超ユルコトキハ千以下之ニ同ジ以上ノ者ノ連署ヲ以テ其ノ代表者ヨリ區長ニ對シ區條例又ハ區會ノ議決ヲ經ベキ區規則ノ制定ノ請求アリタルトキハ區長ハ二十日以内ニ區會ヲ招集シ意見ヲ附シテ之ニ原案ヲ付議スベシ

前項ノ場合ニ於テハ區長ハ原案ノ趣旨ニ反セズト認ムル範圍内ニ於テ之ヲ修正シテ區會ニ付議スルコトヲ得

區長ハ區會ノ請求アルトキハ第一項ノ代表者又ハ其ノ代理者ヲシテ會議ニ出席シ原案ノ説明ヲ爲サシムルコトヲ得

第一項ノ區會議員ノ選舉權ヲ有スル者トハ區會議員ノ選舉ニ用フル選舉人名簿確定ノ日ニ於テ之ニ登錄セラレタル者トス

第一項ノ區會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ五十分ノ一ノ數ハ前項ノ選舉人名簿確定後直ニ區長ニ於テ之ヲ告示スベシ

第一項ノ場合ニ於テ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第百五十一條ノ四 區會ニ於テ區長不信任ノ議決ヲ爲シタルトキハ區長ハ都長官ヲ經テ内務大臣ニ對シ區會ノ解散ヲ請求スルコトヲ得

○區會ニ於テ區長不信任ノ議決ヲ爲シタルトキハ區會ハ其ノ解散後初メ招集セラレタル區會ニ於テ再ビ區長不信任ノ議決ヲ爲シタルトキハ區長ハ辭任スルコトヲ要ス

前二項ノ議決ニ付テハ議員數ノ三分ノ二以上出席シ其ノ三分ノ二以上ノ同意アルコトヲ要ス

第百五十條ノ二 區ハ區條例ヲ以テ監督委員ヲ置クコトヲ得  
監督委員ハ區吏員トシ其ノ定數ハ二人トス

監督委員ノ任期ハ二年トス

區會議員ノ中ヨリ選任セラレタル監督委員ノ任期ハ前項ノ規定ニ拘ラズ議員ノ任期ヲ超ユルコトヲ得

但シ後任者ノ選任セララルニ至ル迄ノ間其ノ職務ヲ行フコトヲ妨ゲズ

監督委員ハ區長區會ノ同意ヲ得テ區會議員及學識經驗アル者ノ中ヨリ各一人ヲ選任スベシ

監督委員ハ區長ノ監督ヲ承ケ區ノ營造物ノ管理、區ノ出納其ノ他區ノ事務ノ執行ヲ監督ス

第百五十四條ノ三 區長及監督委員ハ在職ノ間其ノ區ノ區民トス

第百五十四條ノ四 區會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ五十分ノ一以上ノ者ヲ連署ヲ以テ其ノ代表者ヨリ區長ニ對シ第百五十四條ノ二第六項ニ規定スル事項ニ關シ監督委員ノ監査ノ請求アリタルトキハ區長ハ其ノ請求ニ係ル事項ニ付監督委員ヲシテ監査ヲ爲サシムベシ

第百五十一條ノ三第四項ノ規定ハ前項ノ區會議員ノ選舉權ヲ有スル者ニ、同條第五項ノ規定ハ前項ノ區會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ五十分ノ一ノ數ニ之ヲ準用ス

第一項ノ場合ニ於テ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第百五十四條ノ五 區ハ○常設又ハ臨時委員會ヲ置ク



これに同じ。)及び都議會議員又は  
區市町村會議員の選舉に關する規定  
(附則第十二項及び第十三項の規定  
を除く。)は、次の都議會議員又は  
區市町村會議員の總選舉から、これ  
を施行し、その他の規定の施行の期  
日は、各規定について、勅令でこれ  
を定める。

この法律により都長官又は區市町  
村會議員を選舉する場合において、  
この法律中公民權に關する規定及び  
都議會議員の選舉に關する規定がま  
だ施行されてゐないときは、その規  
定は、この法律中都長官又は區市町  
村會議員の選舉に關する規定の適用  
については、既に施行されたものと  
みなす。

この法律により都議會議員又は都  
長官を選舉する場合において、この  
法律中區市町村會議員の選舉に關す  
る規定がまだ施行されてゐない區市  
町村においては、その規定は、この  
法律中都議會議員又は都長官の選舉  
に關する規定の適用については、既  
に施行されたものとみなす。

この法律中公民權に關する規定及  
び都議會議員の選舉に關する規定が  
施行された場合において、この法律  
中區市町村會議員の選舉に關する規  
定がまだ施行されてゐない區市町村  
においては、この法律中公民權に關  
する規定及び都議會議員の選舉に  
關する規定は、東京都制、市制又は

町村制中公民權及び區市町村會議  
員の選舉に關する規定の適用につ  
いては、次の總選舉までの間、まだ施行  
されてゐないものとみなす。

この法律中公民權及び都議會議  
員の選舉に關する規定がまだ施行され  
てゐない場合において、この法律中  
區市町村會議員の選舉に關する規定  
が施行された區市町村においては、  
この法律中區市町村會議員の選舉に  
關する規定は、東京都制中都議會議  
員の選舉に關する規定の適用につ  
いては、次の總選舉までの間、まだ施  
行されてゐないものとみなす。

この法律により都議會議員又は都  
長官を選舉する場合において、昭和  
二十一年の市制の一部を改正する法  
律及び同年の町村制の一部を改正す  
る法律中公民權及び議員の選舉  
に關する規定(町村制第六十一條  
ノ三第二項、第三項及び第五項の  
規定を含む。以下これに同じ。)が  
まだ施行されてゐない市町村にお  
いては、その規定は、都議會議員又は  
都長官の選舉に關する規定の適用に  
ついては、既に施行されたものとみ  
なす。

昭和二十一年の市制の一部を改正  
する法律又は同年の町村制の一部を  
改正する法律中公民權及び議員の選  
舉に關する規定は、これを施行した  
市町村においては、東京都制中都議  
會議員の選舉に關する規定の適用に

つては、次の總選舉までの間、ま  
だ施行されてゐないものとみなす。  
前六項の場合においては必要な選舉  
人名簿に關しては、命令で特別の規  
定を設けることができる。

昭和二十年勅令第五百三十七號  
(衆議院議員選舉法第十二條の特  
例の件)の適用を受ける衆議院議員  
選舉人名簿を用ひて都議會議員の選  
舉を行ふ場合においては、第十六條  
ノ十一第一項ノ改正規定の適用につ  
いては、その名簿中名簿調製期日に  
おいて、都議會議員の選舉權を有す  
る者に關する部分(これを衆議院議  
員選舉人名簿中關係部分といふ)を、  
衆議院議員選舉人名簿とみなす。

この場合における衆議院議員選  
舉人名簿中關係部分に關しては、昭  
和二十一年の市制の一部を改正する  
法律による改正前の市制第二十一條  
ノ三並びに第二十一條ノ四第三項及  
び第四項の例による。但し、「市長  
(第六條ノ市ニ於テハ區長)」とある  
のは、「區市町村會議員選舉管理委員  
會」と讀み替へるものとする。

都長官及び區長は、改正法施行の日まで官  
吏とする。  
第九十三條ノ二乃至第九十三條ノ  
十八又は第九十五條ノ二の改正規  
定施行の際現在に在職する都長官又は  
區長は、これらの規定による都長官  
又は區長が任命されるまでの間は、  
これらの規定の施行によつては、そ  
の地位を失はない。

現任都議會議員の任期は、昭和二  
十一年八月三十一日までとする。  
但し、その任期満了後も、この法律  
により初めて行はれる議員の選舉の  
期日までの間は、なほ、その職にあ  
るものとする。

戸籍法の適用を受けない者の都議  
會議員又は區會議員の選舉權及び被  
選舉權(この法律中公民權に關する  
規定及び都議會議員又は區市町村會  
議員の選舉に關する規定の施行前  
においては、これらの者の公民權)並び  
に都長官の被選舉權は、當分の間、  
これを停止する。

前項の者は、これを選舉人名簿に  
登録することができない。  
この法律の施行に關し必要な規定  
は、勅令でこれを定める。

市制の一部を改正する法律案  
右の政府提出案は本院において修正  
議決した、因つて議院法第五十四條  
により送付する

昭和二十一年八月三十一日  
衆議院議長 山崎 猛  
貴族院議長 公爵徳川家正殿

市制の一部を改正する法律案  
(小字及び一は衆議院修正)  
市制の一部を次のやうに改正す  
る。

第三條、第四條第一項及び第四  
條ノ二中「意見ヲ徵シ」を「議決ヲ  
經」に改める。

第六條第二項但書中「意見ヲモ  
徵スベシ」を「議決ヲモ經ベシ」に  
改める。

第九條 日本國民  
市民ト稱スハ本法ニ從ヒ市ノ選  
舉ニ參與スル權利ヲ有ス

第十條 市民ハ本法ニ從ヒ市條例又  
ハ市規則ノ制定ヲ請求スル權利ヲ  
有ス

市民ハ本法ニ從ヒ市ノ事務ノ監  
査ヲ請求スル權利ヲ有ス

第十一條 市民ハ本法ニ從ヒ市會ノ  
解散ヲ請求スル權利ヲ有ス

市民ハ本法ニ從ヒ市長、助役、監  
査委員、收入役、市會議員又ハ市  
會議員選舉管理委員若ハ市會議員  
區選舉管理委員ノ解職ヲ請求スル  
權利ヲ有ス

第十四條 年滿二十年以上ノ市民ニ  
シテ六月以來市内ニ住所ヲ有スル  
モノハ市會議員ノ選舉權ヲ有ス但  
シ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ此  
ノ限ニ在ラズ

一 禁治產者及準禁治產者  
二 六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑  
ニ處セラレタル者

三 刑法第二編第一章、第三章、  
第九章、第十六章乃至第二十一  
章、第二十五章又ハ第三十六章

乃至第三十九章ニ掲グル罪ヲ犯シ六年未満ノ懲役ノ刑ニ處セラレ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル後其ノ刑期ノ二倍ニ相當スル期間ヲ經過スルニ至ル迄ノ者但シ其ノ罪間五年ヨリ短キトキハ五年トス四 六年未満ノ禁錮ノ刑ニ處セラレ又ハ前號ニ掲グル罪以外ノ罪ヲ犯シ六年未満ノ懲役ノ刑ニ處セラレ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ者市ハ市會ノ議決ヲ經テ市ニ對シ特別ノ關係アル者ニ付前項ノ規定ニ依ル住所ノ要件ニ拘ラズ○選舉權ヲ與フルコトヲ得○此ノ場合ニ於テハ市ハ直ニ其ノ自ラノ住所ノ都市町村ニ通知スベシ

ニ於テ市會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ中ヨリ之ヲ選舉スベシ市會ハ委員ト同數ノ補充員ヲ選舉スベシ委員中關員アルトキハ選舉管理委員會ノ委員長ハ補充員ノ中ニ就キ之ヲ補闕ス其ノ順序ハ選舉ノ時ヲ異ニスルトキハ選舉ノ前後ニ依リ選舉同時ナルトキハ得票數ニ依リ得票同數ナルトキハ抽籤ニ依ル仍關員アル場合ニ於テハ臨時補闕選舉ヲ行フベシ委員及其ノ補充員ハ隔年之ヲ選舉スベシ委員ハ後任者ノ就任スルニ至ル迄在任ス委員ハ其ノ選舉ニ關シ第九十條ノ處分確定シ又ハ判決アル迄ハ其ノ職務ヲ行フノ權ヲ失ハズ第十五條ノ三 選舉管理委員會ハ市長ノ監督ヲ承ケ法令ノ定ムル所ニ依リ市會議員ノ選舉其ノ他ノ選舉ニ關スル事務ヲ管理ス第六條及第八十二條第一項ノ市ノ選舉管理委員會ハ市會議員ノ選舉ニ關スル事務ニ付テハ市會議員區選舉管理委員會ヲ指揮監督ス第十五條ノ四 選舉管理委員會ハ委員中ヨリ委員長一人ヲ選舉スベシ委員長ハ委員會ニ關スル事務ヲ總理シ委員會ヲ代表ス第十五條ノ五 選舉管理委員會ハ委員長之ヲ招集ス委員二人以上ヨリ

委員會招集ノ請求アルトキハ委員長ハ之ヲ招集スベシ第十五條ノ六 選舉管理委員會ハ委員三人以上出席スルニ非ザレバ會議ヲ開クコトヲ得ズ第三項ノ規定ニ依リ委員ノ數減少シテ前項ノ數ヲ得ザルトキハ委員長ハ補充員ニシテ其ノ事件ニ關係ナキモノヲ以テ第十五條ノ二第三項ノ順序ニ依リ臨時之ニ充ツベシ委員ノ故障ニ因リ前項ノ數ヲ得ザルトキ亦同ジ委員長及委員ハ自己又ハ父母、祖父母、配偶者、子孫若ハ兄弟姉妹ノ一身上ニ關スル事件ニ付テハ其ノ議事ニ參與スルコトヲ得ズ但シ委員會ノ同意ヲ得タルトキハ會議ニ出席シ發言スルコトヲ得第十五條ノ七 選舉管理委員會ノ議事ハ委員ノ過半數ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ委員長ノ決スル所ニ依ル第十五條ノ八 選舉管理委員會ニ書記ヲ置キ委員長ノ指揮ヲ承ケ委員會ニ關スル事務ニ從事セシム書記ハ第八十五條ノ吏員ノ中ニ就キ市長ノ承認ヲ得テ委員長之ヲ定ム第十五條ノ九 本法ニ規定スルモノノ外選舉管理委員會ニ關シ必要ナル事項ハ委員會之ヲ定ム第十五條ノ十 第六條及第八十二條第一項ノ市ノ區ニ市會議員區選舉

管理委員會(以下區選舉管理委員會ト稱ス)ヲ置キ市會議員區選舉管理委員會(以下區選舉管理委員會ト稱ス)四人ヲ以テ之ヲ組織ス區選舉管理委員會ハ選舉管理委員會ノ指揮監督ヲ承ケ法令ノ定ムル所ニ依リ其ノ區ニ於ケル市會議員ノ選舉其ノ他ノ選舉ニ關スル事務ヲ管理ス第十五條ノ二及第十五條ノ四乃至第十五條ノ八ノ規定ハ區選舉管理委員會ニ之ヲ準用ス但シ第十五條ノ二第一項中市會議員ノ選舉權ヲ有スル者アルハ其ノ區ニ於ケル市會議員ノ選舉權ヲ有スル者、第十五條ノ八第二項中第八十五條ノ吏員トアルハ第八十六條ノ吏員、市長トアルハ區長トス本法ニ規定スルモノノ外區選舉管理委員會ニ關シ必要ナル事項ハ選舉管理委員會之ヲ定ム第十六條第三項を次のやうに改める。

第七十九條第三項を「第十四條第二項又ハ第三項に、市公民タル者」を「選舉權ヲ有スル者」に、市長を「選舉管理委員會」に改める。第十七條中「市」を「選舉管理委員會」に改める。第十八條第一項中「選舉權ヲ有スル市公民」を「選舉權ヲ有スル者」ニシテ年齡二十五年以上ノモノ」に改め、同條第三項中「選舉事務」を「選舉管理委員會」に改める。○選舉管理委員會、區選舉管理委員會、○選舉長、區選舉長、投票分區長及投票立會人並ニ選舉事務に、有給吏員を「有給ノ吏員」に改める。同條第四項中「有給ノ吏員」を「有給ノ吏員」に改める。第十九條第一項を削り、同條第二項中「議員」を「市會議員」に改める。第二十條ノ二第一項を次のやうに改める。市會議員ノ選舉ハ其ノ市ニ於ケル衆議院議員選舉人名簿及補充選舉人名簿ニ依リ之ヲ行フ第二十一條第一項中「市長(第六條ノ市ニ於テハ區長)」を「選舉管理委員會(第六條及第八十二條第一項ノ市ニ於テハ區選舉管理委員會)」に改め、但シ「の」の下に「第十六條第三項但書ノ場合ヲ除ク外」を加へる。第二十一條ノ二第二項中「市長(第六條ノ市ニ於テハ區長)」を「選舉管理委員會(第六條及第八十二條第一項ノ市ニ於テハ區選舉管理委員會)」に、(第六條ノ市ニ於テハ區役所)を

に「處置」を「名簿ノ修正」に改める。

第二十一條ノ四第三項中「市長（第六條ノ市ニ於テハ區長）」を「選舉管

理委員會ノ選任シタル者ヲ以テ之ニ充ツ  
選舉長ハ選舉會ニ關スル事務ヲ擔任ス

選舉立會ノハ正當ノ理由ナクシテ  
其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ズ  
同條第九項中「前八項」を「前三項」  
に改める。

第三十條ノ三第二項中「市長(第六條ノ市ニ於テハ區長)ハ直ニ其ノ旨ヲ選舉長ハ直ニ其ノ旨ヲ選舉管理年齒同シキトキハ」を削る。

錄ノ寫ヲ添ヘ直ニ府縣知事ニ當選者ノ住所氏名又ハ當選者ナキ旨ヲ報告スベシ



を削り、「妻」を「配偶者」に改め、同條第五項〇を削る。

第七十二條 第四十四條、第四十六條乃至第五十條、第五十條ノ二第六項、第五十三條、第五十五條、第五十七條乃至第五十九條、第六十一條、第六十二條及第六十三條

第一項ノ規定ハ市參事會ニ之ヲ準用ス但シ第六十二條第三項ノ規定ヲ準用スル場合ニ於テハ市會議長ニモ報告スベシ

第七十二條ノ二 市長ノ任期ハ四年トシ選舉ノ日ヨリ之ヲ起算ス

第七十三條 市長ハ其ノ被選舉權アル者ニ就キ選舉人ノ選舉ス市會議員ノ選舉權ヲ有スル者ハ市長ノ選舉權ヲ有ス

市長ノ選舉ハ現任市長ノ任期満了ノ日前二十日以内ニ之ヲ行フベシ市長ノ退職ノ申立アリタルトキ又ハ市長闕クルニ至リタルトキハ市長ノ選舉ハ其ノ退職スベキ日以前二十日以内又ハ其ノ闕クルニ至リタル日ヨリ二十日以内ニ之ヲ行フベシ但シ其ノ事由第七十三條ノ十三ニ於テ準用スル第三十二條第三項又ハ第七項ノ期限前ニ生ジタル場合ニ於テ第七十三條ノ六第一項但書ノ得票者アルトキ又ハ其ノ期限經過後ニ生ジタル場合ニ於テ第七十三條ノ六第二項ノ規定ノ適用ヲ受ケタル得票者アルトキハ直ニ選

學會ヲ開キ其ノ者ノ中ニ就キ當選者ヲ定ムベシ

第七十三條ノ八第三項及第五項ノ規定ハ前項但書ノ場合ニ之ヲ準用ス

第七十三條ノ十第四項ノ規定ハ第四項ノ期間ニ之ヲ準用ス

第七十三條ノ二 帝國臣民タル年齢二十五年以上ノ者ハ市長ノ被選舉權ヲ有ス

第十四條第一項但書ノ規定ニ該當スル者ハ市長ノ被選舉權ヲ有セズ市會議員及市ノ有給ノ吏員、教員其ノ他ノ職員ニシテ在職中ノモノハ其ノ市ノ市長ト相兼スルコトヲ得ズ

第七十三條ノ三 市長ノ選舉ニ關スル事務ハ市會議員選舉管理委員會（以下本章中選舉管理委員會ト稱ス）之ヲ管理ス市長ノ選舉ハ市會議員ノ選舉ニ用フル選舉人名簿ニ依リ之ヲ行フ選舉管理委員會ハ選舉ノ期日前十五日迄ニ選舉會場及投票ノ日時ヲ告示スベシ投票分會ヲ設クル場合ニ於テハ併セテ其ノ區劃ヲ告示スベシ

第七十三條ノ四 市長候補者タラントスル者ハ選舉ノ期日ノ告示アリタル日ヨリ選舉ノ期日前五日目迄ニ其ノ旨ヲ選舉長ニ届出ヅベシ選舉人名簿ニ登錄セラレタル者他人ヲ市長候補者ト爲サントスルト

キハ前項ノ期間内ニ其ノ推薦ノ届出ヲ爲スコトヲ得

前二項ノ期間内ニ届出アリタル市長候補者二人以上アル場合ニ於テ其ノ期間ヲ經過シタル後市長候補者死亡シ又ハ市長候補者タルコトヲ辭シタルトキハ前二項ノ例ニ依リ選舉ノ期日前三日目迄市長候補者ノ届出又ハ推薦届出ヲ爲スコトヲ得

市長候補者ハ選舉長ニ届出ヲ爲スニ非ザレバ市長候補者タルコトヲ辭スルコトヲ得ズ

前四項ノ規定ニ依リ届出アリタルトキ又ハ市長候補者ノ死亡シタルコトヲ知リタルトキハ選舉長ハ直ニ其ノ旨ヲ告示スベシ

第七十三條ノ五 市長候補者ノ届出又ハ推薦届出ヲ爲サントスル者ハ市長候補者一人ニ付千圓又ハ之ニ相當スル額面ノ國債證書ヲ供託スルコトヲ要ス

市長候補者ノ得票數有效投票ノ總數ノ十分ノ一ニ達セザルトキハ前項ノ規定ニ依リ供託物ハ市ニ歸屬ス

前項ノ規定ハ市長候補者選舉ノ期日前七日以内ニ市長候補者タルコトヲ辭シタル場合ニ之ヲ準用ス但シ被選舉權ヲ有セザルニ至リタル爲市長候補者タルコトヲ辭シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第七十三條ノ六 市長ノ選舉ハ有效

投票ノ最多數ヲ得タル者ヲ以テ當選者トス但シ有效投票ノ總數ノ四分ノ一以上ノ得票アルコトヲ要ス

當選者ヲ定ムルニ當リ得票ノ數同ジキトキハ選舉長抽籤シテ之ヲ定ム

第七十三條ノ七 第七十三條ノ四第一項乃至第三項ノ規定ニ依リ届出アリタル市長候補者一人ナルトキハ投票ハ之ヲ行ハズ

前項ノ規定ニ依リ投票ヲ行フコトヲ要セザルトキハ選舉長ハ直ニ其ノ旨ヲ告示シ併セテ之ヲ選舉管理委員會ニ報告スベシ

第一項ノ場合ニ於テハ選舉長ハ選舉ノ期日ヨリ五日以内ニ選舉會ヲ開キ市長候補者ヲ以テ當選者ト定ムベシ

前項ノ場合ニ於テ市長候補者ノ被選舉權ノ有無ハ選舉立會人ノ之ヲ決定ス可否同數ナルトキハ選舉長之ヲ決スベシ

第三項ノ場合ニ於テハ選舉長ハ豫メ選舉會ノ場所及日時ヲ告示スベシ

第七十三條ノ八 當選者左ニ掲グル事由ノ一ニ該當スル場合ニ於テ第二項ノ規定ノ適用ヲ受クル者ナキトキハ二十日以内ニ更ニ選舉ヲ行フベシ

一 當選者ノ辭シタルトキ

二 第七十三條ノ十三ニ於テ準用

スル第三十條ノ二ノ規定ニ依リ當選ヲ失ヒタルトキ

三 死亡者ナルトキ

四 選舉ニ關スル犯罪ニ依リ刑ニ處セラレ其ノ當選無効ト爲リタルトキ但シ第七十三條第四項又ハ前各號ノ事由ニ依リ選舉ノ告示ヲ爲シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第七十三條ノ十三ニ於テ準用スル第三十六條ノ二ノ規定ニ依リ訴訟ノ結果當選無効ト爲リタルトキ

前項各號ノ事由第七十三條ノ十三ニ於テ準用スル第三十二條第三項又ハ第七項ノ期限前ニ生ジタル場合ニ於テ第七十三條ノ六第一項但書ノ得票者アルトキ又ハ其ノ期限經過後ニ生ジタル場合ニ於テ第七十三條ノ六第二項ノ規定ノ適用ヲ受ケタル得票者アルトキハ直ニ選舉會ヲ開キ其ノ者ノ中ニ就キ當選者ヲ定ムベシ

前項ノ場合ニ於テ第七十三條ノ六第一項但書ノ得票者選舉ノ期日後ニ於テ被選舉權ヲ有セザルニ至リタルトキハ之ヲ當選者ト定ムルコトヲ得ズ

第七十三條ノ十第四項ノ規定ハ第一項ノ期間ニ之ヲ準用ス

第二項ノ場合ニ於テハ選舉長ハ豫メ選舉會ノ場所及日時ヲ告示スベシ

シ



第七十八條 削除

第七十九條第三項中「第七十五條第一項、第七十六條、第七十七條及前條第二項」を「第七十五條第二項本文、第七十六條及第七十七條」に改め、同條第四項中「審査役を「監査委員」に、「父子兄弟」を「親子、夫婦又ハ兄弟姉妹」に改める。

第八十條第一項中「市有給吏員」を「市吏員」に改め、同條第二項中「第七十八條第二項」を削る。

第八十一條第二項及び第三項中「審査役」を「監査委員」に、「父子兄弟」を「親子、夫婦又ハ兄弟姉妹」に改める。

第八十二條第一項乃至第三項を次のやうに改める。

内務大臣ノ指定スル市ハ市會ノ議決ヲ經テ處務便宜ノ爲區ヲ劃シ區長ヲ置クベシ

區長ハ市吏員トシ市長之ヲ任免ス同條第四項中「前項」を「第一項」に、「第八十條」を「第七十七條」に改める。

第八十二條ノ二第二項を削り、同條第三項中「市公民」を「市民」に改める。

○第一項中「委員」を「常設又ハ臨時ノ委員」に改め、同條第三項を次のやうに改める。

第八十三條 ○第二項を削る。  
委員ハ市會議員其ノ他學識經驗アル者ノ中ヨリ市會ノ同意ヲ得テ市長之ヲ選任ス

第八十四條第一項を次のやうに改める。

市長、助役、監査委員、收入役若ハ副收入役又ハ參與第十四條第一項但書ノ規定ニ該當スルニ至リタルトキハ其ノ職ヲ失フ

第八十五條第一項中「有給」を削る。

第八十六條第一項中「第三項」を「第一項」に改め、「有給」を削る。

第八十七條ノ二 市會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ五十分ノ一（其ノ數千ヲ超ユルトキハ千以下之ニ同ジ）以上ノ者ノ連署ヲ以テ其ノ代表者ヨリ市長ニ對シ市條例又ハ市會ノ議決ヲ經ベキ市規則ノ制定ノ請求アリタルトキハ市長ハ二十日以内ニ市會ヲ召集シ意見ヲ附シテ之ニ原案ヲ付議スベシ

前項ノ場合ニ於テハ市長ハ原案ノ趣旨ニ反セズト認ムル範圍内ニ於テ之ヲ修正シ〇テ市會ニ付議スルコトヲ得

市長ハ市會ノ要求アルトキハ第一項ノ代表者又ハ其ノ代理者ヲシテ會議ニ出席シ原案ノ説明ヲ爲サシムルコトヲ得

第一項ノ市會議員ノ選舉權ヲ有スル者トハ市會議員ノ選舉ニ用フル選舉人名簿確定ノ日ニ於テ之ニ登錄セラレタル者トス

第一項ノ市會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ五十分ノ一ノ數ハ前項ノ選舉人名簿確定後直ニ市長ニ於テ之ヲ告示スベシ

第一項ノ場合ニ於テ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第八十八條 市長ハ市内ノ團體等ノ活動ノ綜合調整ヲ圖ル爲之ヲ指揮監督ス

市長ハ市内ノ團體等ノ監督上必要アル場合ニ於テハ該團體等ヲシテ事務ノ報告ヲ爲サシムルヲ命ジ又ハ該團體等ノ監督官ヲ指定スルコトヲ得

市長ハ市内ノ團體等ノ監督官ニ命令又ハ處分ヲ取消スルコトヲ得

第九十條第一項但書を削り、同條第四項中第一項を削る。

第九十條ノ二 市會ニ於テ市長不信任ノ議決ヲ爲シタルトキハ市長ハ十日以内ニ對シ市會ノ解散ヲ請求スルコトヲ得

市會解散ノ場合ニ於テハ二月以内ニ議員ヲ選舉スベシ

〇市會ニ於テ市長不信任ノ議決ヲ爲シタル場合ニ於テハ第一項ノ解散ヲ招集セラレタル市會ニ於テ再ビ市長不信任ノ議決ヲ爲シタルトキハ市長ハ退職スルコトヲ要ス

前項ノ議決ニ付テハ議員數ノ三分ノ二以上出席シ其ノ三分ノ二以上ノ同意アルコトヲ要ス

第九十一條第五項中報告スベシを「報告シ其ノ承認ヲ求ムベシ」に改める。

第九十一條ノ二 市參事會ヲ置カザル市ニ於テハ前條ノ規定ニ拘ラズ市會成立セザルトキ又ハ第五十二條但書ノ場合ニ於テ仍會議ヲ開クコト能ハザルトキハ市長ハ府縣知事ニ具狀シテ指揮ヲ請ヒ市會ノ議決スベキ事件ヲ處置スルコトヲ得

市會ニ於テ其ノ議決スベキ事件ヲ議決セザルトキハ前項ノ例ニ依ル市會ノ決定スベキ事件ニ關シテハ前二項ノ例ニ依ル此ノ場合ニ於ケル市長ノ處置ニ關シテハ各本條ノ規定ニ準ジ訴訟又ハ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

前二項ノ規定ニ依ル處置ニ付テハ次同ノ會議ニ於テ之ヲ市會ニ報告スベシ

第九十一條ノ三 市參事會ヲ置カザル市ニ於テハ第九十一條ノ規定ニ拘ラズ市會ニ於テ議決又ハ決定スベキ事件ニ關シ臨時急施ヲ要スル場合ニ於テ市會成立セザルトキ又ハ市長ニ於テ之ヲ招集スルノ暇ナシト認ムルトキハ市長ハ之ヲ專決シ次回ノ會議ニ於テ之ヲ市會ニ報告スベシ

前項ノ規定ニ依リ市長ノ爲シタル處分ニ關シテハ各本條ノ規定ニ準ジ訴訟又ハ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第九十二條第一項中報告スベシを「報告シ其ノ承認ヲ求ムベシ」に改める。

第九十六條ノ二 監査委員ハ市長ノ監督ヲ承ケ市ノ經營ニ係ル事業ノ管理、市ノ出納其ノ他市ノ事務ノ執行ヲ監査ス

市長ハ監査委員ヲシテ毎會計年度少クトモ一回以上期日ヲ定メテ前項ノ規定ニ依ル監査ヲ爲サシムベシ

市會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ五十分ノ一以上ノ者ノ連署ヲ以テ其ノ代表者ヨリ市長ニ對シ第一項ニ規定スル事項ニ關シ監査委員ヲ請求アリタルトキハ市長ハ其ノ請求ニ付監査ヲシテ監査ヲ爲サシムベシ

市長ハ監査委員ヲシテ監査ノ結果ヲ市會ニ報告スベシ

監査委員ヲ置カザル市ニ於テ第三項ノ代表者ヨリ市長ニ對シ第一項ニ規定スル事項ノ監査ヲ請求アリタルトキハ市長ハ自ラ其ノ請求ニ係ル事項ヲ監査シ其ノ結果ヲ市會ニ報告スベシ

市長ハ監査ノ結果ヲ市住民ニ公表スベシ

第八十七條ノ二第四項ノ規定ハ第三項ノ市會議員ノ選舉權ヲ有スル

市會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ五十分ノ一以上ノ者ノ連署ヲ以テ其ノ代表者ヨリ市長ニ對シ第一項ニ規定スル事項ニ關シ監査委員ヲ請求アリタルトキハ市長ハ其ノ請求ニ付監査ヲシテ監査ヲ爲サシムベシ

市長ハ監査委員ヲシテ監査ノ結果ヲ市會ニ報告スベシ

第九十五條第二項ノ規定ニ依ル市會ノ要求アルトキ其ノ他必要アリタルトキハ臨時ニ監査委員ヲシテ第一項ノ規定ニ依ル監査ヲ爲サシムベシ

市長ハ監査委員ヲシテ監査ノ結果ヲ市會ニ報告スベシ

第九十六條ノ二 監査委員ハ市長ノ監督ヲ承ケ市ノ經營ニ係ル事業ノ管理、市ノ出納其ノ他市ノ事務ノ執行ヲ監査ス

市長ハ監査委員ヲシテ毎會計年度少クトモ一回以上期日ヲ定メテ前項ノ規定ニ依ル監査ヲ爲サシムベシ

市會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ五十分ノ一以上ノ者ノ連署ヲ以テ其ノ代表者ヨリ市長ニ對シ第一項ニ規定スル事項ニ關シ監査委員ヲ請求アリタルトキハ市長ハ其ノ請求ニ付監査ヲシテ監査ヲ爲サシムベシ

者ニ、同條第五項ノ規定ハ第三項ノ市會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ五十分ノ一ノ數ニテ準用ス。

第三項ノ場合ニ於テ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム。

第九十七條第一項中「及第九十三條」ヲ「並ニ第十五條ノ第三項、第十五條ノ第十項及第九十三條」ニ改メル。

第百條を削る。

第百條ノ二を第百條とする。

第百四條 市會議員、市會議員選舉管理委員、區選舉管理委員、市參事會、市會議員ノ中ヨリ選任セラルタル監査委員、參與、委員

○選舉長、選舉立會人、投票分會長、投票立會人、並ニ町內會部會及其ノ聯合會ノ長ニハ報酬ヲ給スルコトヲ得

市會議員、市會議員選舉管理委員、區選舉管理委員、市參事會、市會議員ノ中ヨリ選任セラルタル監査委員、參與、委員、選舉長、選舉立會人、投票分會長、投票立會人、區會議員並ニ町內會部會及其ノ聯合會ノ長ハ職務ノ爲要スル費用ノ辨償ヲ受クルコトヲ得

報酬額及費用辨償額並ニ其ノ支給方法ハ市條例ヲ以テ之ヲ規定スベシ

第百五條 市長、助役其ノ他ノ前條ニ規定スル吏員以外ノ吏員○並ニ市會議員選舉管理委員會、區選舉管理委員會、市會及市參事會ノ書記

給料及旅費ヲ給ス

給料額及旅費額並ニ其ノ支給方法ハ市條例ヲ以テ之ヲ規定スベシ

前項ノ市條例ヲ設ケ又ハ改廢セントスルトキハ市會ノ議決ヲ經ベシ

第百六條中「有給吏員」ヲ「前條第一項ノ吏員」ニ改メル。

第百七條第二項を次のやうに改める。

前項ノ規定ニ依ル異議ノ申立アリタルトキハ市長ハ市參事會（市參事會ヲ置カザル市ニ於テハ市會以下之ニ同ジ）ニ諮リテ之ヲ決定スベシ

市參事會ハ前項ノ規定ニ依ル諮問アリタル日ヨリ二十日以内ニ意見ヲ答申スベシ

關係者第二項ノ規定ニ依ル市長ノ決定ニ不服アルトキハ府縣知事ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第百十六條第二項中「第四項」ヲ「第三項」ニ改める。

第百二十四條第一項但書を削り、同條第五項中「急迫ノ場合」の下に「其ノ他特別ノ事情アル場合」を加へる。

第百二十九條第三項中「二十圓」ヲ「二百圓」ニ改める。

第百三十條第三項を次のやうに改める。

前二項ノ規定ニ依ル異議ノ申立アリタルトキハ市長ハ市參事會ニ諮リテ之ヲ決定スベシ

市參事會ハ前項ノ規定ニ依ル諮問アリタル日ヨリ二十日以内ニ意見ヲ答申スベシ

第三項ノ規定ニ依ル市長ノ決定ヲ受ケタル者其ノ決定ニ不服アルトキハ府縣知事ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第百四十一條第二項を次のやうに改める。

検査ハ市長監査委員ヲシテ之ヲ爲サシメ（監査委員ヲ置カザル市ニ於テハ市長自ラ之ヲ爲シ）臨時検査ニハ市參事會（市參事會ヲ置カザル市ニ於テハ市會議員以下之ニ同ジ）ニ於テ互選シタル市參事會員二人以上ノ立會ヲ要ス

監査委員ハ検査ノ結果ヲ市長及市會ニ報告スベシ

第百四十二條第二項中「考査役ヲシテ之ヲ審査セシメ」ヲ「監査委員ヲシテ之ヲ審査セシメ」（監査委員ヲ置カザル市ニ於テハ市長自ラ之ヲ審査シ）ニ改メ、市會を市會ニ改める。

第百四十二條ノ二 市長ハ市會ノ指定シタル市ノ經營ニ係ル事業ニ付其ノ經營狀況ヲ明ナラシムル爲定期ニ貸借對照表其ノ他必要ナル書類ヲ作製シ監査委員ヲシテ之ヲ審査セシメ其ノ意見ヲ附シテ次ノ市會ニ提出スベシ

前項ノ規定中監査委員ノ審査ニ關スル部分ハ監査委員ヲ置カザル市ニ於テハ之ヲ適用セズ

第百四十五條中「意見ヲ徴シ」ヲ「議決ヲ經」ニ改める。

第百四十六條第一項中「區會議員ハ市ノ名譽職トス其ノ定數」ヲ「區會議員ノ定數」ニ改メ、及被選舉權を、被選舉權及選舉人名簿」ニ改める。

第百五十條第二項、第百五十一條第二項、第百五十三條第二項及び第百五十四條第二項中「意見ヲ徴シ」ヲ「議決ヲ經」ニ改める。

第百五十五條第三項を次のやうに改める。

前項ノ異議ノ申立アリタルトキハ組合ノ管理者ハ組合會ニ諮リテ之ヲ決定スベシ

組合會ハ前項ノ規定ニ依ル諮問アリタル日ヨリ二十日以内ニ意見ヲ答申スベシ

第三項ノ規定ニ依ル組合ノ管理者ノ決定ニ不服アル市町村ハ府縣知事ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第百六十二條第一項を次のやうに改める。

○市會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ五分ノ一（其ノ數一萬ヲ超ユルトキハ一萬以下之ニ同ジ）以上ノ者ノ連署ヲ以テ其ノ代表者ヨ

市會議員選舉委員會リ内務大臣ニ對シ市會ノ解散ノ請求アリタルトキ、第九十條ノ第三項ノ規定ニ依ル市會ノ解散ノ請求アリタルトキ其ノ他特別ノ事情アルトキハ内務大臣ハ市會ノ解散ヲ命ズルコトヲ得

第九十條ノ三第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

同條第三項及び第四項を次のやうに改める。

第八十七條ノ二第四項ノ規定ハ第一項ノ市會議員ノ選舉權ヲ有スル者ニ、同條第五項ノ規定ハ第一項ノ市會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ五分ノ一ノ數ニテ準用ス

第一項ノ場合ニ於テ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第百六十五條 市會議員ノ選舉權ヲ有スル者○市會議員ニ付テハ選舉權アリタルトキ其ノ選舉權ヲ有スル者

有スル者○ノ總數ノ五分ノ一以上ノ連署ヲ以テ其ノ代表者ヨリ市會議員選舉委員會ニ對シ市會又ハ市參事會ニ付テハ内務大臣ニ對シ助役、監査委員、收入役、市會議員又ハ市會議員選舉管理委員會若ハ區選舉管理委員會ニ付テハ府縣知事ニ對シ此等ノ者ノ解職ノ請求アリタルトキハ内務大臣又ハ府縣知事ハ關係者ノ出頭ヲ求メテ之ヲ審査シ其ノ理由アリト認ムルトキハ之ヲ解職スベシ

第一項、投票に於て其ノ過半數ノ同意アリタルキ又ハ前項、場合に於て議員數ノ三分ノ二以上出席シ其、四分、三以上ノ同意アリタルキハ前二項、掲ケル者ハ其ノ職ヲ失フ

第一項ノ市長又ハ市會議員ノ解職ノ請求ハ其ノ就職後一年間及第二項ノ投票後一年間ハ之ヲ爲スコトヲ得ズ第二項ノ助役、監査委員、收入役又ハ市會議員、選舉管理委員若ハ區選舉管理委員ノ解職ノ請求ヲ付其ノ就職後六月間及市會ニ付議シタル後六日間ハ亦同ジ

第七十七條第五項ノ規定ハ第一項  
 ノ規定ニ依リ解職ヲ行ハントスル  
 場合ニ、同條第六項ノ規定ハ第一  
 項ノ規定ニ依リ解職セラルタル者  
職ヲ失ヒ  
 ニ之ヲ準用ス

第六十九條中「輕易ナル事件ニ  
限リ許可」を「輕易ナル事件ニ限リ報

第四百七十一條第一項中「考査役」を  
 「監査委員」に、「區長代理者並ニ第八  
 十五條及第八十六條ノ吏員」を「第八  
 十五條及第八十六條ノ吏員並ニ市會  
 議員選舉管理委員及區選舉管理委員  
 ○並ニ市會議員選舉管理委員會及區選舉管理委  
 員會ノ書記  
 員會ノ書記  
 三項」を「第一項」に改め、「市長ニ付  
 テハ勅裁ヲ經」を削り、同條第二項

會及區選舉管理委員會ノ書記  
第百七十一條第一項中「市吏員」の  
下に「區ニ市會議員選舉管理委員及區選舉管理委員〇」を加へ、同條第二  
項中「二十五圓」を「二百五十圓」に改  
める。

附則

この法律中公民権に關する規定

この法律により市長を選挙する場合において、この法律中公民権に関する規定及び議員の選挙に関する規定がまだ施行されてゐないときは、その規定は、この法律中市長の選挙に関する規定の適用については、既に施行されたものとみなす。

前二項の場合において必要と選舉人名簿に關しては、命令で特別の規定を設けることができる。

昭和二十年勅令第五百三十七號（衆議院議員選舉法第十二條の特例の件）の適用を受ける衆議院議員選舉人名簿と用いて市會議員の選舉

學人名簿を用いて市會議員の選舉を行ふ場合においては、第二十條ノ二第一項の改正規定の適用については、その名簿中名簿調製期日においては市會議員の選舉權を有する者に關

第七十二條ノ二乃至第七十三條ノ十  
第七十三條ノ十  
第十三又は第七十五條の改正規定施行  
の際現在在職する市長又は助役は、  
これらの規定により選挙又は選任さ  
れた市長又は助役が就任するまで  
の間は、これらの規定の施行によつて  
は、その職を失はない。

他の法律中「市制第八十二條第三項ノ市」とあるのは、「市制第八十二條第一項ノ市」と讀み替へるものとする。

現任市會議員は、その任期滿了後、この法律により初めて行はれる

前項の者は、これを選挙人名簿に登録することができない。

この法律の施行に關し必要な規定は、勅令でこれを定める。

昭和二十一年八月三十一日  
衆議院議長 山崎 猛  
貴族院議長 公爵徳川家正殿  
町村制の一部を改正する法律案  
町村制の一部を次のやうに改正  
する。

第三條第一項乃至第四項中「意見ヲ徵シ」を「議決ヲ經」に改める。

第七條 日本國民帝國臣民タル町村住民（之ヲ町村民ト稱ス）ハ本法ニ從ヒ町村ノ選舉ニ參與スル權利ヲ有ス

第八條 町村民ハ本法ニ從ヒ町村條例又ハ町村規則ノ制定ヲ請求スル權利ヲ有ス

町村民ハ本法ニ從ヒ町村ノ事務ノ



中「町村長」を「委員會」に改める。  
第十九條ノ二第二項、第三項及び  
第四項中「町村長」を「選舉長」に改め  
キハの下に「本人ノ同意ヲ得テ」を加ヘ、同條  
る。

第二十條 選舉長ハ町村會議員ノ選  
舉權ヲ有スル者ノ中ニ就キ選舉管  
理委員會ノ選任シタル者ヲ以テ之  
ニ充ツ

選舉長ハ選舉會ニ關スル事務ヲ擔  
任ス  
議員候補者ハ選舉人名簿ニ登錄セラレタル者  
委員會ハ選舉人名簿ニ登錄セラレ  
タル者ノ中ヨリ本人ノ承諾ヲ得テ  
二人乃至四人ノ選舉立會人ヲ選任  
ス

前項ノ規定ニ依リ提出アリタル者(議員候補  
者)死シ又ハ議員候補者タルコトヲ辭シタル  
ニ達セザルニ至リタルトキハ選舉  
立會人ニシテ選舉會ニ加入スルモノ  
選舉立會人ニシテ選舉會ニ加入スルモノ  
會ヲ開クベキ時刻ニ至リ二人ニ達  
セザルニ至リタルトキハ選舉長ハ選  
舉人名簿ニ登錄セラレタル者ノ中  
ヨリ二人ニ達スル迄ノ選舉立會人  
ヲ選任シ直ニ之ヲ本人ニ通知シ選  
舉立會人ハシムベシ

前項ノ抽籤ハ選舉ノ期日ノ前日ノ行フ第三  
項ノ届出ヲ爲シタル議員候補者ハ之ニ立會フ  
コトヲ得  
前項ノ抽籤ヲ行フベキ場所及日時ハ選舉長ニ  
於テ豫メ之ヲ告示スベシ  
第四項ノ規定ニ依リ選舉立會人定マリタルト  
キハ選舉長ハ直ニ之ヲ本人ニ通知シ選舉立

會ハシムベシ  
議員候補者死シ又ハ議員候補者タルコトヲ  
辭シタルトキハ其ノ届出ニ係ル選舉立會人ハ  
其ノ職ヲ失フ  
第四項ノ規定ニ依リ選舉立會人三人ニ達セザ  
ルトキ若ハ三人ニ達セザルニ至リタルトキ又  
ハ選舉立會人ニシテ選舉會ニ加入スル者開ク  
ベキ時刻ニ至リ三人ニ達セザルトキ若ハ其ノ  
後三人ニ達セザルニ至リタルトキハ選舉長ハ  
選舉人名簿ニ登錄セラレタル者ノ中ヨリ三人  
ニ達スル迄ノ選舉立會人ヲ選任シ直ニ之ヲ本  
人ニ通知シ選舉立會人ハシムベシ

選舉立會人ハ正當ノ理由ナクシテ  
其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ズ  
第一項及第二項ノ規定ハ投票分會  
長ニ之ヲ準用ス

第三項乃至第五項ノ規定ハ投票立  
會人ニ之ヲ準用ス但シ第三項中選  
舉人名簿ニ登錄セラレタル者トア  
ルハ分會ノ區劃内ニ於ケル選舉  
人名簿ニ登錄セラレタル者、第四  
項中選舉長トアルハ投票分會長  
トス

第二十二條第八項中「町村長」を  
「選舉管理委員會」に改める。  
第二十二條ノ三第一項を次のやうに改める。  
投票ノ拒否ハ選舉立會人又ハ投票立會人ノ意  
見ヲ聽キ選舉長又ハ投票分會長之ヲ決定ス  
ベシ  
同條第四項中「投票分會長又ハ」を削る。  
第二十四條中「町村長」を「選舉長」  
に改める。

第二十四條ノ二 ○第二項中「調査スヘ  
シ其ノ投票ノ受理如何ハ選舉立會人ノ決定ス  
可同數ナルトキハ選舉長之ヲ決スベシ」を削  
シ選舉立會人ノ意見ヲ聽キ其ノ受理如何ヲ決  
定スベシに改め、同條

定スベシに改め、同條  
長」を「選舉管理委員會」に改める。  
第二十四條ノ四第一項中「町村ハ  
府縣知事ノ許可ヲ得テ」を「選舉管理委  
員會ハ」に改める。  
第二十六條 投票ノ效力ハ選舉立會人ノ意見ヲ  
聽キ選舉長之ヲ決定スベシ

第二十七條 ○第二項中「六分ノ一」を「四  
分ノ一」に改め、同條  
取り年同シキトキハ」を削る。  
第二十七條ノ三第二項中「町村長  
ハ直ニ其ノ旨」を「選舉長ハ直ニ其ノ  
旨」に改め、同條第四項中「町村長」を  
「選舉立會人ノ意見ヲ聽キ選舉長之ヲ決定ス  
ベシ」に改め、

「選舉長」に改める。  
第二十八條第一項の次に次の一項  
を加へる。  
選舉長ハ選舉長ヲ添ヘ當選者ノ住  
所氏名ヲ選舉管理委員會ニ報告ス  
ベシ  
同條第四項中「町村長」を「委員會」  
に改める。

第二十九條第一項中「町村長」を  
「選舉管理委員會」に、「府縣知事」を  
「町村長」に改める。  
同條第二項乃至第六項を次のやう  
に改める。  
前項ノ場合ニ於テハ委員會ハ選舉  
録ノ寫ヲ添ヘ直ニ府縣知事ニ當選  
者ノ住所氏名又ハ當選者ナキ旨ヲ  
報告スベシ  
當選者當選ノ告知ヲ受ケタルトキ

ハ五日以内ニ其ノ當選ヲ承諾スル  
ヤ否ヲ委員會ニ申立ツベシ  
前項ノ申立ヲ其ノ期間内ニ爲サザ  
ルトキハ其ノ當選ヲ辭シタルモノ  
ト看做ス  
官吏ニシテ當選シタルモノハ所屬  
長官ノ許可ヲ受ケタルニ非ザレバ之  
ニ應ズルコトヲ得ズ  
前項ノ官吏ニシテ當選シタルモノ  
ニ付テハ第三項ノ期間ハ十日以内  
トス

第三十條第一項に次の二號を加へ  
る。  
五 第三十三條ノ二ノ規定ニ依リ  
訴訟ノ結果當選無効ト爲リタル  
トキ  
同條第三項中「第四號」の下に「又  
ハ第五號」を加へ、同條第五項中「町  
村長」を「選舉長」に改める。  
第三十一條第一項を次のやうに改  
める。

當選者其ノ當選ヲ承諾シタルトキ  
ハ選舉管理委員會ハ直ニ其ノ旨ヲ  
町村長ニ報告スルト共ニ當選者ノ  
住所氏名ヲ告示シ併セテ之ヲ府縣  
知事ニ報告スベシ  
同條第二項中「町村長ハ直ニ其ノ  
旨ヲ告示シ併セテ之ヲ」を「委員會ハ  
直ニ其ノ旨ヲ町村長ニ報告スルト共  
ニ之ヲ告示シ併セテ」に改める。

第三十三條第一項中「町村長」を  
「選舉管理委員會」に、「町村長ハ」  
を「委員會ハ」に改め、同條第三項中  
「第一項」を「第二項」に改め、同條第  
四項中「町村長」を「委員會」に改め  
る。  
第三十三條ノ二 檢事ハ衆議院議員  
選舉法第百十二條乃至第百十三條  
ノ規定ノ準用ニ依リ罪ニ該ル事件  
ノ被告人ガ選舉運動ヲ總括主宰シ  
タル者ナルニ因リ同法第百三十六  
條ノ規定ノ準用ニ依リ當選ヲ無効  
ナリト認ムルトキハ公訴ニ附帶シ  
當選者ヲ被告トシテ訴訟ヲ提起ス  
ルコトヲ要ス

衆議院議員選舉法第百四十一條ノ  
二及第百四十一條ノ三ノ規定ハ前  
項ノ規定ニ依リ訴訟ニ之ヲ準用ス  
前條第七項ノ規定ハ第一項ノ場合  
ニ之ヲ準用ス  
第三十四條第一項及び第三項中  
「三月以内」を削り、同條第五項を  
削る。  
第三十四條ノ二第二項を削る。

第三十四條ノ三 町村會議員ノ選舉  
ハ町村長ノ選舉ノ期日ノ告示アリタ  
ルトキハ其ノ選舉ノ期日ノ經過スル  
ニ至ル迄ノ間之ヲ行フコトヲ得ズ  
議員ノ選舉ヲ行フベキ事由ヲ生ジタ  
ル場合ニ於テ町村長ノ選舉ヲ行フベ  
キ事由ヲ生ジタルトキハ議員ノ選  
舉ハ町村長ノ選舉ノ期日ノ經過スル  
ニ至ル迄ノ間之ヲ行フコトヲ得ズ  
第三十五條第一項中「又ハ第二十  
九條第五項ニ掲クル者ナルトキ」及  
び「又ハ第二十九條第五項ニ掲クル

三三七

者ニ該當スルヤ否<sup>レ</sup>並びに第二號を削り、第三號を第二號とし、第四號を第三號とし、同條第二項中「又ハ第二十九條第五項ニ掲クル者」を削る。

第三十五條ノ二 選舉管理委員、選舉長又ハ投票分會長町村會議員ノ選舉權ヲ有セザルニ至リタルトキハ其ノ職ヲ失フ

第三十六條中「町村長」を「選舉管理委員會」に改める。

第三十六條ノ二中「第九十五條ノ二」を「第九十五條」に、「第九十九條第二項」を「第九十九條」に改め、同條に次の但書を加へる。

但シ同法第九十九條中吏員トアルハ選舉管理委員、選舉長、選舉立會人、投票分會長、投票立會人、開票分會長及開票立會人ヲ含ムモノトス

第三十七條に次の但書を加へる。

但シ衆議院議員選舉法第二百十二條第二項、第二百十三條第二項、第二百十六條、第二百十七條及第二百二十七條第四項中吏員トアルハ選舉管理委員、選舉長、投票分會長又ハ開票分會長ヲ含ムモノトス

第三十八條第一項を次のやうに改める。  
特別ノ事情アル町村ニ於テハ町村條例ヲ以テ町村會ヲ置カズ選舉權ヲ有スル者ノ總會ヲ設ケルコトヲ得

第四十條第十一號を次のやうに改める。  
十一 町村内ノ團體等ノ活動ノ綜合調整ニ關スルコト

十二 其ノ他法令ニ依リ町村會ノ權限ニ關スル事項

第四十條に次の一項を加へる。

前項ニ規定スルモノノ外町村ハ町村條例ヲ以テ町村ニ關スル事件ニ付町村會ノ議決スベキモノヲ定ムルコトヲ得

第四十二條に次の一項を加へる。

町村會ハ町村長ニ對シ町村ノ事務ニ關スル監査委員ノ監査ヲ求メ其ノ結果ノ報告ヲ請求スルコトヲ得

第四十五條 町村會ハ議員中ヨリ議長及副議長一人ヲ選舉スベシ

議長及副議長ノ任期ハ議員ノ任期ニ依ル

議長故障アルトキハ副議長之ニ代ハリ議長及副議長共ニ故障アルトキハ臨時ニ議員中ヨリ假議長ヲ選舉スベシ

前項ノ假議長ノ選舉ニ付テハ年長ノ議員議長ノ職務ヲ代理ス年齡同ジトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第四十五條ノ二 特別ノ事情アル町村ニ於テハ前條ノ規定ニ拘ラズ町村條例ヲ以テ町村會ノ選舉ニ依ル議長及副議長ヲ置カズ町村長ヲ以テ議長ト爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ町村長故障アルトキハ其ノ代理者議長ノ職務ヲ代理ス町村長及其ノ代理者共ニ故障

アルトキハ臨時ニ議員中ヨリ假議長ヲ選舉スベシ此ノ場合ニ於テハ前條第四項ノ規定ヲ準用ス

第四十六條ノ二 町村會ハ定例會及臨時會トス

定例會ハ毎年四回以上之ヲ開クベシ

臨時會ハ必要アル場合ニ於テ其ノ事件ニ限リ之ヲ開ク

臨時會ニ付スベキ事件ハ町村長豫メ之ヲ告示スベシ

臨時會開會中急遽ヲ要スル事件アルトキハ前二項ノ規定ニ拘ラズ直ニ之ヲ其ノ會議ニ付スルコトヲ得

町村會ノ會期及其ノ延長並ニ開閉ニ關スル事項ハ第五十九條ノ會議規則中ニ之ヲ規定スベシ

第四十七條第一項中「町村會招集」を「臨時會招集」に改め、同條第二項を削り、同條第三項中「及會議ノ事件」を削り、「告知」を「告示」に改め、同條第四項及第五項を削る。

第四十九條第一項中「議事ハ」の下に「議員」を加へ、同條第二項を削る。

第五十條中「妻」を「配偶者」に改める。

第五十二條 町村會ノ會議ハ之ヲ公開ス但シ議長又ハ議員三人以上ノ發議ニ依リ〇傍聴禁止ヲ可決シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ  
前項但書 議長又ハ議員ノ發議ハ討論ヲ用ヒズ其ノ可否ヲ決スベシ

第五十三條第二項中「第四十五條」の下に「第三項及第四項」(第四十五條ノ二第一項ノ町村ニ於テハ同條第二項)を加へる。

第五十三條ノ三を削る。

第五十七條第二項中「町村長」を「議長」に改める。

第五十八條第三項を次のやうに改める。

議長ハ會議録ヲ寫テ添ヘ會議ノ結果ヲ町村長ニ報告スベシ但シ第四十五條ノ二第一項ノ町村ニ於ケル町村會ノ會議ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第六十條但書中「増加スルコトヲ得」を「増加シ又ハ助役ヲ置カザルコトヲ得」に改める。

第六十條ノ二 町村長ノ任期ハ四年トシ選舉ノ日ヨリ之ヲ起算ス

第六十一條 町村長ハ其ノ被選舉權アル者ニ就キ選舉人ノ之ヲ選舉ス

町村會議員ノ選舉權ヲ有スル者ハ町村長ノ選舉ハ現任町村長ノ任期満了ノ日前十五日以内ニ之ヲ行フベシ

町村長ノ退職ノ申立アリタルトキ又ハ町村長關ケルニ至リタルトキハ町村長ノ選舉ハ其ノ退職スベキ日前十五日以内又ハ其ノ關ケルニ至リタル日ヨリ十五日以内ニ之ヲ行フベシ但シ其ノ事由第六十一

條ノ十五條ノ二ニ於テ準用スル第二十條第三項又ハ第六項ノ期限前ニ生ジタル場合ニ於テ第六十一條ノ五第一項但書ノ得票者アルトキ又ハ其ノ期限經過後ニ生ジタル場合ニ於テ第六十一條ノ五第二項ノ規定ノ適用ヲ受ケタル得票者アルトキハ直ニ選舉會ヲ開キ其ノ者ノ中ニ就キ當選者ヲ定ムベシ

第六十一條ノ七第三項及第五項ノ規定ハ前項但書ノ場合ニ之ヲ準用ス

第六十一條ノ九第四項ノ規定ハ第四項ノ期間ニ之ヲ準用ス

第六十一條ノ二 帝國臣民タル年齡二十五年以上ノ者ハ町村長ノ被選舉權ヲ有ス

第十二條第一項但書ノ規定ニ該當スル者ハ町村長ノ被選舉權ヲ有セズ

町村會議員及町村ノ有給ノ吏員、教員其ノ他ノ職員ニシテ在職中ノモノハ其ノ町村ノ町村長ト相兼ヌルコトヲ得ズ

第六十一條ノ三 町村長ノ選舉ニ關スル事務ハ町村會議員選舉管理委員會(以下本章中選舉管理委員會ト稱ス)之ヲ管理ス

第三十八條ノ町村ニ於テハ町村長選舉管理委員會ヲ置キ町村長ノ選舉ニ關スル事務ヲ管理セシム

選舉管理委員會ニ關スル規定ハ前

項ノ町村長選舉管理委員會ニ之ヲ  
準用ス

町村長ノ選舉ハ町村會議員ノ選舉  
ニ用フル選舉人名簿ニ依リ之ヲ行  
フ

第二項ノ町村ニ於ケル町村長ノ選  
舉ニ用フベキ選舉人名簿ニ關シテ  
ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

選舉管理委員會ハ選舉ノ期日前十  
日迄ニ選舉會場及投票ノ日時ヲ  
告示スベシ投票分會ヲ設ケル場合  
ニ於テハ併セテ其ノ區劃ヲ告示ス  
ベシ

第六十一條ノ四 町村長候補者タラ  
ントスル者ハ選舉ノ期日ノ告示ア  
リタル日ヨリ選舉ノ期日前三日目  
迄ニ其ノ旨ヲ選舉長ニ届出ヅベシ  
選舉人名簿ニ登錄セラレタル者他  
人ヲ町村長候補者ト爲サントスル  
トキハ前項ノ期間内ニ其ノ推薦ノ  
届出ヲ爲スコトヲ得

前二項ノ規定ニ依ル届出ハ選舉人  
三十人以上ノ連署ヲ以テ之ヲ爲ス  
ベシ

町村長候補者ハ選舉長ニ届出ヲ爲  
スニ非ザレバ町村長候補者タルコ  
トヲ辭スルコトヲ得ズ

第一項、第二項及前項ノ規定ニ依  
ル届出アリタルトキ又ハ町村長候  
補者ノ死亡シタルコトヲ知リタル  
トキハ選舉長ハ直ニ其ノ旨ヲ告示  
スベシ

第六十一條ノ五 町村長ノ選舉ハ有

效投票ノ最多數ヲ得タル者ヲ以テ  
當選者トス但シ有效投票ノ總數ノ  
四分ノ一以上ノ得票アルコトヲ要  
ス

當選者ヲ定ムルニ當リ得票ノ數同  
ジキトキハ選舉長抽籤シテ之ヲ定  
ム

第六十一條ノ六 第六十一條ノ四第  
一項及第二項ノ規定ニ依ル届出ア  
リタル町村長候補者一人ナルトキ  
ハ投票ハ之ヲ行ハズ

前項ノ規定ニ依リ投票ヲ行フコト  
ヲ要セザルトキハ選舉長ハ直ニ其  
ノ旨ヲ告示シ併セテ之ヲ選舉管理  
委員會ニ報告スベシ

第一項ノ場合ニ於テハ選舉長ハ選  
舉ノ期日ヨリ五日以内ニ選舉會ヲ  
開キ町村長候補者ヲ以テ當選者ト  
定ムベシ

前項ノ場合ニ於テ町村長候補者ノ  
被選舉權ノ有無ハ選舉立會人ノ之ヲ  
決定ス可同數ナルトキハ選舉長  
之ヲ決スベシ

第三項ノ場合ニ於テハ選舉長ハ豫  
メ選舉會ノ場所及日時ヲ告示スベ  
シ

第六十一條ノ七 當選者左ニ掲グル  
事由ノ一ニ該當スル場合ニ於テ第  
二項ノ規定ノ適用ヲ受クル者ナキ  
トキハ十五日以内ニ更ニ選舉ヲ行  
フベシ

一 當選ヲ辭シタルトキ

二 第六十一條ノ十五ニ於テ準用  
スル第二十七條ノ二ノ規定ニ依  
リ當選ヲ失ヒタルトキ

三 死亡者ナルトキ

四 選舉ニ關スル犯罪ニ依リ刑ニ  
處セラレ其ノ當選無効ト爲リタ  
ルトキ但シ第六十一條第四項又  
ハ前各號ノ事由ニ依ル選舉ノ告  
示ヲ爲シタル場合ハ此ノ限ニ在  
ラズ

第六十一條ノ十五  
第六十一條ノ十二ニ於テ準用  
スル第三十三條ノ二ノ規定ニ依  
ル訴訟ノ結果當選無効ト爲リタ  
ルトキ

前項各號ノ事由第六十一條ノ十二  
ニ於テ準用スル第二十九條第三項  
又ハ第六項ノ期限前ニ生ジタル場  
合ニ於テ第六十一條ノ五第一項但  
書ノ得票者アルトキ又ハ其ノ期限  
經過後ニ生ジタル場合ニ於テ第六  
十一條ノ五第二項ノ規定ノ適用ヲ  
受ケタル得票者アルトキハ直ニ選  
舉會ヲ開キ其ノ中ニ就キ當選  
者ヲ定ムベシ

前項ノ場合ニ於テ第六十一條ノ五  
第一項但書ノ得票者選舉ノ期日後  
ニ於テ被選舉權ヲ有セザルニ至リ  
タルトキハ之ヲ當選者ト定ムルコ  
トヲ得ズ

第六十一條ノ九第四項ノ規定ハ第  
一項ノ期間ニ之ヲ準用ス

第二項ノ場合ニ於テハ選舉長ハ豫

メ選舉會ノ場所及日時ヲ告示スベ

シ  
第六十一條ノ八 町村長ノ選舉ニ於テ第六十一  
條ノ五第一項但書ノ規定ニ依リ得票者ナキト  
キハ第六十一條第三項及第四項、前條第一項、  
第六十一條ノ十第一項及第六十一條ノ十二  
第一項及第三項ノ規定ニ拘ラズ第六十一條ノ  
十五ニ於テ準用スル第二十九條第一項ノ規定  
ニ依リ告示ノ日ヨリ五日以内ニ更ニ選舉ヲ行  
フベシ此ノ場合ニ於テハ第六十一條ノ四第一  
項乃至第三項ノ規定ニ拘ラズ其ノ選舉ニ於テ  
有效投票ノ最多數ヲ得タル者二人（二人ヲ定  
ムルニ當リ得票ノ數同ジキ者アルトキハ選舉  
管理委員會抽籤シテ之ヲ定ム）ヲ以テ町村長  
候補者トス

前項ノ場合ニ於テハ第六十一條ノ三第六項ノ  
規定ニ拘ラズ委員會ハ選舉ノ期日前三日目迄  
ニ投票ノ日時ヲ告示スベシ

第一項ノ選舉ハ第六十一條ノ五ノ規定ニ拘ラ  
ズ有效投票ノ過半數ヲ得タル者ヲ以テ當選者  
トス

第一項ノ町村長候補者ノ得票ノ數同ジキトキ  
ハ前項ノ規定ニ拘ラズ選舉長抽籤シテ當選者  
ヲ定ムベシ

第六十一條ノ九 前條第一項ノ町村長候補者死  
亡シ又ハ町村長候補者タルコトヲ辭シタル爲  
町村長候補者一人ト爲リタルトキハ投票ハ之  
ヲ行ハズ

第六十一條ノ六第二項乃至第五項ノ規定ハ前  
項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第六十一條ノ十 第六十一條ノ八第三項又ハ第  
四項ノ當選者第六十一條ノ七第一項ニ掲グル  
事由ノ一ニ該當スル場合ニ於テ第二項ノ規定  
ノ適用ヲ受クル者ナキトキハ十五日以内ニ更  
ニ選舉ヲ行フベシ

前項ノ事由ヲ生ジタル場合ニ於テ第六十一條  
ノ八第四項ノ規定ノ適用ヲ受ケタル得票者ア  
ルトキハ直ニ選舉會ヲ開キ其ノ中ニ就キ當選者ト  
定ムベシ

第六十一條ノ十三 第六十一條ノ四第

定ムベシ  
前項ノ場合ニ於テ第六十一條ノ八第四項規  
定ノ適用ヲ受ケタル得票者選舉ノ期日後ニ於  
テ被選舉權ヲ有セザルニ至リタルトキハ之ヲ  
當選者ト定ムルコトヲ得ズ

第六十一條ノ十二第四項ノ規定ハ第一項ノ期  
間ニ之ヲ準用ス

第六十一條ノ八 當選者其ノ當選ヲ  
承諾シタルトキハ選舉管理委員會  
ハ直ニ當選者ノ住所氏名ヲ告示シ  
併セテ之ヲ府縣知事ニ報告スベシ

當選者ナキニ至リタルトキハ委員  
會ハ直ニ其ノ旨ヲ告示シ併セテ之  
ヲ府縣知事ニ報告スベシ

第六十一條ノ九 選舉無効ト確定シ  
タルトキハ十五日以内ニ更ニ選舉  
ヲ行フベシ

當選無効ト確定シタルトキハ直ニ  
選舉會ヲ開キ更ニ當選者ヲ定ムベ  
シ此ノ場合ニ於テハ第六十一條ノ  
七第三項及第五項ノ規定ヲ準用ス

當選者ナキトキ又ハ當選者ナキニ  
至リタルトキハ十五日以内ニ更ニ  
選舉ヲ行フベシ

第一項及前項ノ期間ハ第六十一條ノ  
十三第一項又ハ第六十一條ノ十一  
第一項ノ規定ノ適用アル場合ニ於  
テハ選舉ヲ行フコトヲ得ザル事由  
已ミタル日ノ翌日ヨリ之ヲ起算ス

第六十一條ノ十三 第六十一條ノ四第

異議申立期間、異議ノ決定者ハ訴願ノ裁決確定セザル間又ハ訴訟ノ繫屬スル間之ヲ行フコトヲ得ズ

町村長ハ選舉又ハ當選ニ關スル決定若ハ裁決確定シ又ハ判決アル迄ハ其ノ職ヲ失ハズ

第六十一條ノ十 町村長ノ選舉ハ町村會議員ノ選舉ノ期日ノ告示アリタルトキハ其ノ選舉ノ期日ノ經過スルニ至ル迄ノ間之ヲ行フコトヲ得ズ

町村長ノ選舉ヲ行フベキ事由ヲ生ジタル場合ニ於テ議員ノ選舉ヲ行フベキ事由ヲ生ジタルトキハ第三十四條ノ三第二項ノ例ニ依ル

第六十一條ノ十二 第十四條、第十五條第二項及第三項、第十九條第二項及第三項、第二十條乃至第二十二條ノ四、第二十四條乃至第二十四條ノ四、第二十五條第一號乃至第七號、第二十六條、第二十七條ノ二、第二十八條、第二十九條(第二項中町村長ニ對スル報告ニ關スル部分ヲ除ク)、第三十二條本文、第三十三條第一項乃至第五項、第三十三條ノ二、第三十五條ノ二、第三十六條(第十八條ノ三ノ規定ニ關スル部分ヲ除ク)、第三十六條ノ二及第三十七條ノ規定ハ

町村長ノ選舉ニ之ヲ準用ス但シ○第二十條第九項ノ規定中三人トアルハ第六十一條ノ八第一項ノ選舉ニ關スル此等ノ日ハ第一項ノ選舉ニ關スル此等ノ日トシテ之ヲ行フコトヲ得

○第六十一條ノ八第一項ノ選舉ヲ行ヒタル場合ニ於テハ選舉ノ日トアルハ第六十一條ノ八第一項ノ選舉ニ關スル此等ノ日ハ第一項ノ選舉ニ關スル此等ノ日トシテ之ヲ行フコトヲ得

第三項中前條第七項トアルハ第六十一條ノ十第二項トス

第六十二條 町村長ハ其ノ退職セントスル日以前二十日目迄ニ申立ツルニ非ザレバ任期中退職スルコトヲ得ズ但シ町村會議ノ承認ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第六十三條 助役ハ町村會議ノ同意ヲ得テ町村長之ヲ選任ス  
助役ノ任期ハ四年トス但シ町村長ハ任期中ト雖モ助役ヲ解職スルコトヲ妨ゲズ

町村長ノ職務ヲ代理スル助役ハ其ノ退職セントスル日以前二十日目迄ニ申立ツルニ非ザレバ任期中退職スルコトヲ得ズ但シ町村會議ノ承認ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項ニ規定スルモノノ外助役ハ其ノ退職セントスル日以前二十日目迄ニ町村長ニ申出ツルニ非ザレバ任期中退職スルコトヲ得ズ但シ町村長ノ承認ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第六十四條 町村ハ町村條例ヲ以テ監査委員ヲ置クコトヲ得  
監査委員ハ町村吏員トシ其ノ定數ハ二人トス

監査委員ノ任期ハ二年トス  
町村會議員ノ中ヨリ選任セラレタル監査委員ノ任期ハ前項ノ規定ニ

拘ラズ議員ノ任期ヲ超ユルコトヲ得ズ但シ後任者ノ選任セララルニ至ル迄ノ間其ノ職務ヲ行フコトヲ妨ゲズ

監査委員ハ町村長町村會議ノ同意ヲ得テ町村會議員及學識經驗アル者ノ中ヨリ各一人ヲ選任スベシ

本法ニ規定スルモノノ外監査委員ニ關シ必要ナル事項ハ第一項ノ町村條例ヲ以テ之ヲ定ム

第六十四條ノ二 町村長、助役監査委員ハ在職ノ間其ノ町村ノ町村民トス

第六十五條中「及助役ハ第十五條第二項又ハ第四項ニ掲ゲタル職ト兼ヌルコトヲ得ス又」を、「助役及監査委員ハ」に改め同條に次の一項を加へる。

助役及監査委員ハ第十五條第二項又ハ第四項ニ掲ゲタル職ト相兼ヌルコトヲ得ス

第六十六條 創除  
第六十七條第二項を次のやうに改める。

收入役及副收入役ノ任期ハ四年トス

同條第四項中「第六十三條第九項、第六十五條及前條第二項」を「第六十四條ノ二及第六十五條」に改め、同條第五項中「又ハ助役」を「助役又ハ監査委員」に、「父子兄弟」を「親子、夫婦又ハ兄弟姉妹」に改め、同條第六項を次のやうに改める。

特別ノ事情アル町村ニ於テハ第一項ノ規定ニ拘ラズ町村條例ヲ以テ收入役ヲ置カズ町村長又ハ助役ヲシテ其ノ事務ヲ兼掌セシムルコトヲ得

第六十八條を創る。

第六十八條ノ二 第二項を削り、同條を第六十八條とする。

町村ハ町村條例ヲ以テ參與ヲ置クコトヲ得  
同條第三項中「町村條例」を「前項ノ町村條例」に改め、「學識經驗アル者ノ中ヨリ」の下に「町村會議ノ同意ヲ得テ」を加へ、同條第四項中「前項」を「第一項」に改め、同條を第六十八條とする。

○第一項中委員ニ「常設又ハ臨時」ノ委員ニ改め、同條第六十九條○第二項を削り、同條第三項中「町村民」を「町村民」に改める。

委員ハ町村會議員其ノ他學識經驗アル者ノ中ヨリ町村會議ノ同意ヲ得テ町村長ヲ選任ス

第七十條第一項を次のやうに改める。  
町村長、助役、監査委員、收入役若ハ副收入役又ハ參與第十二條第一項但書ノ規定ニ該當スルニ至リタルトキハ其ノ職ヲ失フ

第七十一條第一項中「有給を」創る。

第七十二條ノ二を第七十二條ノ三とし、第七十二條ノ三を第七十二條ノ四とする。

者以下之ニ同ジノ總數ノ五十分ノ一(其ノ數百ヲ超ユルトキハ百以下之ニ同ジ)以上ノ者ノ連署ヲ以テ其ノ代表者ヨリ町村長ニ對シ町村條例又ハ町村會議ノ議決ヲ經ベキ町村規則ノ制定ノ請求アリタルトキハ町村長ハ二十日以内ニ町村會議ヲ招集シ意見ヲ附シテ之ニ原案ヲ付議スベシ

前項ノ場合ニ於テハ町村長ハ原案ノ趣旨ニ反セズト認ムル範圍内ニ於テ之ヲ修正シ○町村會議ニ付議スルコトヲ得

町村長ハ町村會議ノ要求アルトキハ第一項ノ代表者又ハ其ノ代理者ヲシテ會議ニ出席シ原案ノ説明ヲ爲サシムルコトヲ得

第一項ノ町村會議員ノ選舉權ヲ有スル者トハ町村會議員ノ選舉ニ用フル選舉人名簿(第三十八條ノ町村ニ於テハ町村長ノ選舉ニ用フル選舉人名簿)確定ノ日ニ於テ之ニ登錄セラレタル者トス

第一項ノ町村會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ五十分ノ一ノ數ハ前項ノ選舉人名簿確定後直ニ町村長ニ於テ之ヲ告示スベシ

第一項ノ場合ニ於テ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第七十二條ノ三を第七十二條ノ四とする。

第七十二條ノ三 町村長ハ町村内ノ團體等ノ活動ノ綜合調整ヲ圖ル爲メ之ヲ指揮監督ス  
町村長ハ町村内ノ團體等ノ監督上必要アル場合ニ於テハ該團體等ヲシテ事務ノ報告ヲ爲

サシイ書類帳簿ヲ徴シ及實地ニ就キ事務ヲ視察スルコトヲ得

町村長ハ町村内ノ團體等ノ監督上必要ナル命令ヲ發シ若ハ處分ヲ爲シ又ハ該團體等ノ監督官廳ノ指圖ヲ申請スルコトヲ得

町村内ノ團體等ノ監督官廳ハ町村長ノ命令又ハ處分ヲ取消スコトヲ得

第七十三條中「十圓」を「百圓」に改める。

第七十四條第一項但書を削り、同條第四項中「第一項」を削る。

第七十四條第二項但書を削り、同條第四項中「前三項」を「前二項」に改める。

第七十四條ノ三 町村會ニ於テ町村長不信任ノ議決ヲ爲シタルトキハ

町村長ハ内務大臣ニ對シ町村會ノ解散ヲ請求スルコトヲ得

町村會解散ノ場合ニ於テハ二月以内ニ議員ヲ選舉スベシ

○町村會ニ於テ町村長不信任ノ議決ヲ爲シタルトキハ町村會ニ於テ第一項ノ議決ヲ爲シタルトキハ町村長ハ内務大臣ニ對シ町村會ノ解散ヲ請求スルコトヲ得

○町村會ニ於テ町村長不信任ノ議決ヲ爲シタルトキハ町村會ニ於テ第一項ノ議決ヲ爲シタルトキハ町村長ハ内務大臣ニ對シ町村會ノ解散ヲ請求スルコトヲ得

○町村會ニ於テ町村長不信任ノ議決ヲ爲シタルトキハ町村會ニ於テ第一項ノ議決ヲ爲シタルトキハ町村長ハ内務大臣ニ對シ町村會ノ解散ヲ請求スルコトヲ得

○町村會ニ於テ町村長不信任ノ議決ヲ爲シタルトキハ町村會ニ於テ第一項ノ議決ヲ爲シタルトキハ町村長ハ内務大臣ニ對シ町村會ノ解散ヲ請求スルコトヲ得

○町村會ニ於テ町村長不信任ノ議決ヲ爲シタルトキハ町村會ニ於テ第一項ノ議決ヲ爲シタルトキハ町村長ハ内務大臣ニ對シ町村會ノ解散ヲ請求スルコトヲ得

○町村會ニ於テ町村長不信任ノ議決ヲ爲シタルトキハ町村會ニ於テ第一項ノ議決ヲ爲シタルトキハ町村長ハ内務大臣ニ對シ町村會ノ解散ヲ請求スルコトヲ得

○町村會ニ於テ町村長不信任ノ議決ヲ爲シタルトキハ町村會ニ於テ第一項ノ議決ヲ爲シタルトキハ町村長ハ内務大臣ニ對シ町村會ノ解散ヲ請求スルコトヲ得

○町村會ニ於テ町村長不信任ノ議決ヲ爲シタルトキハ町村會ニ於テ第一項ノ議決ヲ爲シタルトキハ町村長ハ内務大臣ニ對シ町村會ノ解散ヲ請求スルコトヲ得

○町村會ニ於テ町村長不信任ノ議決ヲ爲シタルトキハ町村會ニ於テ第一項ノ議決ヲ爲シタルトキハ町村長ハ内務大臣ニ對シ町村會ノ解散ヲ請求スルコトヲ得

○町村會ニ於テ町村長不信任ノ議決ヲ爲シタルトキハ町村會ニ於テ第一項ノ議決ヲ爲シタルトキハ町村長ハ内務大臣ニ對シ町村會ノ解散ヲ請求スルコトヲ得

官報號外 昭和二十一年九月四日 貴族院議事速記第二十八號 町村制の一部を改正する法律案

町村長ノ定メタル者之ヲ代理ス

第七十九條ノ二 監査委員ハ町村長ノ監督ヲ承ケ町村ノ經營ニ係ル事業ノ管理、町村ノ出納其ノ他町村ノ事務ノ執行ヲ監査ス

監査委員ハ町村長ヲシテ毎會計年度少クトモ一回以上期日ヲ定メテ前項ノ規定ニ依ル監査ヲ爲サシムベシ

町村會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ五十分ノ一以上ノ者ノ連署ヲ以テ其ノ代表者ヨリ町村長ニ對シ第一項ノ規定スル事項ニ關シ監査委員ノ監査ヲ請求アリタルトキハ町村長ハ其ノ請求ニ係ル事項ニ付監査委員ヲシテ監査ヲ爲サシムベシ

町村長ハ監督官廳ノ命令アルトキ、第四十二條第二項ノ規定ニ依ル町村會ノ要求アルトキ其ノ他必要アリト認ムルトキハ臨時ニ監査委員ヲシテ第一項ノ規定ニ依ル監査ヲ爲サシムベシ

町村長ハ監査委員ヲシテ監査ノ結果ヲ町村會ニ報告セシムベシ

○町村長ハ監査委員ヲシテ監査ノ結果ヲ町村會ニ報告セシムベシ

○町村長ハ監査委員ヲシテ監査ノ結果ヲ町村會ニ報告セシムベシ

○町村長ハ監査委員ヲシテ監査ノ結果ヲ町村會ニ報告セシムベシ

○町村長ハ監査委員ヲシテ監査ノ結果ヲ町村會ニ報告セシムベシ

○町村長ハ監査委員ヲシテ監査ノ結果ヲ町村會ニ報告セシムベシ

○町村長ハ監査委員ヲシテ監査ノ結果ヲ町村會ニ報告セシムベシ

○町村長ハ監査委員ヲシテ監査ノ結果ヲ町村會ニ報告セシムベシ

○町村長ハ監査委員ヲシテ監査ノ結果ヲ町村會ニ報告セシムベシ

○町村長ハ監査委員ヲシテ監査ノ結果ヲ町村會ニ報告セシムベシ

○町村長ハ監査委員ヲシテ監査ノ結果ヲ町村會ニ報告セシムベシ

○町村長ハ監査委員ヲシテ監査ノ結果ヲ町村會ニ報告セシムベシ

○町村長ハ監査委員ヲシテ監査ノ結果ヲ町村會ニ報告セシムベシ

○町村長ハ監査委員ヲシテ監査ノ結果ヲ町村會ニ報告セシムベシ

○町村長ハ監査委員ヲシテ監査ノ結果ヲ町村會ニ報告セシムベシ

町村長ハ監査ノ結果ヲ町村住民ニ公表スベシ

第七十二條ノ二第四項ノ規定ハ第三項ノ町村會議員ノ選舉權ヲ有スル者ニ、同條第五項ノ規定ハ第三項ノ町村會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ五十分ノ一ノ數ニ之ヲ準用ス

第三項ノ場合ニ於テ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第八十條第一項中「及第七十七條」を「並ニ第十三條ノ三及第七十七條」に改める。

第八十一條を削る。

第八十一條ノ二を第八十一條とする。

第八十四條 町村會議員、町村會議員選舉管理委員、町村會議員ノ中ヨリ選任セラレタル監査委員、委員、委員ノ並ニ町内會部落會及其ノ聯合會ノ長ニハ報酬ヲ給スルコトヲ得

町村會議員、町村會議員選舉管理委員、町村會議員ノ中ヨリ選任セラレタル監査委員、委員、委員ノ並ニ町内會部落會及其ノ聯合會ノ長ニハ報酬ヲ給スルコトヲ得

町村會議員、町村會議員選舉管理委員、町村會議員ノ中ヨリ選任セラレタル監査委員、委員、委員ノ並ニ町内會部落會及其ノ聯合會ノ長ニハ報酬ヲ給スルコトヲ得

町村會議員、町村會議員選舉管理委員、町村會議員ノ中ヨリ選任セラレタル監査委員、委員、委員ノ並ニ町内會部落會及其ノ聯合會ノ長ニハ報酬ヲ給スルコトヲ得

町村會議員、町村會議員選舉管理委員、町村會議員ノ中ヨリ選任セラレタル監査委員、委員、委員ノ並ニ町内會部落會及其ノ聯合會ノ長ニハ報酬ヲ給スルコトヲ得

町村會議員、町村會議員選舉管理委員、町村會議員ノ中ヨリ選任セラレタル監査委員、委員、委員ノ並ニ町内會部落會及其ノ聯合會ノ長ニハ報酬ヲ給スルコトヲ得

町村會議員、町村會議員選舉管理委員、町村會議員ノ中ヨリ選任セラレタル監査委員、委員、委員ノ並ニ町内會部落會及其ノ聯合會ノ長ニハ報酬ヲ給スルコトヲ得

町村會議員、町村會議員選舉管理委員、町村會議員ノ中ヨリ選任セラレタル監査委員、委員、委員ノ並ニ町内會部落會及其ノ聯合會ノ長ニハ報酬ヲ給スルコトヲ得

町村會議員、町村會議員選舉管理委員、町村會議員ノ中ヨリ選任セラレタル監査委員、委員、委員ノ並ニ町内會部落會及其ノ聯合會ノ長ニハ報酬ヲ給スルコトヲ得

町村會議員、町村會議員選舉管理委員、町村會議員ノ中ヨリ選任セラレタル監査委員、委員、委員ノ並ニ町内會部落會及其ノ聯合會ノ長ニハ報酬ヲ給スルコトヲ得

町村會議員、町村會議員選舉管理委員、町村會議員ノ中ヨリ選任セラレタル監査委員、委員、委員ノ並ニ町内會部落會及其ノ聯合會ノ長ニハ報酬ヲ給スルコトヲ得

町村會議員、町村會議員選舉管理委員、町村會議員ノ中ヨリ選任セラレタル監査委員、委員、委員ノ並ニ町内會部落會及其ノ聯合會ノ長ニハ報酬ヲ給スルコトヲ得

町村會議員、町村會議員選舉管理委員、町村會議員ノ中ヨリ選任セラレタル監査委員、委員、委員ノ並ニ町内會部落會及其ノ聯合會ノ長ニハ報酬ヲ給スルコトヲ得

町村會議員、町村會議員選舉管理委員、町村會議員ノ中ヨリ選任セラレタル監査委員、委員、委員ノ並ニ町内會部落會及其ノ聯合會ノ長ニハ報酬ヲ給スルコトヲ得

第八十五條 町村長、助役其ノ他ノ前條ニ規定スル吏員以外ノ吏員

○町村會議員選舉管理委員及町村會書記

○ニハ給料及旅費ヲ給ス

給料額及旅費額並ニ其ノ支給方法ハ町村規則ヲ以テ之ヲ規定スベシ

前項ノ町村規則ヲ設ケ又ハ改廢セントスルトキハ町村會ノ議決ヲ經ベシ

第八十六條中「有給吏員」を「前條第一項ノ吏員」に改める。

第八十七條第二項を次のやうに改める。

前項ノ規定ニ依ル異議ノ申立アリタルトキハ町村長ハ町村會ニ諮リテ之ヲ決定スベシ

町村會ハ前項ノ規定ニ依ル諮問アリタル日ヨリ二十日以内ニ意見ヲ答申スベシ

關係者第二項ノ規定ニ依ル町村長ノ決定ニ不服アルトキハ府縣知事ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第四百四條第一項但書を削り、同條第五項中「急迫ノ場合」の下に「其ノ他特別ノ事情アル場合」を加へる。

第四百九條第三項中「二十圓」を「二百圓」に改める。

第四百十條第三項を次のやうに改める。

前二項ノ規定ニ依ル異議ノ申立アリタルトキハ町村長ハ町村會ニ諮リテ之ヲ決定スベシ

町村會ハ前項ノ規定ニ依ル諮問アリタル日ヨリ二十日以内ニ意見ヲ答申スベシ

關係者第二項ノ規定ニ依ル町村長ノ決定ニ不服アルトキハ府縣知事ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第四百四條第一項但書を削り、同條第五項中「急迫ノ場合」の下に「其ノ他特別ノ事情アル場合」を加へる。

第四百九條第三項中「二十圓」を「二百圓」に改める。

町村會ハ前項ノ規定ニ依ル諮問アリタル日ヨリ二十日以内ニ意見ヲ答申スベシ

第三項ノ規定ニ依ル町村長ノ決定ヲ受ケタル者其ノ決定ニ不服アルトキハ府縣知事ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第二百二十一條第二項を次のやうに改める。

検査ハ町村長監査委員ヲシテ之ヲ爲サシメ（監査委員ヲ置カザル町村ニ於テハ町村長自ラ之ヲ爲シ）臨時検査ニハ町村會ニ於テ選舉シタル議員二人以上ノ立會ヲ要ス

監査委員ハ監査ノ結果ヲ町村長及町村會ニ報告スベシ

第二百二十二條第二項中「之ヲ審査シ」を「監査委員ヲシテ之ヲ審査セシメ（監査委員ヲ置カザル町村ニ於テハ町村長自ラ之ヲ審査シ）」に改める。

監査委員ヲ置カザル町村ニ於テハ町村長自ラ之ヲ審査シ

町村會ハ前項ノ規定ニ依ル諮問アリタル日ヨリ二十日以内ニ意見ヲ答申スベシ

關係者第二項ノ規定ニ依ル町村長ノ決定ニ不服アルトキハ府縣知事ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第四百四條第一項但書を削り、同條第五項中「急迫ノ場合」の下に「其ノ他特別ノ事情アル場合」を加へる。

第四百九條第三項中「二十圓」を「二百圓」に改める。

第四百十條第三項を次のやうに改める。

前二項ノ規定ニ依ル異議ノ申立アリタルトキハ町村長ハ町村會ニ諮リテ之ヲ決定スベシ

町村會ハ前項ノ規定ニ依ル諮問アリタル日ヨリ二十日以内ニ意見ヲ答申スベシ

關係者第二項ノ規定ニ依ル町村長ノ決定ニ不服アルトキハ府縣知事ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第四百四條第一項但書を削り、同條第五項中「急迫ノ場合」の下に「其ノ他特別ノ事情アル場合」を加へる。

第四百九條第三項中「二十圓」を「二百圓」に改める。

第四百十條第三項を次のやうに改める。

業ニ付其ノ經營狀況ヲ明ナラシムル爲定期ニ貸借對照表其ノ他必要ナル書類ヲ作製シ監査委員ヲシテ之ヲ審査セシメ其ノ意見ヲ附シテ次ノ町村會ニ提出スベシ

前項ノ規定中監査委員ノ審査ニ關スル部分ハ監査委員ヲ置カザル町村ニ於テハ之ヲ適用セズ

第二百二十五條中「意見ヲ徵シ」を「議決ヲ經」に改める。

第二百二十六條第一項中「區會議員ハ町村ノ名譽職トス其ノ定數」を「區會議員ノ定數」に、「及被選舉權」を「被選舉權及選舉人名簿」に改める。

第三百三十條第三項及び第三百十一條第三項中「意見ヲ徵シ」を「議決ヲ經」に改める。

第三百三十二條に次の三項を加へる。

前項但書ノ組合ニ於テハ第三百三十六條ニ於テ準用スル第六十一條ノ第三項ノ規定ニ拘ラズ組合管理者選舉管理委員會ヲ置キ組合管理者ノ選舉ニ關スル事務ヲ管理セシム

町村會議員選舉管理委員會ニ關スル規定ハ前項ノ組合管理者選舉管理委員會ニ之ヲ準用ス  
第二項但書ノ組合ニ於テハ第十三條乃至第十三條ノ九ノ規定ニ拘ラズ組合内各町村ノ町村會議員選舉

ニ關スル事務ハ第三項ノ組合管理者選舉管理委員會之ヲ管理ス  
第三百三十三條第二項及び第三百三十四條第二項中「意見ヲ徵シ」を「議決ヲ經」に改める。

第三百三十五條第三項を次のやうに改める。

前項ノ異議ノ申立アリタルトキハ組合ノ管理者ハ組合會ニ諮リテ之ヲ決定スベシ

組合會ハ前項ノ規定ニ依ル諮問アリタル日ヨリ二十日以内ニ意見ヲ答申スベシ

第三項ノ規定ニ依ル組合ノ管理者ノ決定ニ不服アル町村ハ府縣知事ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第四百四十二條第一項を次のやうに改める。

○第四百四十二條  
○町村會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ五分ノ一（其ノ數千ヲ超ユルトキハ千以下ノ二同ジ）以上ノ者ノ連署ヲ以テ其ノ代表者ヨリ内務大臣ニ對シ町村會ノ解散ノ請求アリタルトキ、第七十四條ノ三ノ規定ニ依リ町村會ノ解散ノ請求アリタルトキ其ノ他特別ノ事情アルトキハ内務大臣ハ町村會ノ解散ヲ命ズルコトヲ得

第七十四條ノ三第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス  
同條に次の二項を加へる。

第七十二條ノ二第四項ノ規定ハ第一項ノ町村會議員ノ選舉權ヲ有スル者ニ、同條第五項ノ規定ハ第一項ノ町村會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ五分ノ一ノ數ニ之ヲ準用ス

第一項ノ場合ニ於テ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四百四十五條 町村會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ五分ノ一以上ノ者ノ連署ヲ以テ其ノ代表者ヨリ

府縣知事ニ對シ町村長、助役、監査委員、收入役、町村會議員又ハ町村會議員選舉管理委員會ノ解散ノ請求アリタルトキハ府縣知事ハ關係之ヲ町村會議員ノ選舉ノ投票ニ付シテ之ヲ決定スルコトヲ得

○理由アリト認ムルトキハ之ヲ解散スベシ  
町村會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ三分ノ一以上ノ者ノ連署ヲ以テ其ノ代表者ヨリ町村長ニ對シ助役、監査委員、收入役又ハ町村會議員選舉管理委員會ノ解散ノ請求アリタルトキハ町村長ハ之ヲ町村會ニ付議スベシ

第一項ノ投票ニ於テ其ノ選舉權ノ同意アリタルトキ又ハ前項ノ場合ニ於テ議員數ノ三分ノ二以上出席シ其ノ四分ノ三以上ノ同意アリタルトキハ前二項ニ據グル者ハ其ノ職ヲ失フ

第一項ノ町村長又ハ町村會議員ノ解散ノ請求ハ其ノ就職後一年間及第一項ノ投票後一年間ハ之ヲ爲スコトヲ得第二項ノ助役、監査委員、收入役又ハ町村會議員選舉管理委員會ノ解散ノ請求ニ付其ノ就職後六月間及町村會ニ付議シタル後六月間ハ亦同ジ  
第七十二條ノ二第四項ノ規定ハ

○及町村會議員選舉管理委員會ノ書記  
前項ノ町村會議員ノ選舉權ヲ有スル者ニ、同條第五項ノ規定ハ第一項ノ町村會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ五分ノ一ノ數ニ之ヲ準用ス

第五百五十條第五項ノ規定ハ第一項ノ場合ニ、同條第六項ノ規定ハ

○及第二項  
第一項ノ規定ニ依リ解散セラレタル者ニ之ヲ準用ス

第一項ノ場合ニ於テ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第五百四十七條但書中、「第一號及第七號ニ據グル事件ニシテ」を削り、同條中第二號乃至第六號を削り、第七號を第二號とする。

第五百四十九條中「輕易ナル事件ニ限り許可」を「輕易ナル事件ニ限リ報告ヲ以テ許可ニ代ヘ若ハ許可」に改める。

第五百五十條第一項中「助役」を「助役、監査委員」に、「區長、區長代理者及第七十一條ノ吏員」を「第七十一條ノ吏員及町村會議員選舉管理委員會」に、「五十圓」を「五百圓」に改め、同條第二項中「府縣高等官」を「府縣ノ二級以上ノ官吏」に改め、

「名譽職」を削り、同條第三項中「府縣制」を「道府縣制」に改め、「名譽職」を削り、同條第五項中「收入役及副收入役」を「監査委員、收入役、副收入役、及町村會議員選

○及町村會議員選舉管理委員會ノ書記  
第五百五十一條第一項中「町村吏員」の下に「及町村會議員選舉管理委員會」を加へ、同條第二項中「二十五圓」を「二百五十圓」に改める。

第五百五十三條ノ二中有給吏員」を「町村吏員」に改める。

第五百五十六條ノ三中「北海道及」を削り、同條を第五百五十六條ノ四とする。

第五百五十六條ノ二を第五百五十六條ノ三とする。

第五百五十六條ノ二 本法中府縣、府縣知事若ハ知事、府縣參事會トアルハ各道、道廳長官、道參事會又ハ道參事會員ヲ含ムモノトス

附則

この法律中公民權に關する規定（名譽職に關する規定を含む。以下これに同じ。）及び議員の選舉に關する規定（附則第八項及び第九項の規定を除く。）は、次の議員の總舉（町村制第三十八條の町村においては、この法律により初めて行ふ村長の選舉）から、これを施行しその他の規定の施行の期日は、各規定について、勅令でこれを定める。

この法律により町村長を選舉する場合において、この法律中公民權に關する規定及び議員の選舉に關する規定がまだ施行されてゐないときは、その規定は、この法律中町村長

の選挙に關する規定の適用については、既に施行されたものとみなす。

この法律により町村長を選挙する場合において、昭和二十一年の東京都制の一部を改正する法律中公民権及び町村會議員の選挙に關する規定がまだ施行されてゐない町村においては、その規定は、この法律中町村長の選挙に關する規定の適用については、既に施行されたものとみなす。

前二項の場合において必要な選挙人名簿に關しては、命令で特別の規定を設けることができる。

昭和二十年勅令第五百三十七號（衆議院議員選挙法第十二條の特例の件）の適用を受ける衆議院議員選挙人名簿を用ひて町村會議員の選挙を行ふ場合においては、第十七條ノ二第一項の改正規定の適用については、その名簿中名簿調製期日において町村會議員の選挙権を有する者に關する部分（これを衆議院議員選挙人名簿中關係部分といふ。）を衆議院議員選挙人名簿とみなす。この場合における衆議院議員選挙人名簿中關係部分に關しては、第十八條ノ三第一項乃至第三項及び第五項並びに第十八條ノ四第三項及び第四項の改正規定にかかはらず、なほ、従前の規定による。但し「町村長」とあるのは、「町村會議員選挙管理委員會」と讀み替へるものとする。

第六十條ノ二乃至第六十一條ノ十二又は第六十三條の改正規定施行の際現在在職する町村長又は助役は、これらの規定により選挙又は選任された町村長又は助役が就任するまでの間は、これらの規定の施行によつては、その職を失はない。

現任町村會議員（全部事務のため設ける町村組合の組合會議員を含む。）は、その任期満了後も、この法律により初めて行はれる議員の選挙の期日までの間は、なほ、その職にあるものとする。

戸籍法の適用を受けない者の町村會議員の選挙権及び被選挙権（この法律中公民権に關する規定及び議員

の選挙に關する規定の施行前においては、これらの者の公民権）並びに町村長の被選挙権は、當分の間、これを停止する。

前項の者は、これを選挙人名簿に登録することができない。

この法律の施行に關し必要な規定は、勅令でこれを定める。

府縣制の一部を改正する法律案  
右の政府提出案は本院において修正議決した、因つて議院法第五十四條により送付する。

昭和二十一年八月三十一日  
衆議院議長 山崎 猛  
貴族院議長 公卿徳川家正殿

（小字及び——は衆議院修正）

府縣制の一部を改正する法律案  
府縣制の一部を次のやうに改正する。

「府縣制 第一章 總則」を、  
第一章 總則  
第一條 府縣及其ノ區域、府縣住民及其ノ權利義務、府縣條例及府縣規則」に、  
第二章 府縣行政  
第二條 府縣吏員ノ組織及任免  
第三條 府縣官吏府縣吏員ノ職務權限及處務規程」を、  
第三章 府縣ノ官吏及吏員  
第一條 府縣ノ組織、選挙及任免  
第二條 職務權限  
第四章 府縣ノ經費及給與

「第四章 府縣ノ官吏及吏員」に改める。  
「第四章ノ二 給與及給與」  
題名を次のやうに改める。  
道府縣制  
第一條を第一條ノ二とし、同條の前に次のやうに加へる。

第一款 通則

第一條 本法中府縣、府縣住民、府縣條例、府縣規則、府縣會、府縣會議員、府縣會議員選挙管理委員會、府縣會議員選挙管理委員、府縣參事會、府縣參事會委員、府縣知事、府縣吏員、府縣出納吏、府縣廳、府縣稅、府縣債、府縣費、府縣組合又ハ府縣行政トアルハ各道、道住民、道條例、道規則、道會、道會議員、道會議員選挙管理委員會、道會議員選挙管理委員、道參事會、道參事會委員、道廳長官、道吏員、道出納吏、道廳、道稅、道債、道費、道府縣組合又ハ道行政ヲ含ムモノトス

第二款 府縣及其ノ區域  
第三條ノ二を第三條ノ六とし、同條の前に次のやうに加へる。  
第三款 府縣住民及其ノ權利義務  
第三條ノ二 府縣内ニ住所ヲ有スル者ハ其ノ府縣住民トス  
府縣住民ハ本法ニ從ヒ府縣ノ財產及營造物ヲ共用スル權利ヲ有シ府縣ノ負擔ヲ分任スル義務ヲ負フ  
第三條ノ三 府縣内ノ市町村民ハ本法ニ從ヒ府縣ノ選挙ニ參與スル權利ヲ有ス  
第三條ノ四 府縣内ノ市町村民ハ本法ニ從ヒ府縣條例又ハ府縣規則ノ制定ヲ請求スル權利ヲ有ス  
府縣内ノ市町村民ハ本法ニ從ヒ府縣ノ事務ノ監査ヲ請求スル權利ヲ有ス

第三條ノ五 府縣内ノ市町村民ハ本法ニ從ヒ府縣會ノ解散ヲ請求スル權利ヲ有ス  
府縣内ノ市町村民ハ本法ニ從ヒ府縣知事、監査委員、府縣會議員又ハ府縣會議員選挙管理委員會ノ解職（府縣知事ニ付テハ免職）ヲ請求スル權利ヲ有ス

第四款 府縣條例及府縣規則  
○第二項中「地方事務所長若ハ支廳長ノ職務シタル區域（北海道ニ於テハ支廳長ノ職務シタル區域）に改メ同條  
第四條 ○第三項中「其ノ區域ト隣接ノ區域ト」を「數區域」に改メ、同條第四項の次に次の一項を加へる。  
選挙人ハ住所ニ依リ所屬ノ選挙區ヲ定ム第七十四條ノ二ノ規定ニ依リ選挙權ヲ有スル者ニシテ府縣内ニ住所ヲ有セザルモノニ付テハ府縣會議員選挙管理委員會ハ本人ノ申出ニ依リ、其ノ申出ナキトキハ職權ニ依リ其ノ選挙區ヲ定ム  
同條第五項中「前二項」を「第三項及第四項」に改める。  
第五條第一項中「三十人」を「四十人」に「九十人」を「百人」に改める。  
第六條第一項乃至第三項を次のやうに改める。  
府縣内ノ市町村會議員ノ選挙權ヲ

有スル者ハ府縣會議員ノ選舉權ヲ有ス

府縣内ノ市町村會議員ノ被選舉權  
ヲ有スル者ハ府縣會議員ノ被選舉

權ヲ有

同條第五項中「選舉事務」を「府縣會議員選舉管理委員、市町村會議員選舉管理委員」（町村制第三十八條ノ

町村ニ於テハ、町村長選舉管理委員會以下之ニ同ジ。○投票管理員、投票立會人、開票管理者、開票立會人、選  
（例）町村ニ於テハ町村長選舉管理委員會以下及市町村會議員選舉管理委員會（町村制第三十

選舉長及選舉副會長並選舉事務」に  
之ニ同ジル書記  
改め、同條第六項を削り、同條第八  
項中「衆議院議員」を「帝國議會ノ議  
員」に改める。

第七條第二項を削り、同條第二項中「議員」を「府縣會議員」に改める。

第八條第二項中○「府縣知事」の下に<sup>六分の一</sup>を<sup>十分の一</sup>に改め、<sup>十分の一</sup>を<sup>十分の一</sup>に改める。

「若し府縣會を加へる。」

同條第三項中六分の一を十分の一に改める。

第九條第一項中「市町村會議員選舉ニ用フル選舉人名簿」の下に「(町村制第三十八條ノ町村ニ於テハ町村長ノ選舉ニ用フル選舉人名簿)」を加へ、同條第二項を削る。

第十條 府縣ニ府縣會議員選舉管理委員會（以下本章中選舉管理委員會ト稱ス）ヲ置ク

選舉管理委員會ハ府縣會議員選舉  
管理委員（以下本章中選舉管理  
委員ト稱ス）六人ヲ以テ之ヲ組織  
ス

第十一條 選舉管理委員ハ府縣會ニ

於テ府縣會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ中ヨリ之ヲ選舉スベシ  
府縣會ハ委員ト同數ノ補充員ヲ選  
學スベシ

委員中闕員アルトキハ選舉管理委員會ノ委員長ハ補充員ノ中ニ就キ之ヲ補闕ス其ノ順序ハ選舉ノ時ヲ異ニスルトキハ選舉ノ前後ニ依リ

選舉同時ナルトキハ得票數ニ依リ  
得票同數ナルトキハ抽籤ニ依ル仍  
關員アル場合ニ於テハ臨時補關選  
ニ拘ラズ臨時ニ補充員ノ  
舉ヲ行フベシ

委員及其ノ補充員ハ隔年之ヲ選舉  
スベシ  
委員ハ後任者ノ就任スルニ至ル迄  
在任ス

委員ハ其ノ選舉ニ關スル第八十二條第一項若ハ第二項ノ處分確定シ又ハ判決アル迄ハ其ノ職務ヲ行フノ權ヲ失ハズ

第十二條 選舉管理委員會ハ府縣知事ノ監督ヲ承ケ法令ノ定ムル所ニ依リ府縣會議員ノ選舉其ノ他ノ選舉ニ關スル事務ヲ管理ス

第十二條ノ三 選舉管理委員會ハ委員長之ヲ招集ス委員三人以上ヨリ委員會招集ノ請求アルトキハ委員長ハ之ヲ招集スベシ

第十二條ノ四 選舉管理委員會ハ委員三人以上出席スルニ非ザレバ會議ヲ開クコトヲ得ズ

第三項ノ規定ニ依リ委員ノ數減少

シテ前項ノ數ヲ得ザルトキハ委員  
長ハ補充員ニシテ其ノ事件ニ關係  
ナキモノヲ以テ第十一條第三項ノ  
順序ニ依リ臨時之ニ充ツベシ委員

ノ故障ニ因リ前項ノ數ヲ得ザルト  
キ亦同ジ

ノ一身上ニ關スル事件ニ付テハ其  
ノ議事ニ參與スルコトヲ得ズ但シ  
委員會ノ同意ヲ得タルトキハ會議  
ニ出席シ發言スルコトヲ得

第十二條ノ五 選舉管理委員會ノ議  
事ハ委員ノ過半數ヲ以テ決ス可否  
同數ナルトキハ委員長ノ決スル所  
ニ依ル

記ヲ置キ委員長ノ指揮ヲ承ケ委員  
會ニ關スル事務ニ従事セシム  
書記ハ府縣ノ官吏又ハ第七十七條

第二ノ吏員ノ中ニ就キ府縣知事ノ  
 承認ヲ得テ委員長之ヲ定ム 在免ス  
 第十二條ノ七 本法ニ規定スルモノ  
 ノ外選舉管理委員會ニ關シ必要ナ  
 ル事項ハ委員會之ヲ定ム

第十三條第一項中「府縣知事」を「選舉管理委員會」に改め、同條第二項を次のやうに改める。

因リ投票ヲ行フコトヲ得ザルトキ  
又ハ更ニ投票ヲ行フノ必要アルト  
キハ投票管理者ハ選舉長ヲ經テ委  
員會ニ其ノ旨ヲ出ヅベシ此ノ場

合ニ於テハ委員會ハ更ニ期日ヲ定  
メ投票ヲ行ハシムベシ但シ其ノ期  
日ハ少クトモ五日前ニ之ヲ告示セ  
シムベシ

第十三條ノ第二項中「爲サムトスルトキハ」の下に「本人ノ承諾ヲ得テ」を加へ、同條第三項の次に次の一項を加へる。

一ノ選舉區ニ於テ議員候補者ト爲リタル者ハ

他ノ選舉區ニ於テハ議員候補者ノ届出ヲ爲シ又ハ其ノ推薦届出ヲ承諾スルコトヲ得ズ同條第五項中「前四項」を第一項乃至第三項及前項」に改める。

第十四條 投票管理者ハ府縣會議員

ノ選舉權ヲ有スル者ノ中ニ就キ市町村會議員選舉管理委員會ノ選任シタル者ヲ以テ之ニ充ツ投票管理者ハ投票ニ關スル事務ヲ

擔任ス  
第十五條第四項中「府縣知事」を  
「選舉管理委員會」に改め、「ヲ設

ケ又ハ數町村ノ區域ヲ合セテ一投票區」を創る。

第三項を創る。

第十六條第一項を次のやうに改める。

市町村會議員選舉管理委員會ハ各

投票區ニ於ケル選舉人名簿ニ登錄  
セラレタル者ノ中ヨリ本人ノ承諾  
ヲ得テ四人乃至六人ノ投票立會人

ヲ選任スベシ

同條第二項中「投票立會人三人ニ達セサルトキ若ハ」を「投票立會人」ニ改め、同條第三項ニ削る。

第十八條第九項中「府縣知事」を「選舉管理委員會」に改める。

第十八條ノ二第三項の次に次の一

第三項中「公民権」を「市町

第七十四條ノ二十一ノ規定ニ依リ  
選舉權ヲ有スル者ハ第一項及前條

第三項ノ規定ニ拘ラズ選舉ノ當日  
投票時間内ニ自ラ投票所ニ到リ其  
ノ旨ヲ證スベキ書面ヲ提示シテ投  
票ヲ爲スコトヲ得

同條第三項中「公民權」を「市町村會議員ノ選舉權」に改める。

第十九條第一項を次のやうに改める。

投票ノ拒否ハ投票立會人之ヲ決定ス可否同數ナルトキハ投票管理者之ヲ決スベシ

票管理者又ハ投票立會人」に改める。  
第十九條ノ二中「但書」の下に「及  
第三項」を加へる。  
第二十一條 投票管理者タル者開票

管理若タル場合ヲ除クノ外投票管理  
者ハ其ノ指定シタル投票立會人  
ト共ニ投票ノ當日投票函、投票録  
及選舉人名簿ヲ開票管理若ニ送致  
スベシ

第二十二條中「府縣知事」を「選舉  
管理委員會」に、「選舉會」を「開票」に  
改める。

第二十二條ノ二 開票區ハ市町村ノ  
區域ニ依ル

選舉管理委員會特別ノ事情アリト  
認ムルトキハ市ノ區域ヲ分チテ數  
開票區ヲ設ケ又ハ數町村ノ區域ヲ  
合セテ一開票區ヲ設クルコトヲ得  
前項ノ規定ニ依リ開票區ヲ設クル  
場合ニ於テ必要ナル事項ハ命令ヲ  
以テ之ヲ定ム

第二十二條ノ三 開票管理若ハ府縣  
會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ中ニ  
就キ市町村會議員選舉管理委員會  
ノ選任シタル者ヲ以テ之ニ充ツ  
開票管理若ハ開票ニ關スル事務ヲ  
擔任ス

開票所ハ市役所、町村役場又ハ開  
票管理若ノ指定シタル場所ニ之ヲ  
設ク  
開票管理若ハ豫メ開票ノ場所及日  
時ヲ告示スベシ

第二十二條ノ四 第十六條ノ規定ハ  
開票立會人ニ之ヲ準用ス

第二十二條ノ五 開票ハ投票ノ當日  
又ハ其ノ翌日（一開票區ニ數投票  
區アルトキハ總テノ投票函ノ送致

ヲ受ケタル日又ハ其ノ翌日）之ヲ  
行フ

第二十二條ノ六 開票管理若ハ開票  
立會人立會ノ上投票函ヲ開キ先ヅ  
第十九條第二項及第四項ノ投票ヲ  
調査スベシ其ノ投票ノ受理如何ハ  
開票立會人ノ決定ス可ク同數ナ  
ルトキハ開票管理若ノ決定スベ  
シ

開票管理若ハ開票立會人ト共ニ市  
町村其ノ他選舉管理委員會ノ定ム  
ル區域毎ニ投票ヲ點檢スベシ  
投票ノ點檢終リタルトキハ開票管  
理若ハ直ニ其ノ結果ヲ選舉長ニ報  
告スベシ

開票管理若ハ前項ノ規定ニ依ル報  
告ヲ爲シタルトキハ直ニ選舉人名  
簿ヲ市町村會議員選舉管理委員會  
ニ返付スベシ

第二十二條ノ七 選舉人ハ其ノ開票  
所ニ就キ開票ノ參觀ヲ求ムルコト  
ヲ得  
第二十二條ノ八 投票ノ效力ハ開票  
立會人ノ決定ス可ク同數ナルト  
キハ開票管理若ノ決定スベシ

第二十二條ノ九 左ノ投票ハ之ヲ無  
效トス  
一 成規ノ用紙ヲ用ヒザルモノ  
二 議員候補者ニ非ザル者ノ氏名  
ヲ記載シタルモノ  
三 一投票中二人以上ノ議員候補  
者ノ氏名ヲ記載シタルモノ

四 被選舉權ナキ議員候補者ノ氏  
名ヲ記載シタルモノ

五 議員候補者ノ氏名ノ外他事ヲ  
記載シタルモノ但シ爵位、職  
業、身分、住所又ハ敬稱ノ類ヲ  
記載シタルモノハ此ノ限ニ在ラ  
ズ

六 議員候補者ノ氏名ヲ自書セザ  
ルモノ

七 議員候補者ノ何人ヲ記載シタ  
ルカラ確認シ難キモノ  
八 府縣會議員ノ職ニ在ル者ノ氏  
名ヲ記載シタルモノ

前項第八號ノ規定ハ第八條、第三  
十二條又ハ第三十六條ノ規定ニ依  
ル選舉ノ場合ニ限リ之ヲ適用ス

第二十二條ノ十 開票管理若ハ開票  
録ヲ作り開票ニ關スル顛末ヲ記載  
シ二人以上ノ開票立會人ト共ニ之  
ニ署名スベシ

開票録、投票録及投票並ニ府縣會  
議員ノ選舉ニ用ヒタル選舉人名簿  
ハ市町村會議員選舉管理委員會ニ  
於テ議員ノ任期間之ヲ保存スベシ  
第二十二條ノ十一 選舉ノ一部無効  
ト爲リ更ニ選舉ヲ行ヒタル場合ニ  
於テハ其ノ投票ノ效力ヲ決定スベ  
シ

第二十二條ノ十二 第十三條第二項  
本文ノ規定ハ開票ニ之ヲ準用ス  
第二十二條ノ十三 第十七條第一項  
及第二項ノ規定ハ開票所ノ取締ニ  
之ヲ準用ス

第二十三條第一項を次のやうに改  
める。

選舉長ハ府縣會議員ノ選舉權ヲ有  
スル者ノ中ニ就キ選舉管理委員會  
ノ選任シタル者ヲ以テ之ニ充ツ  
同條第三項中「地方事務所支廳」を削る。

第二十三條ノ二を削る。

第二十四條 選舉管理委員會（市ニ  
於テハ市會議員選舉管理委員會）  
ハ各選舉區ニ於ケル選舉人名簿ニ  
登錄セラレタル者ノ中ヨリ本人ノ  
承諾ヲ得テ四人乃至六人ノ選舉立  
會人ヲ選任スベシ

第十六條第二項及第三項ノ規定ハ  
選舉立會人ニ之ヲ準用ス

第二十五條 選舉長ハ總テノ開票管  
理者ヨリ第二十二條ノ六第三項ノ  
規定ニ依ル報告ヲ受ケタル日又ハ  
其ノ翌日選舉會ヲ開キ選舉立會人  
立會ノ上其ノ報告ヲ調査スベシ

選舉ノ一部無効ト爲リ更ニ選舉ヲ  
行ヒタル場合ニ於テ第二十二條ノ  
六第三項ノ規定ニ依ル報告ヲ受ケ  
タルトキハ選舉長ハ前項ノ例ニ依  
リ選舉會ヲ開キ他ノ部分ノ報告ト  
共ニ更ニ之ヲ調査スベシ

第十三條第二項本文ノ規定ハ選舉  
會ニ之ヲ準用ス  
第二十六條ノ二を削る。  
第二十七條 第十七條第一項及第二  
項ノ規定ハ選舉會場ノ取締ニ之ヲ  
準用ス  
第二十八條 削除

第二十九條 ○第一項中「五分ノ一」を「四  
分ノ一」に改め、同條  
取り年齡同シキトキハ」を削る。

第二十九條ノ三第二項中「府縣知  
事」を「選舉管理委員會」に改め、同  
條第五項中「選舉立會人ノ意見ヲ聽  
キ選舉長之ヲ決定スベシ」を「選舉立  
會人ノ決定ス可ク同數ナルトキハ  
選舉長之ヲ決定スベシ」に改める。

第三十條第二項を次のやうに改め  
る。

選舉録及第二十二條ノ六第三項ノ  
規定ニ依ル報告ニ關スル書類ハ選  
舉管理委員會ニ於テ議員ノ任期間  
之ヲ保存スベシ

第三十一條第一項を次のやうに改  
める。

當選者定マリタルトキハ選舉長ハ  
直ニ當選者ニ當選ノ旨ヲ告知シ同  
時ニ當選者ノ住所氏名ヲ告示シ且  
選舉録ヲ添ヘ之ヲ選舉管理委員會  
ニ報告スベシ當選者ナキトキハ直  
ニ其ノ旨ヲ告示シ且選舉録ヲ添ヘ  
之ヲ委員會ニ報告スベシ

前項ノ場合ニ於テハ委員會ハ選舉  
録ノ寫ヲ添ヘ直ニ府縣知事ニ當選  
者ノ住所氏名又ハ當選者ナキ旨ヲ  
報告スベシ

同條第二項及第三項中「府縣知  
事」を「委員會」に改め、同條第  
五項中「第六條第七項ニ掲グル在職  
ノ官吏以外ノ」を削り、同條第六項  
乃至第八項を削る。



府縣ノ官吏及吏員に、「第一款 府縣吏員ノ組織及任免」を「第一款 組織、選舉及任免」に改める。

第七十五條の前に次のやうに加へる。

第七十四條ノ二 府縣ニ府縣知事ヲ置ク

府縣知事ハ官吏トス

府縣知事ノ任期ハ四年トシ選舉ノ日ヨリ之ヲ起算ス

府縣知事ハ其ノ被選舉權アル者ニ就キ選舉人ヲシテ選舉セシメ其ノ者ニ就キ之ニ任ズ

第七十四條ノ三 府縣會議員ノ選舉權ヲ有スル者ハ府縣知事ノ選舉權ヲ有ス

第七十四條ノ四 府縣知事ノ被選舉權ヲ有ス

市制第十四條第一項但書又ハ町村制第十二條第一項但書ノ規定ニ該當スル者ハ被選舉權ヲ有セズ

帝國議會ノ議員ハ府縣知事ト相兼ヌルコトヲ得ズ

府縣會議員及府縣ノ有給ノ吏員ハ、教員其ノ他ノ職員ニシテ在職中ノモノハ其ノ府縣ノ府縣知事ト相兼ヌルコトヲ得ズ

第七十四條ノ五 府縣知事ノ選舉ハ現任府縣知事ノ任期満了ノ日前二十五日以内ニ之ヲ行フベシ

府縣知事ノ選舉ハ其ノ關クルニ至

府縣知事ノ選舉ハ其ノ關クルニ至

府縣知事ノ選舉ハ其ノ關クルニ至

府縣知事ノ選舉ハ其ノ關クルニ至

府縣知事ノ選舉ハ其ノ關クルニ至

府縣知事ノ選舉ハ其ノ關クルニ至

リタル日ヨリ二十五日以内ニ之ヲ行フベシ但シ其ノ事由第七十四條ノ十八ニ於テ準用スル第三十一條第三項ノ期限前ニ生ジタル場合ニ於テ第七十四條ノ十一第一項但書ノ得票者アルトキ又ハ其ノ期限經過後ニ生ジタル場合ニ於テ第七十四條ノ十第二項ノ規定ノ適用ヲ受ケタル得票者アルトキハ直ニ選舉會ヲ開キ其ノ者ノ中ニ就キ當選者ヲ定ムベシ

第七十四條ノ十二第三項ノ規定ハ前項但書ノ場合ニ之ヲ準用ス

第七十四條ノ十四第四項ノ規定ハ第二項ノ期間ニ之ヲ準用ス

第七十四條ノ六 府縣知事ノ選舉ニ關スル事務ハ府縣會議員選舉管理委員會（以下本章中選舉管理委員會ト稱ス）之ヲ管理ス

府縣知事ノ選舉ハ府縣會議員ノ選舉ニ用フル選舉人名簿ニ依リ之ヲ行フ

選舉管理委員會ハ選舉ノ期日前二十日且迄ニ投票ヲ行フベキ日時ヲ告示スベシ

府縣知事ノ選舉ノ投票區及開票區ハ府縣會議員ノ選舉ノ投票區及開票區ニ依ル

本法ニ規定スルモノノ外投票區及開票區ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第七十四條ノ七 府縣知事候補者タルントスル者ハ選舉ノ期日ノ告示

府縣知事ノ選舉ハ其ノ關クルニ至

府縣知事ノ選舉ハ其ノ關クルニ至

府縣知事ノ選舉ハ其ノ關クルニ至

府縣知事ノ選舉ハ其ノ關クルニ至

府縣知事ノ選舉ハ其ノ關クルニ至

府縣知事ノ選舉ハ其ノ關クルニ至

府縣知事ノ選舉ハ其ノ關クルニ至

府縣知事ノ選舉ハ其ノ關クルニ至

アリタル日ヨリ選舉ノ期日前七日目迄ニ其ノ旨ヲ選舉長ニ届出ヅベシ

選舉人名簿ニ登錄セラレタル者他人ヲ府縣知事候補者ト爲サントスルトキハ前項ノ期間内ニ其ノ推薦ノ届出ヲ爲スコトヲ得

前二項ノ期間内ニ届出アリタル府縣知事候補者二人以上アル場合ニ於テ其ノ期間ヲ經過シタル後府縣知事候補者死亡シ又ハ府縣知事候補者タルコトヲ辭シタルトキハ前二項ノ例ニ依リ選舉ノ期日前二日目迄府縣知事候補者ノ届出又ハ推薦届出ヲ爲スコトヲ得

府縣知事候補者ハ選舉長ニ届出ヲ爲スニ非ザレバ府縣知事候補者タルコトヲ辭スルコトヲ得ズ

前四項ノ規定ニ依リ届出アリタルトキ又ハ府縣知事候補者ノ死亡シタルコトヲ知リタルトキハ選舉長ハ直ニ其ノ旨ヲ告示スベシ

第七十四條ノ八 府縣知事候補者ノ届出又ハ推薦届出ヲ爲サントスル者ハ府縣知事候補者一人ニ付二千圓又ハ之ニ相當スル額面ノ國債證書ヲ供託スルコトヲ要ス

府縣知事候補者ノ得票數有效投票ノ總數ノ十分ノ一ニ達セザルトキハ前項ノ規定ニ依リ供託物ハ府縣ニ歸屬ス

前項ノ規定ハ府縣知事候補者選舉ノ期日前十日以内ニ府縣知事候補者タルコトヲ辭シタル場合ニ之ヲ準用ス但シ被選舉權ヲ有セザルニ至リタル爲府縣知事候補者タルコトヲ辭シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第七十四條ノ九 選舉長ハ府縣知事ノ選舉權ヲ有スル者ノ中ニ就キ選舉管理委員會ノ選任シタル者ヲ以テ之ニ充ツ

選舉長ハ選舉會ニ關スル事務ヲ擔任ス

選舉會ハ府縣廳又ハ選舉長ノ指定シタル場所ニ之ヲ開ク

選舉長ハ豫メ選舉會ノ場所及日時ヲ告示スベシ

第七十四條ノ十 府縣知事ノ選舉ハ有效投票ノ多數ヲ得タル者ヲ以テ當選者トス但シ有效投票ノ總數ノ四分ノ一以上ノ得票アルコトヲ要ス

當選者ヲ定ムルニ當リ得票ノ數同ジキトキハ選舉長抽籤シテ之ヲ定ム

第七十四條ノ十一 第七十四條ノ七第一項乃至第三項ノ規定ニ依リ届出アリタル府縣知事候補者一人ナルトキハ投票ハ之ヲ行ハズ

前項ノ規定ニ依リ投票ヲ行フコトヲ要セザルトキハ選舉長ハ直ニ其ノ旨ヲ告示シ併セテ之ヲ選舉管理委員會ニ報告スベシ

第一項ノ場合ニ於テハ選舉長ハ選舉ノ期日ヨリ五日以内ニ選舉會ヲ

者タルコトヲ辭シタル場合ニ之ヲ準用ス但シ被選舉權ヲ有セザルニ至リタル爲府縣知事候補者タルコトヲ辭シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第七十四條ノ九 選舉長ハ府縣知事ノ選舉權ヲ有スル者ノ中ニ就キ選舉管理委員會ノ選任シタル者ヲ以テ之ニ充ツ

選舉長ハ選舉會ニ關スル事務ヲ擔任ス

選舉會ハ府縣廳又ハ選舉長ノ指定シタル場所ニ之ヲ開ク

選舉長ハ豫メ選舉會ノ場所及日時ヲ告示スベシ

第七十四條ノ十 府縣知事ノ選舉ハ有效投票ノ多數ヲ得タル者ヲ以テ當選者トス但シ有效投票ノ總數ノ四分ノ一以上ノ得票アルコトヲ要ス

當選者ヲ定ムルニ當リ得票ノ數同ジキトキハ選舉長抽籤シテ之ヲ定ム

第七十四條ノ十一 第七十四條ノ七第一項乃至第三項ノ規定ニ依リ届出アリタル府縣知事候補者一人ナルトキハ投票ハ之ヲ行ハズ

前項ノ規定ニ依リ投票ヲ行フコトヲ要セザルトキハ選舉長ハ直ニ其ノ旨ヲ告示シ併セテ之ヲ選舉管理委員會ニ報告スベシ

第一項ノ場合ニ於テハ選舉長ハ選舉ノ期日ヨリ五日以内ニ選舉會ヲ

府縣知事候補者ヲ以テ當選者ト定ムベシ

前項ノ場合ニ於テ府縣知事候補者ノ被選舉權ノ有無ハ選舉立會人ノ決定ス可否同數ナルトキハ選舉長之ヲ決スベシ

第七十四條ノ十二 當選者左ニ掲グル事由ノ一ニ該當スル場合ニ於テ第二項ノ規定ノ適用ヲ受クル者ナキトキハ二十五日以内ニ更ニ選舉ヲ行フベシ

一 當選者タルトキ

二 第七十四條ノ十八ニ於テ準用スル第二十九條ノ二ノ規定ニ依リ當選者失ヒタルトキ

三 死亡者タルトキ

四 選舉ニ關スル犯罪ニ依リ刑ニ處セラレ其ノ當選無効ト爲リタルトキ但シ第七十四條ノ五第二項又ハ前各號ノ事由ニ依リ選舉ノ告示ヲ爲シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

開キ府縣知事候補者ヲ以テ當選者ト定ムベシ

前項ノ場合ニ於テ府縣知事候補者ノ被選舉權ノ有無ハ選舉立會人ノ決定ス可否同數ナルトキハ選舉長之ヲ決スベシ

第七十四條ノ十二 當選者左ニ掲グル事由ノ一ニ該當スル場合ニ於テ第二項ノ規定ノ適用ヲ受クル者ナキトキハ二十五日以内ニ更ニ選舉ヲ行フベシ

一 當選者タルトキ

二 第七十四條ノ十八ニ於テ準用スル第二十九條ノ二ノ規定ニ依リ當選者失ヒタルトキ

三 死亡者タルトキ

四 選舉ニ關スル犯罪ニ依リ刑ニ處セラレ其ノ當選無効ト爲リタルトキ但シ第七十四條ノ五第二項又ハ前各號ノ事由ニ依リ選舉ノ告示ヲ爲シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

五 第七十四條ノ十八ニ於テ準用スル第三十四條ノ二ノ規定ニ依リ訴訟ノ結果當選無効ト爲リタルトキ

前項各號ノ事由第七十四條ノ十八ニ於テ準用スル第三十一條第三項ノ期限前ニ生ジタル場合ニ於テ第七十四條ノ十第一項但書ノ得票者アルトキ又ハ其ノ期限經過後ニ生ジタル場合ニ於テ第七十四條ノ十

府縣知事ノ選舉ハ其ノ關クルニ至

府縣知事ノ選舉ハ其ノ關クルニ至

府縣知事ノ選舉ハ其ノ關クルニ至

府縣知事ノ選舉ハ其ノ關クルニ至

府縣知事ノ選舉ハ其ノ關クルニ至

府縣知事ノ選舉ハ其ノ關クルニ至

府縣知事ノ選舉ハ其ノ關クルニ至

府縣知事ノ選舉ハ其ノ關クルニ至

府縣知事ノ選舉ハ其ノ關クルニ至

第二項ノ規定ノ適用ヲ受ケタル得  
票者アルトキハ直ニ選舉會ヲ開キ  
其ノ者ノ中ニ就キ當選者ヲ定ムベ  
シ

前項ノ場合ニ於テ第七十四條ノ十  
第一項但書ノ得票者選舉ノ期日後  
ニ於テ被選舉權ヲ有セザルニ至リ  
タルトキハ之ヲ當選者ト定ムルコ  
トヲ得ズ

第七十四條ノ十四第四項ノ規定ハ  
第七十四條ノ十三

第一項ノ期間ニ之ヲ準用ス

第七十四條ノ十三 府縣知事ノ選舉ニ於テ第七  
十四條ノ十第一項但書ノ規定ニ依ル得票者ナ  
キキハ第七十四條ノ十五第一項及第二項、前  
條第一項、第七十四條ノ十五第一項及第二項、第  
七十四條ノ十七第一項及第三項ノ規定ニ拘ラズ  
第七十四條ノ二十一ニ於テ準用スル第三十一  
條第一項ノ規定ニ依ル告示ノ日ヨリ十日以内  
ニ更ニ選舉ヲ行フベシ此ノ場合ニ於テハ第七  
十四條ノ七第一項乃至第三項及第七十四條ノ  
八ノ規定ニ拘ラズ其ノ選舉ニ於テ有効投票ノ  
最多數ヲ得タル者二人（二人ヲ定ムルニ當リ  
得票ノ數同ジキ者アルトキハ選舉管理委員會  
抽籤シテ之ヲ定ム）ヲ以テ府縣知事候補者ト  
ス前項ノ場合ニ於テハ第七十四條ノ六第三項  
ノ規定ニ拘ラズ委員會ハ選舉ノ期日前七日日  
迄ニ投票ヲ行フベキ日時ヲ告示スベシ

第一項ノ選舉ハ第七十四條ノ十ノ規定ニ拘ラ  
ズ有効投票ノ過半數ヲ得タル者ヲ以テ當選者  
トス

第一項ノ府縣知事候補者ノ得票ノ數同ジキト  
キハ前項ノ規定ニ拘ラズ選舉長抽籤シテ當選  
者ヲ定ムベシ

第七十四條ノ十四 前條第一項ノ府縣知事候補  
者死亡シ又ハ府縣知事候補者タルコトヲ辭シ  
タル府縣知事候補者一人ト爲リタルトキハ  
投票ハ之ヲ行ハズ

第七十四條ノ十一 第二項乃至第四項ノ規定ハ  
前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第七十四條ノ十五 第七十四條ノ十三第三項及  
ハ第四項ノ規定ニ拘ラズ第七十四條ノ十二第一項  
ノ規定ノ適用ヲ受ケタル者ナキトキハ二十五日  
以内ニ更ニ選舉ヲ行フベシ

前項ノ事由ヲ生ジタル場合ニ於テ第七十四條  
ノ十三第四項ノ規定ノ適用ヲ受ケタル得票者  
アルトキハ直ニ選舉會ヲ開キ其ノ者ヲ當選者  
ト定ムベシ

前項ノ場合ニ於テ第七十四條ノ十三第四項ノ  
規定ノ適用ヲ受ケタル得票者選舉ノ期日後ニ  
於テ被選舉權ヲ有セザルニ至リタルトキハ之  
ヲ當選者ト定ムルコトヲ得ズ

第七十四條ノ十七第四項ノ規定ハ第一項ノ期  
間ニ之ヲ準用ス

第七十四條ノ十三 當選者其ノ當選  
ヲ承諾シタルトキハ選舉管理委員  
會ハ直ニ當選者ノ住所氏名ヲ告示  
シ且之ヲ內務大臣ニ報告スベシ

當選者ナキニ至リタルトキハ委員  
會ハ直ニ其ノ旨ヲ告示シ且之ヲ內  
務大臣ニ報告スベシ

第七十四條ノ十四 選舉無効ト確定  
シタルトキハ二十五日以内ニ更ニ  
選舉ヲ行フベシ

當選無効ト確定シタルトキハ直ニ  
選舉會ヲ開キ更ニ當選者ヲ定ムベ  
シ此ノ場合ニ於テハ第七十四條ノ  
十二第三項ノ規定ヲ準用ス

當選者ナキトキ又ハ當選者ナキニ  
至リタルトキハ二十五日以内ニ更  
ニ選舉ヲ行フベシ

第七十四條ノ十八 第七十四條ノ五  
ノ十五第一項又ハ第七十四條ノ十  
六第一項若ハ第三項ノ規定ノ適用  
アル場合ニ於テハ選舉ヲ行フコト  
ヲ得ザル事由已ミタル日ノ翌日ヨ  
リ之ヲ起算ス

第七十四條ノ十五 第七十四條ノ五  
ノ十五第一項又ハ第七十四條ノ十  
六第一項若ハ第三項ノ規定ノ適用  
アル場合ニ於テハ選舉ヲ行フコト  
ヲ得ザル事由已ミタル日ノ翌日ヨ  
リ之ヲ起算ス

第七十四條ノ十五 第七十四條ノ五  
ノ十五第一項又ハ第七十四條ノ十  
六第一項若ハ第三項ノ規定ノ適用  
アル場合ニ於テハ選舉ヲ行フコト  
ヲ得ザル事由已ミタル日ノ翌日ヨ  
リ之ヲ起算ス

第七十四條ノ十五 第七十四條ノ五  
ノ十五第一項又ハ第七十四條ノ十  
六第一項若ハ第三項ノ規定ノ適用  
アル場合ニ於テハ選舉ヲ行フコト  
ヲ得ザル事由已ミタル日ノ翌日ヨ  
リ之ヲ起算ス

府縣知事ハ選舉又ハ當選ニ關スル  
決定若ハ裁決確定シ又ハ判決アル  
迄ハ其ノ官ヲ失ハズ

第七十四條ノ十六 府縣知事ノ選舉  
ハ府縣會議員ノ選舉ノ期日ノ告示  
アリタルトキハ其ノ選舉ノ期日ノ  
經過スルニ至ル迄ノ間之ヲ行フコ  
トヲ得ズ

府縣知事ノ選舉ヲ行フベキ事由ヲ  
生ジタル場合ニ於テ議員ノ選舉ヲ  
行フベキ事由ヲ生ジタルトキハ  
第三十六條ノ三第二項ノ例ニ依ル  
府縣知事ノ選舉ヲ行フベキ事由ヲ  
生ジタル場合ニ於テ衆議院議員ノ  
選舉ヲ行フベキ事由ヲ生ジタル  
トキハ府縣知事ノ選舉ハ衆議院議  
員ノ選舉ノ期日ノ經過スルニ至ル  
迄ノ間之ヲ行フコトヲ得ズ

第七十四條ノ十七 衆議院議員選舉  
法第十章及第十一章並ニ第四百十  
條第二項乃至第四項、第四百十二  
條及第四百十七條ノ規定ハ府縣知  
事ノ選舉ニ之ヲ準用ス但シ同法第  
九十九條中吏員トアルハ府縣會議  
員選舉管理委員會、市町村會議員選  
舉管理委員會、投票管理委員會、立  
議員選舉管理委員會ノ書記、  
會人、開票管理委員會、開票立會人、  
選舉長及選舉立會人ヲ含ムモノト  
シ府縣知事候補者一人ニ付定ムベ  
キ選舉運動ノ費用ノ額ニ關シテハ  
勅令ノ定ムル所ニ依ル

第七十四條ノ十八 第六條第三項及  
第四項、第十三條第二項、第十四  
條、第十五條第二項及第三項、第十  
六條、第十七條、第十八條第一項乃  
至第二十項、第二十八條ノ二乃至第二  
十二條、第二十二條ノ三乃至第二  
十二條ノ八、第二十二條ノ九第一  
項第一號乃至第七號、第二十二條  
ノ十乃至第二十二條ノ十三、第二  
十四條乃至第二十七條、第二十九  
條ノ二（第三十七條第二項ニ關スル  
部分ヲ除ク）、第三十條、第三十一條  
第一項乃至第三項、第五項及第六  
項、第三十四條第一項乃至第四  
項、第三十四條ノ二、第三十五條  
本文、第三十七條ノ二（選舉管理  
委員會ニ關スル部分ヲ除ク）、第三  
十八條並ニ第四十條ノ規定ハ府

縣知事ノ選舉ニ之ヲ準用ス但シ  
第三十條第二項中府縣知事ト  
アルハ內務大臣、同條第五項中前  
二項トアルハ第三項、第三十四  
條第一項中前條第二項トアルハ  
第七十四條ノ十三第二項、第三  
十四條ノ二第五項中前條第六項ト  
於テハ選舉ノ日又ハ告示ノ日トアル  
第七十四條ノ十三第一項ノ選舉ニ  
此等ノ日、  
アルハ第七十四條ノ十五第二項ト  
シ第三十一條第六項ノ規定ハ現任  
府縣知事ニシテ其ノ府縣ニ於テ當  
選シタルモノニ付テハ之ヲ適用セ  
ズ

第七十四條ノ十九 本法ニ規定スル  
モノノ外府縣ノ官吏ニ關シテハ勅  
令ノ定ムル所ニ依ル

第七十四條ノ二十 府縣ニ監査委員  
ヲ置ク

監査委員ハ府縣吏員トシ其ノ定數  
ハ四人トス

監査委員ノ任期ハ二年トス

府縣會議員ノ中ヨリ選任セラレタ  
ル監査委員ノ任期ハ前項ノ規定ニ  
拘ラズ議員ノ任期ヲ超ユルコトヲ  
得ズ但シ後任者ノ選任セララルニ  
至ル迄ノ間其ノ職務ヲ行フコトヲ  
妨ゲズ

監査委員ハ府縣知事府縣會議員ノ同意  
ヲ得テ府縣會議員及學識經驗アル  
者ノ中ヨリ各同數ヲ選任スベシ

本法ニ規定スルモノノ外監査委員

府縣知事ノ選舉ニ之ヲ準用ス但シ  
第三十條第二項中府縣知事ト  
アルハ內務大臣、同條第五項中前  
二項トアルハ第三項、第三十四  
條第一項中前條第二項トアルハ  
第七十四條ノ十三第二項、第三  
十四條ノ二第五項中前條第六項ト  
於テハ選舉ノ日又ハ告示ノ日トアル  
第七十四條ノ十三第一項ノ選舉ニ  
此等ノ日、  
アルハ第七十四條ノ十五第二項ト  
シ第三十一條第六項ノ規定ハ現任  
府縣知事ニシテ其ノ府縣ニ於テ當  
選シタルモノニ付テハ之ヲ適用セ  
ズ

ニ關シ必要ナル事項ハ府縣條例ヲ以テ之ヲ規定スベシ

第七十四條ノ二十一 府縣知事及監査委員ハ第六條第一項ノ規定ニ拘ラズ在職ノ間府縣會議員ノ選舉權ヲ有ス

第七十五條 府縣知事及監査委員ハ其ノ府縣ニ對シ請負ヲ爲シ又ハ其ノ府縣ニ於テ費用ヲ負擔スル事業ニ付府縣知事若ハ其ノ委任ヲ受ケタル者ニ對シ請負ヲ爲ス者及支配人又ハ主トシテ同一ノ行爲ヲ爲ス法人ノ無限責任社員、取締役若ハ監査役又ハ之ニ準ズベキ者、支配人又ハ清算人タルコトヲ得ズ

第七十六條中「吏員」を「及第七十七條ノ二ノ吏員」に改める。

第七十七條第二項を次のやうに改める。委員ハ府縣吏員トス

委員ハ府縣會議員其ノ他學識經驗ノ者ノ中ヨリ府縣會議ノ同意ヲ得テ府縣知事ノ選任ス

第四章第一款に次の二條を加へる。

第七十七條ノ二 本法ニ規定スルモノノ外府縣ニ必要ノ府縣吏員ヲ置ク

前項ノ府縣吏員ハ府縣知事ノ委任免ス

第七十七條ノ三 府縣知事被選舉權

ヲ有セザルニ至リタルトキハ其ノ官ヲ失フ

監査委員市制第十四條第一項但書又ハ町村制第十二條第一項但書ノ規定ニ該當スルニ至リタルトキハ其ノ職ヲ失フ

監査委員ノ職ニ在ル者ニシテ禁錮以上ノ刑ニ該ルベキ罪ノ爲豫審又ハ公判ニ付セラレタルトキハ府縣知事ハ其ノ職務ヲ執行ヲ停止スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ停止期間報酬又ハ給料ヲ支給スルコトヲ得ズ

「第二款 府縣官吏府縣吏員ノ職務權限及處務規程」を「第二款 職務權限」に改める。

第七十九條 府縣會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ五十分ノ一（其ノ數一萬ヲ超ユルトキハ一萬以下ノ二同ジ）以上ノ者ノ連署ヲ以テ其ノ代表者ヨリ府縣知事ニ對シ府縣條例又ハ府縣會議ノ議決ヲ經ベキ府縣規則ノ制定ノ請求アリタルトキハ府縣知事ハ二十日以内ニ府縣會議ヲ召集シ意見ヲ附シテ之ニ原案ヲ付議スベシ

前項ノ場合ニ於テハ府縣知事ハ原案ノ趣旨ニ反セズト認ムル範圍内ニ於テ之ヲ修正シ〇テ府縣會議ニ付議スルコトヲ得

府縣知事ハ府縣會議ノ要求アルトキハ第一項ノ代表者又ハ其ノ代理者ヲシテ會議ニ出席シ原案ノ説明ヲ爲サシムルコトヲ得

第一項ノ府縣會議員ノ選舉權ヲ有スル者トハ府縣會議員ノ選舉ニ用フル選舉人名簿確定ノ日ニ於テ之ニ登錄セラレタル者トス

第一項ノ府縣會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ五十分ノ一ノ數ハ前項ノ選舉人名簿確定後直ニ府縣知事ニ於テ之ヲ告示スベシ

第一項ノ場合ニ於テ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第八十一條第一項中「五十圓」ヲ「五百圓」に改め、同條第二項中「給料」を「報酬又ハ給料」に改める。

第八十二條第一項但書を削り、同條第三項中「前二項」を「前項」に改め、同條第四項中「第一項及」を削る。

第八十三條第一項但書を削る。

第八十四條 府縣會議ニ於テ府縣知事不信任ノ議決ヲ爲シタルトキハ府縣知事ハ内務大臣ニ對シ府縣會議ノ解散ヲ請求スルコトヲ得

府縣會議解散ノ場合ニ於テハ二月以内ニ議員ヲ選舉スベシ

〇府縣會議ニ於テ府縣知事不信任ノ議決ヲ爲シタル場合ニ於テ第一項ノ解散ヲ爲ササルコトキハ府縣知事ハ府縣會議ニ對シ再ビ府縣知事不信任ノ議決ヲ爲シタルトキハ府縣知事ハ辭任スルコトヲ要ス

第一項及前項ノ議決ニ付テハ議員數ノ三分ノ二以上出席シ其ノ三分ノ二以上ノ同意アルコトヲ要ス

第八十五條第二項中「第一項」を削る。其ノ承認ヲ求ムベシに改める。

第八十六條第一項中「報告スベシ」を「報告シ其ノ承認ヲ求ムベシ」に改める。

第八十八條ノ二 監査委員ハ府縣知事ノ監督ヲ承ケ府縣ノ經營ニ係ル事業ノ管理、府縣ノ出納其ノ他府縣ノ事務ノ執行ヲ監査ス

府縣知事ハ監査委員ヲシテ毎會計年度少クトモ一回以上上期日ヲ定メテ前項ノ規定ニ依ル監査ヲ爲サシムベシ

府縣會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ五十分ノ一以上ノ者ノ連署ヲ以テ其ノ代表者ヨリ府縣知事ニ對シ第一項ノ規定スル事項ニ關シ監査委員ノ監査ノ請求アリタルトキハ府縣知事ハ其ノ請求ニ係ル事項ニ付監査委員ヲシテ監査ヲ爲サシムベシ

府縣知事ハ監督官廳ノ命令アルトキ、第四十三條ノ二第二項ノ規定ニ依ル府縣會議ノ要求アルトキ其ノ他必要アリト認ムルトキハ臨時ニ監査委員ヲシテ第一項ノ規定ニ依ル監査ヲ爲サシムベシ

府縣知事ハ監査委員ヲシテ監査ノ結果ヲ府縣知事ハ監査ノ結果ヲ府縣住民ニ公表スベシ

第七十九條第四項ノ規定ハ第三項ノ府縣會議員ノ選舉權ヲ有スル者

ニ、同條第五項ノ規定ハ第三項ノ府縣會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ五十分ノ一ノ數ニ之ヲ準用ス

第三項ノ場合ニ於テ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第九十條中「府縣吏員」を「第七十七條ノ二ノ吏員」に改める。

「第三款」を「第四章ノ二」に改める。

第九十三條 府縣會議員、府縣會議員選舉管理委員、府縣參事會

員、府縣會議員ノ中ヨリ選任セラレタル監査委員及委員ニハ報酬ヲ支給スルコトヲ得

府縣會議員、府縣會議員選舉管理委員、府縣參事會員、府縣會議員ノ中ヨリ選任セラレタル監査委員、委員、投票管理員、投票立會人、開票管理員、開票立會人、選舉長及選舉立會人ハ職務ノ爲要スル費用ノ辨償ヲ受クルコトヲ得

報酬額及費用辨償額並ニ其ノ支給方法ハ府縣條例ヲ以テ之ヲ規定スベシ

第九十四條 前條ニ規定スル吏員以外ノ吏員 〇府縣會議員選舉管理委員、府縣會議員選舉管理委員、府縣參事會員、府縣會議員ノ中ヨリ選任セラレタル監査委員、委員、投票管理員、投票立會人、開票管理員、開票立會人、選舉長及選舉立會人ハ職務ノ爲要スル費用ノ辨償ヲ受クルコトヲ得

報酬額及費用辨償額並ニ其ノ支給方法ハ府縣條例ヲ以テ之ヲ規定スベシ

前項ノ府縣規則ヲ設ケ又ハ改廢セントスルトキハ府縣會議ノ議決ヲ經

ベシ

第九十五條中「有給府縣吏員」を

「前條第一項ノ吏員」に「前條第二

項ノ例ニ依リテ之ヲ定ム」を「府縣條

例ヲ以テ之ヲ規定スベシ」に改める。

第九十六條第二項を次のやうに改

める。

前項ノ規定ニ依ル異議ノ申立アリ

タルトキハ府縣知事ハ府縣參事會

ニ諮リテ之ヲ決定スベシ

府縣參事會ハ前項ノ規定ニ依ル諮

問アリタル日ヨリ二十日以内ニ意

見ヲ答申スベシ

第二項ノ規定ニ依ル府縣知事ノ決

定ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出

訴スルコトヲ得

第二百十四條第二項中「二十圓」を

「二百圓」に改める。

第二百十五條第二項を次のやうに改

める。

前項ノ規定ニ依ル異議ノ申立アリ

タルトキハ府縣知事ハ府縣參事會

ニ諮リテ之ヲ決定スベシ

府縣參事會ハ前項ノ規定ニ依ル諮

問アリタル日ヨリ二十日以内ニ意

見ヲ答申スベシ

第二項ノ規定ニ依ル府縣知事ノ決

定ヲ受ケタル者其ノ決定ニ不服ア

ルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコ

前項ノ規定ニ依ル異議ノ申立アリタルトキハ府縣知事ハ府縣參事會ニ諮リテ之ヲ決定スベシ

府縣參事會ハ前項ノ規定ニ依ル諮問アリタル日ヨリ二十日以内ニ意見ヲ答申スベシ

第七項ノ規定ニ依ル府縣知事ノ決定又ハ府縣知事ノ處分ヲ受ケタル者其ノ決定又ハ處分ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第二百二十四條第一項中「決算ハ」の下に「監査委員ヲシテ之ヲ審査セシメ其ノ意見ヲ附シテ」を加ヘ、「之ヲ」を削る。

決算ハ之ヲ監査委員ノ審査ニ付シ其ノ意見ヲ附シテ翌年度ノ通常豫算ヲ議スル會議ニ於テ府縣會ノ認定ニ付スベシ

第二百二十四條ノ二 府縣知事ハ府縣會ノ指定シタル府縣ノ經營ニ係ル事業ニ付其ノ經營狀況ヲ明ナラシムル爲定期ニ貸借對照表其ノ他必要ナル書類ヲ作製シ監査委員ヲシテ之ヲ審査セシメ其ノ意見ヲ附シテ次ノ府縣會ニ提出スベシ

第二百二十六條ノ六中「意見ヲ徴シ」を「議決ヲ經テ」に改める。

第二百三十一條第一項を次のやうに改める。

○府縣會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ五分ノ一（其ノ數十萬ヲ超ユルトキハ十萬以下ノ二同ジ）以上ノ者ノ連署ヲ以テ其ノ代表者

府縣會議員選舉管理委員會ヨリ府縣知事ハ府縣會ノ解散

ノ請求アリタルトキ、第八十四條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

同條第三項及び第四項を次のやうに改める。

第七十九條第四項ノ規定ハ第一項ノ府縣會議員ノ選舉權ヲ有スル者ニ、同條第五項ノ規定ハ第一項ノ府縣會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ五分ノ一ノ數ニ之ヲ準用ス

第一項ノ場合ニ於テ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二百三十二條中「府縣吏員」の下に「及府縣會議員選舉管理委員會」を加ヘ、同條に次の一項を加へる。

第八十一條ノ規定ハ府縣會議員選舉管理委員會ノ懲戒ニ之ヲ準用ス

第二百三十三條中「有給吏員」を「府縣吏員」に改める。

第二百三十三條ノ二 府縣會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ五分ノ一（其ノ數十萬ヲ超ユルトキハ十萬以下ノ二同ジ）以上ノ者ノ連署ヲ以テ其ノ代表者

府縣會議員選舉管理委員會ヨリ府縣知事ハ府縣會ノ解散

ノ請求アリタルトキ、第八十四條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

同條第三項及び第四項を次のやうに改める。

ニ付テハ府縣知事ニ對シ此等ノ者ノ罷職（府縣知事ニ付テハ其ノ免官）ノ請求アリタルトキハ内務大臣又ハ府縣知事ハ關係者ノ出頭ヲ求メテ之ヲ審査シ其ノ理由アリト認ムルトキハ府縣知事ニ付テハ其ノ旨ヲ内閣總理大臣ニ報告シ其ノ他ノ者ニ付テハ之ヲ解職スベシ

府縣會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ五分ノ一以上ノ者前項ノ報告アリタルトキハ内閣總理大臣ハ其ノ免官ヲ奏請スベシ

府縣會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ三分ノ一以上ノ者ニ對シ府縣會議員ノ解職ノ請求アリタルトキハ選舉管理委員會ハ之ヲ當該選舉區ノ選舉人ノ投票ニ付スベシ

府縣會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ三分ノ一以上ノ者ノ連署ヲ以テ其ノ代表者ヨリ選舉管理委員會ニ對シ府縣會議員ノ解職ノ請求アリタルトキハ選舉管理委員會ハ之ヲ當該選舉區ノ選舉人ノ投票ニ付スベシ

府縣會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ三分ノ一以上ノ者ノ連署ヲ以テ其ノ代表者ヨリ府縣知事ニ對シ府縣會議員選舉管理委員會又ハ監査委員ノ解職ノ請求アリタルトキハ府縣知事ハ之ヲ府縣會ニ付スベシ

第一項及第二項ノ投票ニ於テ其ノ過半數ノ同意アリタルトキ又ハ前項ノ場合ニ於テ議員數ノ三分ノ二以上出席シ其ノ四分ノ三以上ノ同意アリタルトキハ前三項ノ場合ニ其ノ職（府縣知事ニ付テハ其ノ官以下ノ二同ジ）ヲ失フ

第一項ノ府縣知事ノ退官又ハ第二項ノ府縣會議員ノ解職ノ請求ハ其ノ就職後一年間及第一項又ハ第二項ノ投票後一年間ハ之ヲ爲スコトヲ得ズ第三項ノ選舉管理委員會又ハ監査委員ノ解職ノ請求ハ其ノ就職後六月間及府縣會ニ付議シタル後六月間ハ亦同ジ

第七十九條第四項ノ規定ハ第一項ノ府縣會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ五分ノ一以上ノ者前項ノ報告アリタルトキハ内閣總理大臣ハ其ノ免官ヲ奏請スベシ

府縣會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ三分ノ一以上ノ者ニ對シ府縣會議員ノ解職ノ請求アリタルトキハ選舉管理委員會ハ之ヲ當該選舉區ノ選舉人ノ投票ニ付スベシ

府縣會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ三分ノ一以上ノ者ノ連署ヲ以テ其ノ代表者ヨリ府縣知事ニ對シ府縣會議員選舉管理委員會又ハ監査委員ノ解職ノ請求アリタルトキハ府縣知事ハ之ヲ府縣會ニ付スベシ

第一項及第二項ノ投票ニ於テ其ノ過半數ノ同意アリタルトキ又ハ前項ノ場合ニ於テ議員數ノ三分ノ二以上出席シ其ノ四分ノ三以上ノ同意アリタルトキハ前三項ノ場合ニ其ノ職（府縣知事ニ付テハ其ノ官以下ノ二同ジ）ヲ失フ

第一項ノ府縣知事ノ退官又ハ第二項ノ府縣會議員ノ解職ノ請求ハ其ノ就職後一年間及第一項又ハ第二項ノ投票後一年間ハ之ヲ爲スコトヲ得ズ第三項ノ選舉管理委員會又ハ監査委員ノ解職ノ請求ハ其ノ就職後六月間及府縣會ニ付議シタル後六月間ハ亦同ジ

第七十九條第四項ノ規定ハ第一項ノ府縣會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ五分ノ一以上ノ者前項ノ報告アリタルトキハ内閣總理大臣ハ其ノ免官ヲ奏請スベシ

府縣會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ三分ノ一以上ノ者ニ對シ府縣會議員ノ解職ノ請求アリタルトキハ選舉管理委員會ハ之ヲ當該選舉區ノ選舉人ノ投票ニ付スベシ

府縣會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ三分ノ一以上ノ者ノ連署ヲ以テ其ノ代表者ヨリ府縣知事ニ對シ府縣會議員選舉管理委員會又ハ監査委員ノ解職ノ請求アリタルトキハ府縣知事ハ之ヲ府縣會ニ付スベシ

第一項及第二項ノ投票ニ於テ其ノ過半數ノ同意アリタルトキ又ハ前項ノ場合ニ於テ議員數ノ三分ノ二以上出席シ其ノ四分ノ三以上ノ同意アリタルトキハ前三項ノ場合ニ其ノ職（府縣知事ニ付テハ其ノ官以下ノ二同ジ）ヲ失フ

第一項ノ府縣知事ノ退官又ハ第二項ノ府縣會議員ノ解職ノ請求ハ其ノ就職後一年間及第一項又ハ第二項ノ投票後一年間ハ之ヲ爲スコトヲ得ズ第三項ノ選舉管理委員會又ハ監査委員ノ解職ノ請求ハ其ノ就職後六月間及府縣會ニ付議シタル後六月間ハ亦同ジ

第七十九條第四項ノ規定ハ第一項ノ府縣會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ五分ノ一以上ノ者前項ノ報告アリタルトキハ内閣總理大臣ハ其ノ免官ヲ奏請スベシ

府縣會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ三分ノ一以上ノ者ニ對シ府縣會議員ノ解職ノ請求アリタルトキハ選舉管理委員會ハ之ヲ當該選舉區ノ選舉人ノ投票ニ付スベシ

府縣會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ三分ノ一以上ノ者ノ連署ヲ以テ其ノ代表者ヨリ府縣知事ニ對シ府縣會議員選舉管理委員會又ハ監査委員ノ解職ノ請求アリタルトキハ府縣知事ハ之ヲ府縣會ニ付スベシ

第一項及第二項ノ投票ニ於テ其ノ過半數ノ同意アリタルトキ又ハ前項ノ場合ニ於テ議員數ノ三分ノ二以上出席シ其ノ四分ノ三以上ノ同意アリタルトキハ前三項ノ場合ニ其ノ職（府縣知事ニ付テハ其ノ官以下ノ二同ジ）ヲ失フ

者ノ總數ノ五分ノ一ノ數ニ之ヲ準用ス

第八十一條第二項ノ規定ハ第一項ノ規定ニ依リ罷職（府縣知事ニ付テハ其ノ免官以下ノ二同ジ）ヲ行ハントスル場合ニ、同條第三項ノ規定ハ第一項ノ規定ニ依リ解職セラレタル者ニ之ヲ準用ス但シ府縣知事ノ免官ニ付テハ同條第二項中府縣知事トアルハ内閣總理大臣、報酬又ハ給料トアルハ俸給トス

○乃至第三項第一項○ノ場合ニ於テ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二百三十六條中「勅令ノ規定ニ依リ」の下に「報告ヲ以テ許可ニ代ヘ又ハ」を加へる。

第二百三十八條 島嶼ニ關スル行政ノ特別ニ付必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ムルコトヲ得

第二百三十九條 削除

第二百四十三條中「市長ニ關スル規定ハ區長」を「市會議員選舉管理委員會ニ關スル規定ハ市會議員區選舉管理委員會」に改め、同條但書を削る。

第二百四十四條 町村組合ニシテ町村事務ノ全部ヲ共同處理スルモノハ本法ノ適用ニ付テハ之ヲ一町村、其ノ組合會議員選舉管理委員會ハ之ヲ町村會議員選舉管理委員會、其ノ組合會議員選舉管理委員會

ハ之ヲ町村會議員選舉管理委員、其ノ組合吏員ハ之ヲ町村吏員、其ノ組合役場ハ之ヲ町村役場ト看做ス

町村組合ニシテ町村ノ役場事務ヲ共同處理スルモノハ本法ノ適用ニ付テハ之ヲ一町村、其ノ組合管理員選舉管理委員會ハ之ヲ町村會議員選舉管理委員會、其ノ組合管理員選舉管理委員ハ之ヲ町村會議員選舉管理委員、其ノ組合吏員ハ之ヲ町村吏員、其ノ組合役場ハ之ヲ町村役場ト看做ス

第四十五條 従前部長又ハ島司ノ管轄シタル區域内ニ於テ市ノ設置アリタルトキ又ハ其ノ區域ノ境界ニシテ市町村ノ境界ノ變更アリタルトキハ其ノ區域モ亦自ラ變更シタルモノト看做ス

従前部長又ハ島司ノ管轄シタル區域ノ境界ニシテ市町村ノ設置アリタル場合ニ於テハ本法ノ適用ニ付其ノ町村ノ應スベキ區域ハ内務大臣之ヲ定ム

附則

この法律中議員の選挙に関する規定（附則第十四項及び第十五項の規定を除く。）は、次の總選挙から、これを施行し、北海道に關する規定及びその他の規定の施行の期日は、各規定について、勅令でこれを定める。

この法律により府縣知事（北海道廳長官を含む。以下これに同じ。）を選挙する場合において、この法律中議員の選挙に關する規定がまだ施行

されてゐないときは、その規定は、この法律中府縣知事の選挙に關する規定の適用については、既に施行されたものとみなす。

この法律により議員又は府縣知事を選挙する場合において、昭和二十一年の市制の一部を改正する法律又は同年の町村制の一部を改正する法律中公民権及び議員の選挙に關する規定（町村制第六十一條ノ三第二項、第三項及び第五項の規定を含む。以下これに同じ。）がまだ施行されてゐない市町村においては、その規定は、この法律中議員又は府縣知事の選挙に關する規定の適用については、既に施行されたものとみなす。

昭和二十一年の市制の一部を改正する法律又は同年の町村制の一部を改正する法律中公民権及び議員の選挙に關する規定は、これを施行した市町村においては、府縣知事議員の選挙に關する規定の適用について

は、次の總選挙までの間、まだ施行されてゐないものとみなす。

前三項の場合において必要な選挙人名簿に關しては、命令で特別の規定を設けることができる。

府縣知事は、改正憲法施行の日まで暫定とする。

第七十四條ノ二乃至第七十四條ノ十八の改正規定施行の際現在に在職する府縣知事は、これらの規定による府縣知事が任命されるまでの間は、

これらの規定の施行によつては、その地位を失はない。

北海道會法及び北海道地方費法は、これを廢止する。

この法律施行の際現に北海道地方費に屬する財産、營造物、事業及び權利義務は、道がこれを承継する。

附則第七項の規定施行の際現に北海道會議員又は北海道名譽職參事會員の職にある者は、この法律により道會議員又は道參事會員に選挙されたものとみなし、道會議員の任期は、昭和二十一年八月三十一日までとする。但し、道會議員は、その任期満了後も、この法律により初めて行はれる議員の選挙の期日までの間は、なほ、その職にあるものとす

る。

前項の場合において、道參事會員の職にある者の数が、道府縣制第六十五條の定数を超えてゐても、その数を以て道參事會員の定数とする。但し、道參事會員に關員を生じたときは、これに應じて、その定数は、同條の定数に至るまで減少するものとする。

他の法律中「北海道地方費」とあるのは、「道」と讀み替へるものとする。

他の法律中北海道會法又は北海道地方費法の規定を掲げてゐる場合においては、勅令で特別の定をした場合を除き、各道府縣制中のこれに相

當する規定を指してゐるものとす

現在府縣會議員は、その任期満了後も、この法律により初めて行はれる議員の選挙の期日までの間は、なほ、その職にあるものとする。

戸籍法の適用を受けない者の北海道會議員の選挙権及び被選挙権並びに府縣知事の被選挙権は、當分の間、これを停止する。

前項の者は、これを選挙人名簿に登録することができない。

此の法律の施行に關し必要な規定は、勅令でこれを定める。

衆議院議員選挙人名簿等の臨時特例に關する法律案

右の政府提出案は本院において可決した、因つて議院法第五十四條により送付する

昭和二十一年八月三十一日

衆議院議長 山崎 猛

これを調製しなければならぬ。

前項の規定により調製する選挙人名簿は、次の選挙人名簿が確定するまで、その效力を有する。

第一項の規定により調製する選挙人名簿の調製、縦覧、異議の決定及び確定に關する期日及び期間は、命令でこれを定める。

第二條 前條第一項の規定により調製する選挙人名簿及びこれに代り又はこれを基本とする選挙人名簿については、選挙人名簿の調製、縦覧等に關する市區町村長その他の名簿調製義務者（町村制を施行しない地における町村長に準ずる者を除く。）の事務は、市區町村會議員選舉管理委員會（市制第六條及び第八十二條第一項の市においては市會議員區選舉管理委員會、以下これに同じ。）その他の選舉管理委員會がこれを行ふ。

第三條 第一條の規定は、東京都制第十七條第一項又は第百四十八條第二項、市制第二十一條第一項、町村制第十八條第一項その他の規定により昭和二十一年九月十五日の現在で調製する選挙人名簿にこれを準用する。

第四條 市區町村會議員選舉管理委員會その他の選舉管理委員會は、選挙人名簿を調製するために必要があるときは、選挙人に對して必要な事項の届出を命ずることがで

きる。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

この法律施行の際現に效力を有する選舉人名簿は、第一條及び第三條の規定により調製する選舉人名簿が確定したときは、その效力を失ふ。

昭和二十一年の東京都制の一部を改正する法律、同年の市制の一部を改正する法律及び同年の町村制の一部を改正する法律中市區町村會議員選舉管理委員會その他の選舉管理委員會に關する規定は、この法律の適用については、この法律の施行と同時に、施行されたものとみなす。

第一條第一項の規定により調製する選舉人名簿及びこれに代るべき選舉人名簿については、昭和二十一年勅令第五百三十七號（衆議院議員選舉法第十二條の特例の件）は、これを適用しない。

衆議院議員選舉法施行地域に住居を有しなかつた者で、第一條第一項の規定により調製する選舉人名簿の調製期日に同法施行地域に住居を有してゐたが、引き続き六月以上同一市區町村その他これに準ずるものの區域内に住居を有しなかつたため、これに登録されなかつたものは、昭和十三年法律第八十四號（今次の戰爭に際し召集中の者の選舉權及び被選舉權等に關する件）第一條第一項

の規定の適用については、衆議院議員選舉法施行地域に住居を有しないため、衆議院議員選舉人名簿に登録せられなかつた者で、同法施行地域に住居を有するに至つたものとみなす。

昭和十三年法律第八十四號第一條第一項中「左に掲ぐる者アルトキハ」の下に、「本人申請ニ依リ」を加へる。

〔國務大臣大村清一君登壇〕

○國務大臣（大村清一君） 只今上程ニナリマシタ東京都制の一部を改正する法律案、市制の一部を改正する法律案、町村制の一部を改正する法律案及び府縣制の一部を改正する法律案、此ノ四ツノ法律案ニ付、一括シテ其ノ提案ノ理由並ニ法案中主要ナル事項ノ概略ヲ説明致シマス、政府ハ「ボツダム」宣言ノ受諾ノ精神ニ則リマシテ、政治、經濟、文化、其ノ他有ラユル部面ニ於テ、銳意民主主義化ノ努力ヲ進メテ居ルノデアリマシテ、其ノ總テノ活動ノ根幹ヲナシ、國政運営ノ基本トナルベキ新憲法案ハ、既ニ審議ガ進メラレテ居ルノデアリマスガ、是ト相並行致シマシテ、現行地方自治制度ノ民主主義化ヲ圖リマスコトハ、特ニ現下ノ情勢ニ照ラシ考ヘマスル時、新日本建設ノ基盤ヲナス最重要ナル事柄デアルト存ジマス、即チ新シキ平和日本ノ建設ニハ、何ヨリモ先ヅ國民各自ノ自覺ト責任觀ニ基ク能力ノ最大限ノ發揮ガ必要

デアリマスガ、是ガ爲ニハ國民ノ自發的熱意ト、「積極的協力」ト、最モ端的ニ、且合理的ニ結集シ、反映セシメ得ルガ如キ機構ト、其ノ運営方法トガ、制度ソレ自體ノ上ニモ採用セラル、コトガ肝要デアリマス、殊ニ地方自治ハ、國民ニ最も緊密ナ、而シテ直接的ナ關係アル地方團體ノ政治デアリ、從ヒマシテ地方自治ノ本旨ニ則リ、地方自治ヲ民主主義化致シマスコトハ、新シイ民主主義政治確立ノ第一ノ捷徑デアリ、地方自治民主化ノ確立ニ依リマシテ、健全ナル國政民主化ノ確乎タル地步ヲ築キ得ルモノデアルト考ヘルノデアリマス、斯クシテ地方自治ガ眞ニ地方住民ノ意思ニ基キ、地方ノ實情ニ即應シテ運営セラレ、地方自治團體ヲシテ自主的ニシテ堅實ナル發達ヲ遂ゲシムルコトヲ得マスルナラバ、自ラニシテ國民全般ノ巧マル協力的態勢ガ整備セラレ、現下ノ危局ノ打開及ビ國力ノ速カナル回復ニ裨益スル處勝カラザルモノガアルト信ズルノデアリマス、以上ノ見地ニ基キマシテ、地方自治制度ニ大改正ヲ加ヘマスコトハ一日ノ遲延ヲ許サザル刻下ノ要務デアルト信ジ、現行諸法制定ニ於テ新憲法案ノ精神ヲ出來得ル限リ採リ入レ、茲ニ東京都制、市制、町村制及ビ府縣制並ニ北海道會法及ビ北海道地方費法等現行地方自治制度全般ニ互リマシテ全面的ナ改正ヲ行フコトヲ致シマシタ次第デアリマス、次ニ地方自治制度改正ノ

根本方針ニ付テ申述ベタイト存ジマス、第一ニハ地方自治團體ノ自主性乃至自律性ノ強化ト云フコトデアリマス、地方自治トハ地方自治團體ガ自ラノ公ノ事務ヲ自ラノ機關ニ依ツテ處理スルコトデアリマスガ、國家ノ大局的立場ニ背反シナイ限り、地方自治團體ヲシテ出來得ル限リ自由ニ活動セシムルコト、即チ其ノ自主性ヲ強化致シマスコトハ正シク自治ノ本旨ニ適合スル所以デアルト考ヘマシテ、先ヅ地方自治團體ノ固有ノ權能ヲ更ニ擴張スルコトヲ致シマシタ、地方自治團體ノ種類ト其ノ性格トニ依リ、其ノ取扱ヲ異ニスルコトハ言フ迄モアリマセマスガ、不完全自治體タル府縣ニ府縣住民ノ制度ヲ新タニ設ケ、府縣ノ住民ハ府縣ノ財產、營造物ヲ共用スル權利ヲ有シマスルト共ニ、其ノ負擔ヲ分任スル義務ヲ負フモノト致シ、或ハ東京都ノ區ニ對シマシテ新タニ自治立法權及ビ財政自主權ヲ認メルコトヲ致シマシタノハ此ノ趣旨ニ即應スルモノデアリマス、完全自治體ト稱セラレテ居リマス市町村ニ付キマシテモ、將來國政事務ト自治事務トノ間ニ適當ナ調整ガ行ハレルコトニ從ヒ、自治事務ノ範圍ガ漸次擴大セラレ、市町村ノ自治權ノ内容ガ一段ト實質的ニ豐富ナモノトナルコトガ期待サレルノデアリマス、次ニハ地方自治團體ニ本來認メラレテ居リマス自治權ノ發動ニ對スル制限拘束ヲ大イニ整理スルコトヲ致シタノデアリマ

ス、今回ノ改正ニ當テテ監督官廳ニ依ル市長ノ選任、町村長ノ認可ニ關スル手續ヲ改メマシテ、又或ハ市町村ノ認可、許可事項ヲ大幅ニ整理致シマシタ如キコトハ地方自治團體ノ自律性ヲ尊重シ、其ノ自主的活動ヲ活潑ナラシメムトスル趣旨ニ外ナラナイノデアリマス、第二ニハ、地方自治團體ニ於ケル自治行政ノ運営方法ニ付住民ガ參與スル部面ヲ擴大致シマシテ、住民ニ依ル地方自治ノ本旨ヲ顯現セシムルコトデアリマス、地方行政ノ發刺トシテ運営ヲ圖リマスニハ、地方住民ヲシテ地方行政ヲ自ラノ行政デアルトスル觀念ニ徹セシメル必要ガアルノデアリマス、是ガ爲ニハ住民ノ意思ヲ行政ノ各部門ニ互リマシテ反映セシムル措置ヲ講ジナケレバナリマセマス、公民權及ビ名譽職ノ制度ヲ廢止致シマシテ、曩ノ衆議院議員ノ選舉權ノ擴張ニ即應シテ地方議會ノ議員ノ選舉權及ビ被選舉權ヲ擴張シ、遍ク其ノ住民ニ之ヲ享有セシメ、女子ニ對シテモ亦男子ト同等ノ權利ヲ與ヘルコトトシ、或ハ其ノ首長タル府縣知事、市町村長等ヲ住民ノ直接選舉ト致シマスル外、進ンデ是等ノ者ノ罷免及ビ地方議會ノ解散等ヲ請求スル權利ヲ認メ、所謂直接參政ノ途ヲ拓クコトヲ致シマシタノハ此ノ趣旨ニ依ルノデアリマス、次ニ議決機關タル地方議會ノ權限ノ擴張デアリマス、住民ノ直接參政ヲ基盤トシテ運営サレル地方行政ノ中心機關ハ、申ス迄モナク執

行機關デアル府縣知事、市町村長等ト意思機關デアル所ノ地方議會トデアリマスガ、民主主義的要求ハ民意ヲ背景トシテ選出セラレタ執行機關ガ強力ナモノデアリコトヲ要請致シマスルト同時ニ、執行ノ基礎ト成ルベキ地方自治團體ノ意思ノ決定ト其ノ決定方法ニ付テハ、議決機關自ラノ責任ニ於テ自由ニ之ヲ決定セシメル建前ヲ執ルコトガ至當デアルト存ズルノデアリマス、議決機關タル地方議會ノ權限ヲ擴張シ、更ニ其ノ積極的活動ヲ促ス爲之ガ定例的ナ活動ヲ規定致シマシタノハ此ノ趣旨ニ出ヅルモノデアリマス、第三ニハ、地方行政事務執行ノ公正ヲ確保スルコトデアリマス、地方自治團體ノ活動ノ範圍ハ擴張セラレテ來ルニ從ヒマシテ、其ノ行政事務ノ執行ハ飽ク迄モ公正ヲ確保セシメ、苟モ專恣ニ流ル、ガ如キコトナカラシメルコトガ必要デアリマス、此ノ意味ニ於キマシテ本改正案ハ新タニ二種ノ制度ヲ採用セムトシテ居ルノデアリマス、將來選舉ノ重要性ハ益々擴張サレルモノト豫想セラ、ノデアリマスガ、之ニ伴ヒ其ノ公正ヲ確保スルコトハ地方自治政治ノ基本的要件ト考ヘラレマスノデ、選舉事務ノ執行ニ遺憾ナカラシメ、且之ニ客觀性ヲ持タシメル爲、選舉事務ノ全般ノ管理ニ當ル選舉管理委員會ヲ新タニ設ケルコトヲ致シタノデアリマス、更ニ地方自治團體ノ住民又ハ地方議會ハ、執行機關ノ行政事務ノ執行ヲ常ニ

監視スル權限ヲ與ヘラレテ居ルノデアリマスガ、何分ニモ地方自治團體ノ執行スル行政事務ハ複雜多岐ニ互ツテ居ルノデアリ、其ノ執行ノ適否ハ住民ノ權威ト專門的知識ヲ兼テ備ヘタ常置機關ノ精密ナ監査ニ依ラナケレバ正確ナル判定ヲ下スコトハ困難デアリマス、此ノ趣旨ニ於キマシテ監査委員ヲ設置シ、地方自治團體ノ行政事務全般ノ監査ニ當タラシメルコトヲ致シタノデアリマス、以上ハ地方自治制度改正ノ根本方針デアリマスガ、以下改正ノ主要ナル事項ニ付テ申述ベテ見タイト存ジマス、第一ニ地方議會ノ議員ノ選舉權及被選舉權ノ擴張デアリマス、即チ衆議院議員選舉法ノ改正ニ即應致シマシテ、廣ク住民ニ對シテ地方自治團體ノ選舉ニ參與スル途ヲ拓キマス爲、議員ノ選舉權ノ年齡ヲ二十年、被選舉權ノ年齡ヲ二十五年ニソレハ引下ゲマスト共ニ、「破産者ニシテ復權ヲ得サルモノ」、「貧困ニ因リ生活ノ爲公私ノ救助ヲ受ケ又ハ扶助ヲ受クル者」等ニモ選舉權ヲ與ヘ、又女子ニモ男子ト同等ノ選舉權及被選舉權ヲ認メルコトヲ致シタノデアリマス、第二ニハ、地方住民ニ對シテ地方自治團體ノ首長タル都長官、府縣知事、又ハ市町村長ヲ直接選舉スル權利ノ外、各種ノ直接參政ノ權利ヲ認メタコトデアリマス、即チ地方自治團體ノ首長ヲ選舉スルノミナラズ、更ニ進ンデ是等ノ者並ニ地方議會ノ議員選舉管理委員及監査委員ノ罷免ヲ要求シ、

或ハ地方議會ノ解散、條例規則ノ制定及ビ地方自治團體ノ事務ニ關シ、監査委員ノ監査ヲ請求スル權利ヲ認メ、地方住民ト地方政治トヲ直接セシメル措置ヲ講ジタノデアリマス、第三ニハ、選舉管理委員會ノ設置デアリマス、選舉事務ノ執行ノ公正ヲ擔保シ、選舉人ノ信賴ヲ確保スル爲ニハ、何等カ客觀的ナ獨立ノ機關ヲシテ是ガ處理ニ當ラシメル必要ガアリマスノト、他面地方自治團體ノ首長ガ此ノ度選舉民ノ直接選舉ニ依ルコト相成リマス爲ニ、現任首長ガ現職ノ儘立候補スル場合モ考ヘラレマスノデ、斯クノ如キ場合ニ於キマシテ、現任ノ首長ガ選舉事務掌理ノ任ニ當リマスコトハ不合理ト言ハナケレバナリマセス、仍テ東京都ヲ始メ府縣及ビ市町村毎ニ四人又ハ六人ノ委員ヲ以テ構成スル所ノ選舉管理委員會ヲ設置シ、之ヲシテ選舉事務掌理ノ任ニ當ラセルコトヲ致シタノデアリマス、第四ニハ、地方議會ノ權限ヲ擴充ト其ノ地位ノ強化トデアリマス、即チ地方自治團體ノ意思機關デアル地方議會ノ活動ヲ、更ニ積極的ナラシメルコトハ地方自治ノ進展ニ缺ケバカラザル要件ヲナスモノデアルト認メラレマスノデ、此ノ際地方議會ノ權限ヲ出來得ル限り擴充致シ、其ノ地位ノ自主性ト獨立性トヲ強化スルコトヲ致シタノデアリマス、先ヅ議決事件ノ擴張ヲ圖リ、列舉事項以外ニ條例ヲ以テ地方議會ノ議決スベキモノヲ定メ得ル權能ヲ認メマ

スルト共ニ、都議會又ハ府縣議會ニ對シテモ、都又ハ府縣ノ事務ニ關スル書類等ヲ檢閲シ、又ハ議決ノ執行及ビ出納等ヲ檢査スル權限ヲ付與シ、其ノ他財務等ニ關シ、理事機關ガ異議ノ決定ヲナサムトスル時ハ參事會又ハ町村會ニ諮ルコトヲ致シタノデアリマス、更ニ地方議會ハ毎年定例会ヲ數回召集スルコトヲ要スルモノト致シマスルト同時ニ、會期及ビ其ノ延長並ニ開閉ニ關スル事項ハ、總テ地方議會自ラノ決定ニ委ネルコトヲシテ、其ノ自主性ノ確立ヲ圖ツタノデアリマス、又町村會ニモ原則トシテ議長及ビ副議長ヲ置キ、町村會議員ノ中カラ之ヲ選舉スルモノト致シマシタコトモ、地方議會ノ自主性ヲ尊重セムトスル所以ニ外ナラナイノデアリマス、第五ハ、都長官、府縣知事及ビ市町村長等、地方自治團體ノ首長ニ關スル事項デアリマス、新憲法草案第八十九條第二項ニハ「地方公共團體ノ長」ハ、「その地方公共團體の住民が直接これを選舉する」ト規定サレテ居リマシテ、地方公共團體ノ首長ノ直接公選ノ原則ヲ明カニ致シテ居ルノデアリマス、地方公共團體ノ長、特ニ府縣知事等ノ公選ハ、獨リ地方行政ノ民主化ヲ實現致シマス上ニ付テノ最も重要ナ關鍵デアリマスノミナラズ、行政運営ノ全般ニ付テ、其ノ影響ヲ及ス所ハ、蓋シ甚大ナモノガアルト存ズルノデアリマス、府縣知事等ノ公選ニ依リマシテ、從來ノ地方行政ニ於ケル過度

ノ中央集權ト、官治ノ弊ヲ是正シ、且ハ任期ヲ定メルコトニ依リマシテ、其ノ頻々タル更迭ニ依ル弊ヲ除去シテ、地方政治ヲ安定シ、地方自治團體ノ明朗ニシテ潤達ナル自主的發展ヲ圖ルコトガ可能トナリ、之ニ依ツテ初メ全體ノ協力的態勢ガ整備セラレルモノト考ヘラレノデアリマス、而シテ公選知事ヲシテ、住民ノ眞ノ公僕タラシメ、民意ヲ背景トシテ強力ナ策施ヲ遂行ヲ可能ナラシメル爲ニハ、民意ヲ直接ニ表現セシメル直接選舉ニ依ルコトガ適切デアリマシテ、此ノ理ハ市町村長ノ選舉ニ付テモ異所ハナイノデアリマス、併シナガラ此ノ結果トシテ、特ニ所謂府縣知事ノ弊ヲ助長シ、食糧政策、其ノ他現下緊要ナル國家諸施策ヲ遂行ニ支障ヲ來スガ如キコトナカラシメル必要ガアリ、又現行ノ國家諸機構トノ間ニ調和ヲ保タシメルコトモ必要デアリマスノデ、府縣知事ノ身分ハ之ヲ官吏トシ、以テ國家的要請ト地方的要求トノ間ニ適當ナル調和ヲラシメルコトヲ致シタノデアリマス、府縣知事又ハ市町村長等ノ選舉ハ、供託金ノ額及ビ法定得票數等ニ若干ノ特例ノアリマス外ハ、概シ地方議會ノ議員ノ選舉ニ關スル手續ニ準ジマシテ、之ヲ執行スルコトヲ致シ、之ガ管理ニハ地方議會ノ議員ノ選舉管理委員會ガ當ルコトヲ致シテ居ルノデアリマス、即チ府縣知事ノ被選舉權ハ、帝國臣民ニシテ三十年以上ノ者、市町村長ノ被選舉權ハ帝國

臣民ニシテ二十五年以上ノ者ニ之ヲ認  
メルコトトシ、特ニ住居要件ヲ求メル  
コトトシナカッタノデアリマスガ、是  
ハ苟モ民意ハ存スル以上、地方自治團  
體ノ首長タル者ハ、一地方ニ住居ヲ有  
スル者ニ限定シナイデ、廣ク適材ヲ求  
メルコトヲ得セシムルノガ適當デア  
ルト考ヘタカラニ外ナラナイデアリマ  
ス、又町村長候補者ガ立候補セムトス  
ル時ハ、町村ノ實情ニ即應シ、供託金ノ  
制度ヲ採用致シマセヌデ、選舉人三十  
人以上ノ連署ヲ要求スルコト致シマ  
シテ、所謂人的保障制ヲ執ルコトトシ  
タノデゴザイマスガ、更ニ府縣知事等  
ノ選舉ニ當リマシテハ、其ノ選舉區域  
ガ廣大デアリマスノト、其ノ選舉ノ性  
格上激甚ナル競争ガ行ハレ、選舉運動  
費用モ亦從ツテ増嵩スルコトヲ豫想致  
サレマスノデ、運動費用ノ節減ヲ圖リ、  
併セテ選舉執行ノ公正ヲ期スル爲、特  
ニ選舉公營ヲ行フコト致シ、選舉公報  
ノ發行及ビ演說會場ノ設備ノ公營ヲ實  
施スルコト致シテ居ルノデアリマス、  
第六ハ、監査委員ノ設置デアリマス、  
地方自治團體、特ニ都道府縣及ビ大都  
市ノ處理スル事務ガ廣汎繁多ト相成ル  
ニ從ヒマシテ、其ノ事務ヤ事業ノ執行  
ノ狀況ヲ審査シテ非違ヲ正シ、地方ノ  
住民及ビ議會ニ常ニ公共事務ノ内容ヲ  
實際ニ付テノ資料ヲ提供セシメマス  
コトハ、地方自治團體ノ事務執行ノ公  
正ト能率ノ向上トヲ圖ル上ニ缺クベカラ  
ザルコトデアリマスノミナラズ、地方

ノ住民及ビ議會ニ對シテ自治ニ對スル  
責任ト自覺ヲ喚起スル上ニモ必要ト考  
ヘラレルノデアリマス、監査委員ハ斯  
カル目的ノ爲ニ設置サレルモノデア  
リ、地方自治團體ノ首長ガ地方議會ノ  
同意ヲ得マシテ、地方議會ノ議員又ハ  
學識經驗アル者ノ中カラ各、一人乃至  
三人ヅツ之ヲ選任スルノデアリマス、  
監査委員ハ地方自治團體ノ經營ニ係ル  
事業ノ管理、其ノ出納、其ノ他地方自  
治團體ノ事務ノ執行ヲ監査スル一般  
的權限ヲ有シテ居リ、毎會計年度少ク  
トモ一回ノ定期監査、或ハ監督官廳ノ  
命令又ハ地方議會ノ要求、其ノ他臨時  
ノ必要アル場合ノ臨時監査、或ハ一定  
數ノ選舉人カラ請求ガアリマシタ事項  
ニ關スル監査等ヲ行フモノデアリマ  
ス、以上ハ東京都制、府縣制、市制及  
ビ町村制ノ改正法律案中其ノ全般ニ共  
通スル重要事項ノ概略ヲ申述べタム  
デアリマスガ、次ニ是等ノ改正法律案中  
特殊事項ノ主ナルモノニ付キマシテ申  
添ヘテ置キタイト存ジマス、先ヅ選舉  
ニ關スル事項デアリマスガ、先般ノ衆  
議院議員選舉法ノ改正ニ依リマシテ、市  
區町村ノ區域ガ原則トシテ開票區トセ  
ラル、コトニ相成ツタノデアリマス  
ガ、之ニ即應致シマシテ、東京都議會  
議員及ビ府縣會議員ノ選舉ニ際シマシ  
テモ、原則トシテ市區町村ノ區域ヲ以  
テ開票區トスルコトトシテ、開票ノ迅  
速ヲ期スルコトト致シマス共ニ、戰  
災等ニ依ル人口移動ノ激甚ナルニ對處

シマシテ、餘リニモ人口ノ少イ選舉區  
ノ發生ヲ防止スル爲、東京都及ビ府縣  
並ニ市制第六條及ビ第八十二條ノ市ニ  
於テハ、數選舉區ヲ合セテ一選舉區ヲ  
設ケ得ルコトト致シタノデアリマス、  
次ニ地方自治團體ニ對スル監督規定ヲ  
整理致シマスコトハ、其ノ自主ナル  
活動ヲ促ス所以デアアルト考ヘマシテ、  
市町村ニ對スル監督規定ヲ相當大幅ニ  
縮減スルコトト致シマシタガ、其ノ結  
果、例ヘバ基本財産ノ處分、分擔金ノ新  
設又ハ變更等ハ、地方長官ノ許可ヲ受ク  
ルコトナク、市町村獨自ノ判斷ニ依ツ  
テ之ヲ處理シ得ルコトト相成ルノデア  
リマス、次ニ北海道ハ從來府縣トハ別  
個ノ取扱ヲ致シテ參ツテ居ツタノデア  
リマスガ、其ノ近年ノ發達ノ狀況ヲ見  
マスルニ、自治體トシテノ面ニ於キマ  
シテハ、最早一般府縣ト異ル取扱ヲス  
ル理由ハ消滅シテ居ルモノト考ヘラレ  
マスシ、現ニ法律上モ北海道會法及ビ  
北海道地方費法施行以來數次ノ改正ニ  
依リマシテ府縣ノ場合ト實質的ニ差違  
ガナクナツテ參ツテ居リマスノデ、此  
ノ際北海道會法及ビ北海道地方費法ハ  
之ヲ廢止スルコトト致シ、府縣制ヲ道  
府縣制ト改メマシテ、北海道ニモ新シ  
イ府縣ノ制度ヲ其ノ儘適用スルコトト  
致サムトスルノデアリマス、尙公民政  
度ノ廢止等ニ伴ヒマシテ、北海道ニ特  
有ノ指定町村ノ制度モ廢止セムトスル  
モノデアリマス、最後ニ東京都ノ區ニ付  
キマシテハ、都ノ一體性ヲ害シナイ限

リニ於キマシテ、之ニ最大限度ノ自治  
權ヲ與ヘ、其ノ自治的發達ヲ促進致シ  
マスコトハ、延イテハ都政全般ノ伸展  
ニ寄與スルモノト考ヘマシテ所要ノ改  
正ヲ行ハムトスルノデアリマス、即チ  
區ニ付キマシテモ、區住民ノ制度ヲ認  
メマシテ、區ノ營造物ヲ共用スル權利  
ヲ有シ、區ノ負擔ヲ分任スルノ義務ヲ  
有スルモノト致シマス外、區民ノ參政  
權、自治立法權、財政自主權其ノ他各  
般ノ自治的權能ニ付町村ニ準ジテ適當  
ナル擴張ヲ圖ツタノデアリマス、以上  
デ以テ地方自治制度改正ニ關スル四ツ  
ノ法律案ノ説明ヲ終ル次第デアリマ  
スガ、此ノ四法律案ニ對シマシテハ、  
衆議院ニ於キマシテ地方議會ノ職務權  
限ニ關スル規定、選舉管理委員會及ビ  
監査委員ニ關スル規定、都道府縣ノ長  
官ノ身分ニ關スル規定、地方公共團  
體ノ首長ノ選舉ニ關スル規定、地方  
議會ノ解散又ハ地方公共團體ノ首長  
其ノ他職員ニ對スル解職請求權等、  
所謂直接參政權ニ關スル規定、東  
京都ノ區ニ關スル規定、其ノ他若干ノ  
規定ニ付キマシテ修正ヲ加ヘラレタ  
デアリマスガ、政府ハ衆議院ノ院議  
ヲ尊重シタイト考ヘテ居ル次第デア  
リマス、次ニ衆議院議員選舉人名簿等  
ノ臨時特例ニ關スル法律案ニ付キマシ  
テ、其ノ提案ノ理由並ニ内容ヲ簡單ニ  
説明致シマス、御承知ノ如ク近ク府縣  
會議員及ビ市町村會議員ノ選舉ヲ行  
フコトト相成ツテ居ルノデアリマスガ、

之ガ爲ノ名簿ト致シマシテハ、從來ノ  
調製方法ニ對シマシテ臨時特例ヲ設  
ケ、此ノ際出來得ル限り速カニ新シイ  
單一ノ選舉人名簿ヲ調製シテ、正確ニ  
且脫漏ナク選舉人ヲ把握致シマスル  
共ニ、名簿自體ヲ簡明ナラシメ、以テ  
地方議會ノ議員ノ總選舉其ノ他ノ選舉  
ニ備ヘルコトト致シタイノデアリマ  
ス、本法ニ於テ規定セムトスル要點ハ  
次ノ三點デアリマス、第一本年九月十  
五日現在デ調製スルコトトナツテ居ル  
衆議院議員選舉人名簿及ビ東京都制、  
市制、町村制其ノ他ノ規定ニ依ツテ調  
製スル選舉人名簿ハ、出來得ル限り期  
間ヲ短縮シテ早急ニ調製スル等ノ爲  
ニ、之ガ調製、縱覽等ニ關スル期日及  
ビ期間ヲ特ニ命令ヲ以テ定メル所ニ依  
ラシメルコトトシタ次第デアリマス、  
第二、選舉人名簿調製義務者ヲ今次ノ  
地方制度ノ改正ニ依リ設置セラレマス  
所ノ選舉管理委員會トスルコトデアリ  
マス、第三、昨年九月緊急勅令ヲ以テ  
マシテ、衆議院議員選舉法第十二條ノ  
特例ヲ設ケ、昭和二十一年十二月十九  
日迄ニ施行セラレル衆議院議員ノ選舉  
ニ用ヒル選舉人名簿ニ登錄セラレル爲  
ニハ、六月ノ住居要件ヲ要シナイコト  
ト規定セラレタノデアリマスガ、是ハ  
一ニ當時ノ特殊事情ニ依ルモノデアリ  
マシテ、疎開者又ハ戰災ニ依ル避難者  
ニ對シテ出來得ル限り國政參與ノ機會  
ヲ得サセヤウトスルモノデアツタノデ  
アリマス、併シナガラ終戰後、相當ノ

時日ヲ經過致シマシタ今日ニ於キマシ  
テハ、其ノ間ノ事情ガ一變致シマシタ  
ノミナラズ、住居要件ノ撤廢ハ、名簿  
脫落ノ主タル原因ノ一ツデアツタコト  
ニ鑑ミマシテ、本法ニ依ツテ調整スル  
選舉人名簿ニハ、此ノ特例ヲ適用セ  
ズ、名簿登錄要件トシテ六月ノ住居要  
件ノ原則ヲ復活スルコトニ改メタ次第  
デアリマス、以上五案ニ付キマシテ、  
大體御説明ヲ申上ゲマシタ次第デアリ  
マスガ、何卒御審議ノ上御協賛アラム  
コトヲ希望致シマス

○議長(公爵徳川家正君) 質疑ノ通告  
ガゴザイマス、男爵松平外與磨君

〔男爵松平外與磨君登壇〕

○男爵松平外與磨君 只今上程セラレ  
マシタ地方制度改正諸法案ニ付テ、内  
務當局ノ御意見ヲ一應承リタイと思  
ヒマス、只今御説明ノアリマシタ通り、  
地方制度ノ今同ノ改正ハ劃期的ノモノ  
デゴザイマス、此ノ劃期的ノ制度ヲ作  
ラレマシタ御本旨ハ、御説明ニナリ  
マシタカラ、重テ申上ゲル必要ハゴ  
ザイマセヌガ、果シテ此ノ劃期的改正  
ガ能率的二效果的ニ、其ノ實績ヲ擧ゲ  
ルカドウカト云フ點ニ付キマシテハ、  
少カラズ心配ガアルノデアリマス、例  
ヘバ今御話ノアリマシタ通り、知事ノ  
公選制、從來官吏デアツタ云フモノ  
ガ、官吏ノ身分ガナクナツタ公吏トナ  
ルハ、從ツテ公吏ノ下ニ居ル所ノ各事務  
擔當者、是亦全部公吏ニ相成ル譯デア  
リマス、從來ノ監督方法ガ如何様ニ變

リマスカハ知りマセヌガ、恐ラク内務  
當局ニ於キマシテハ、此ノ新シキ制度  
ノ改正ニ依リマスル内務當局ノ中心  
ノ、根本的ノ監督制度ト云フモノヲ御  
考ニナツテ居リマス、之ニ付テノ御  
話ハ、マダゴザイマセヌデシタガ、承  
レバ結構ト思ヒマス、其ノ指導如何ニ依  
リマシテハ、恐ラク期待スル所ノ結果  
ガ得ラレナイノデアリマス、何トナレバ  
ヲ心配スルノデアリマス、何トナレバ  
此ノ制度ガ布カレマシテ、而モ現在ノ  
如ク政黨政治ト云フモノガ整然タル所  
ノ體制ヲ整ヘタ場合ニ於テ、是等ノ長  
ニナル者、又ハ執行機關、又ハ議決機  
關ニ擔ハル者ガ、果シテ其ノ地方毎ノ  
民意ヲ十分ニ尊重シ、其ノ信頼ニ依  
テ其ノ人ガ得ラレルカドウカト云フコ  
トヲ非常ニ心配シマス、或ハ杞憂カモ  
知レマセヌガ、極端ニ申スナラバ、所  
謂一方の二偏シテ、却テ現在ヨリモ寧  
ロ壓制的ノ行動ガ行ハレナイトモ限ラ  
ナイノデアリマス、之ニ付キマシテ  
内務當局ニハ絕對ノ自信ト、之ニ  
對スル心配ハ絕對ニナイカト云フ  
點ニ付テ承リタイト思ヒマス、其ノ  
次ハ、直接法案ニハ關係ゴザイマセ  
ヌケレドモ、從來地方自治體ニハ  
御承知ノ通り國家ノ委任事務ト地方ノ  
固有事務トガゴザイマス、此ノ固有事  
務ト委任事務トハ比率デアリマスガ、  
今日ハ十數年前ニ比較致シマス、國  
家ノ委任事務ト云フモノガ非常ニ擴ガ  
ツテ參リマシテ、各種ノ國家ノ委任事

務ガ現在存スル譯デアリマス、從ツデ  
市町村當局カラ色々ナ實務上ノ御話ヲ  
承ル場合ニ於キマシテ、何ヲ言ハレ  
カト云フト、此ノ委任事務ノ多過ギル  
點ニ付テ、本當ノ地方自治體ノ仕事  
云フモノニ差障リガアツテ困ツテ居  
ル、之ヲ何トカ整理シテ戴カナケレ  
バ、果シテ地方自治體ノ圓滿ナル發達  
ガ出來ルカドウカ、此ノ點ハ到處ニ  
於テ御話ヲ承ルノデアリマス、無論内  
務當局ニ於テハ御承知デアリマセウ、  
從ツテ只今ノ御話ニ依リマスルト、相  
當大體ノ整理ヲナサルト言ヒマスガ、  
果シテドノ點迄御整理ニナルノデアリ  
マセウカ、此ノ點ヲ度外視シテ地方制  
度ヲ幾ラ改善サツテモ、其ノ地方制  
度ノ改善ハ所期ノ目的ヲ達スルコトガ  
出來ナイト言ツテモ、過言デハナイト  
思ヒマス、此ノ點ニ付キマシテ、内務  
當局ハ如何ナル御考ヲ持ツテオイデニ  
ナルカト云フコトヲ承リタイト思ヒマ  
ス、言ヒ換ヘマスレバ、從來ノ中央集  
權制度ヨリ地方分權制度ニ變遷シテ  
移ル、只今ノ制度以外ニ於ケル事務範  
圍ニ於テモ、截然トシテ之ヲ現スト云  
フ點ガナレババイケナイト思ヒマス、  
ソレカラ其ノ次ニハ地方財政ノ確立ノ  
問題デアリマスガ、是ハ一ツ大英斷ヲ  
ナサラナケレバナラヌト思ヒマス、ト  
申シマスノハ、只今ノ地方税法並ニ地  
方分與稅制度、之ヲ以テ地方財政ノ根  
本ニスル恒久的ノ財源デアルト云フコ  
トハ、非常ニ心配ニ堪ヘマセヌ、果シ

テ續キ得ルカドウカト云フコトモ疑問  
デアリマス、從ツテ此ノ財政制度ト云  
フモノヲ全然改メル必要ガナイカ、ト  
申シマスノハ、只今ノ御話ノ通り、知  
事ガ、公吏ニナリマス、又下ニ使ハレ  
ル所ノ事務系統ノ官吏デアツタ者ハ公  
吏ニナリマス、官吏ハ國費ヲ以テ支辨  
シ、公吏ハ地方費ヲ以テ支辨スルノガ  
建前デアラウト思ヒマス、サウシマス  
レバ、此ノ制度ガ一變シマスルト同時  
ニ、從來ノ國費支辨ノ人ト云フモノガ  
ナクナル、或ハナクナルト云フノハ極  
端デアリマスガ、減少スルト思ヒマ  
ス、サウシマスルト、之ニ代ルベキ所  
ノ財源ハ何ニ依ツテ求メルカト云フヤ  
ウナコトモ起ツテ參リマス、恐ラク此  
ノ制度改正ト同時ニ、内務當局ニ於キ  
マシテハ、此ノ問題モ御考ニナツテ居  
ルダラウト思ヒマスガ、此ノ地方財政  
ノ確立、自分ト致シマシテハ、國稅、  
地方稅ノ兩面ニ互ツテ十分ナル御檢討  
ヲ願ヒマシテ、相當ノ英斷ヲナサラナ  
ケレバ、地方財政ノ確立ハナカノ、保  
ツコトガ出來ナイト思ヒマス、之ニ付  
キマシテ内務大臣ノ御意見ヲ承リタイ  
ト思ヒマス、ソレカラ次ニハ衆議院ノ  
修正箇所デアリマスガ、本日戴キマシ  
タノデ、内容ハ詳シク存ジマセヌケレ  
ドモ、ザツト拜見致シマシテモ、可ナ  
リ多數ノ修正箇所デアリマス、各法案  
共デアリマス、常識的ニ考ヘテ見マス  
ルト、コンナニ修正サレタト云フナラ  
バ、何故原案ヲモツト練ラナカッタカ

ト云フ考ガ起ルノデアリマス、無論當  
局ニ於テハ慎重審議研究ノ結果萬全ヲ  
期シタト云フ御答辯ニナルノハ當然デ  
アリマスガ、餘リニ修正箇所ガ多過ギ  
ルヤウニ感ジマス、近頃ノ法案ヲ見マ  
シテモ、今回ノガ先ヅ修正箇所ノ大關  
格デハナイカト思ヒマス、其ノ點カラ  
考ヘマシテ、此ノ法案ヲ御作ニナル事  
前ニ内務當局ハドウ云フ對策、ドウ云  
フ方法ヲ以テ御研究ニナツタカ、私寡  
聞ニシテ存ジマセヌガ、從來ノ内務當  
局ダケデヤアリマセヌデ、廣ク知識ノ  
アル者ヲ集メ、調査檢討ヲシ、改正ス  
ベキ點ハ改正シ、又置カベキハ置クト  
云フヤウニシテ、内容の如何ナル檢  
討ヲ加ヘタ結果此ノ法案ガ出來タノカ  
自分ハ存ジマセヌガ、若シ御差支ガナ  
ケレバ其ノ點ヲ一應承リタイト思ヒマ  
ス、ソレカラ修正並ニ衆議院ノ附帶決  
議等ノ院議ヲ尊重スルト云フ御話デア  
リマス、ドウモ内務當局ノ御答辯ハア  
ツサリシテオイデニナルノデアリマス  
ガ、果シテ衆議院ノ修正ヲ全部尊重ス  
ルト考ヘマス、原案ヨリハ更ニ一歩  
進歩的デアリマス、内容の二見マシテ  
モ或ハ運用上カラ見マシテモ進歩的デ  
アリマス、サウスルト一番初メ申上ゲ  
マシタ通り、本當ニ此ノ新シキ法案ガ  
實施セラレマシテ、果シテ圓滿ニ、又  
能率の二顯著ナル效果ガ擧ルカト云フ  
コトヲドウシテモ心配スルノデアリマ  
スガ、内務當局ニ於キマシテハ、是等  
ノモノヲ尊重セラレマシテモ何モ心配

ガナイト云フ御確信ガオアリニナルカ、之ヲ承リタイト思ヒマス、結局顛ジ詰メテ考ヘマスナラバ、無論私見デアリマスガ、憲法ノ改正ガ行ハレマシタト致シマシテモ、更ニ實施ニハ六箇月ノ餘裕ガアル點カラ見マシテ、斯ク早ク憲法ニ並行シテ此ノ地方制度ヲ上程シナケレバナラナカッタト云フノハ、ドノ點ニアルデセウカ、先程御話ガアリマシタノデアリマスガ、一日ノ遲延ヲ許サザル國家ノ要務デアルト云フ意味ニ於テ之ヲ出シタト仰シヤイマスガ、私ハ寧ロモウ少シ御練ニナツテ、其ノ上ニ於テナサル方ガ宜ガッタノデヤナイカト云フコトヲ痛切ニ感ズルノデアリマスガ、内務當局ハ斯ク急イデ出サナケレバナラナカッタト云フ其ノ點ニ付テモウ一度御説明ヲ願ヒタイト思ヒマス

〔國務大臣大村清一君登壇〕

○國務大臣(大村清一君) 御答ヘ致シマス、第一ニ此ノ地方制度ノ改正ノ成果ヲ擧ゲ得ル確信ヲ持ツテ居ルカト云フ御尋デアリマスガ、法案ノ説明ノ時ニモ申上ゲタコトデアリマスルガ、「ボツダム」宣言ノ受諾ニ依リマシテ、我が國ノ政治ハ、國家行政ト言ハズ、地方行政ト言ハズ、又自治行政ト言ハズ、之ヲ民主主義ノ線ニ沿ヒマシテ運営スルコトニ改メナケレバナラナイコトハ我が國トシテノ一ツノ大キナ責務デアリマス、又單ニ責務デアリマスノミナラズ、我が國ガ今後平和國家、

文化國家トシテ發展致シマスガ爲ニハ、國政及ビ自治行政ノ民主主義化ト云フコトハ甚ダ必要ナルコトニ相成ツテ居ルモノト確信致シテ居ルノデアリマス、而シテ國政ヲ民主化スルト申シマシテモ、其ノ基本ヲ爲シ、又基礎ヲナシマスモノハ地方政治、特ニ地方自治制度ノ民主化ガ先行スル、少クトモ同時ニ行ハレルト云フコトガ非常ニ必要デアルト考ヘルノデアリマス、是等ノ見解カラ致シマシテ、速カニ地方自治制度ヲ民主主義ノ線ニ沿ヒマシテ改革ヲ斷行致シマスコトガ刻下ノ急務デアルト考ヘマシテ、茲ニ之ヲ提案致シタノデアリマス、而シテ之ガ審議ニ付キマシテハ、政府ト致シマシテ萬全ヲ期シタ積リデアリマス、併シ何分ニモ五月二十二日ニ現内閣ガ組閣セラレマシテ、之ヲ早急ニ議會ニ提案致シマス爲ニハ、色々ノ事情カラシテ之ヲ急ガナケレバナラヌコトニ相成リマシタノデ、實ハ五月二十四日ノ閣議ニ上程サレマシテ、ソコデ此ノ提案ノ大綱ガ、綱目ガ決シタノデアリマス、若シソコニ時日ガアリマスルナラバ、或ハ是ガ爲ニ議員、有識者ヲ網羅致シマシテ、調査委員會ノ如キヲ設クルノガ望マシイコトデアリマシタガ、只今申上ゲマシタヤウナ事情カラ致シマシテ、ソレ迄ノ手續ヲ履ム時日ガ事實上ナカッタ次第デアリマス、其ノヤウナ次第、今日カラ申シマスルナラバ、餘裕ガアレバ更ニ履ムベキ手續モ致スベ

キデアツタノデアリマスルガ、只今申上ゲマシタヤウナ次第、當時ノ情勢ト致シマシテ、最善ヲ期シタ積リデアリマス、而シテ是ガ成立シタ曉ニ於キマシテハ、果シテ此ノ實效ヲ收メル確信ガアルカト云フ御尋デアリマスルガ、政府ハ其ノ點ニ於キマシテ十分ナル確信ヲ持ツテ居リマス、又我が國ノ今日當面致シテ居リマスル政治ノ民主化、民主主義化ト云フコトハ萬難ヲ排シテモシナケレバナラヌコトデアリマス、此ノ點ニ付キマシテハ國民諸君モ十分ナル理解ヲ持ツテ居ラル、コトデアリマス、又ソレニ對シマシテ協力ヲ惜マレナイコトト確信致シテ居ルノデアリマス、政府ト致シマシテハ、ソコニ多大ノ信頼ヲ持チマシテ、出來ルダケモ措置ヲ講ジマシテ、地方自治制度ノ民主化ノ成果ヲ擧ゲルベク十分ノ努力ヲ致ス積リデアリマス、又ソレニ依リマシテ必ズヤ期待スベキ結果ヲ收メ得ルモノト思ツテ居リマス、又收メナケレバナラヌト考ヘテ居ル次第デアリマス、尙御尋ノ中ニ府縣知事ヲ公吏制度ニ改メテ居ル、卒然トシテ改メテハ、ソコニ成果ヲ擧ゲル點ニ於テ支障ガアルデハナイカト云フヤウナ趣旨ノ御尋ガアツタヤウニ想フノデアリマスガ、此ノ改正案ニ於キマシテハ、知事ハ選舉人ノ直接公選ニハ致シマスルガ、其ノ公選セラレマシテ出テ來マシタ知事ハ、其ノ身分ヲ官吏ト致スト云フコトニ相成ツテ居ルノデアリマシテ、直チ

ニ之ヲ公吏ニシテシマフ譯デハゴザイマセヌ、又衆議院ノ院議ニ依リマシテ修正ニナリマシタノハ、憲法實施ノ時迄官吏トス、ト云フコトニナツテ居ルノデアリマシテ、此ノヤウニ確定致シマスルナラバ、固ヨリ憲法實施ノ時迄ニ於キマシテ、地方自治制度ハ固ヨリ、他ノ地方行政ノ點ニ於キマシテモ、諸般ノ民主主義化ヲ策シマシテ、憲法實施ノ時ニ公吏ニ切換ヘルト云フコトニ支障ノナイ措置ヲ講ズルコトニ相成ツテ居ル次第デアリマス、尙又是ハ政府ト致シマシテハ、今次ノ改正案ハ現在ノ狀態ニ立脚致シマシテ、可能ノ最大限度ニ於ケル民主化ヲ圖ツタノデアリマス、併シ我が國ノ政治ノ民主化ハ日ヲ逐ウテ段々ト發展シテ行クコトデアリマスノデ、第二次ノ地方制度ノ改正ト云フコトハ立案ニ際シテ當初カラ考ヘテ居ツタコトデアリマス、而シテ公選知事ヲ暫定的ニ官吏トスルコト云フコトモ當時ノ方針デアリマシテ、憲法實施ノ時期迄ニハ、衆議院ノ院議ニ依リマシテ決リマシタ知事公吏制ヲ支障ナク實施シ得ルダケノ第二次ノ改正ヲ致スコトニ豫定ヲシ、ソレデ進ム方針デアアルノデアリマス、其ノ點ヲ併セテ申添ヘテ置キマス、次ニ第二點ト致シマシテハ、固有事務ト委任事務トノ關係ニ論及セラレ、委任事務ガ夥多デ、地方自治團體ハ困ツテ居ル、其ノ點ヲ政府ハドウ考ヘルカト云フ趣旨ノ御尋デアリマシタガ、是ハ委任

事務ノ内容ニ依ルコトデアリマシマスルガ、成ルベク政務ハ、地方住民ニ關係ノアリマスコトハ何等カノ形ニ於キマシテ地方住民ガ自治ノニ之ヲ處理スルト云フコトニ致スノガ自治ノ本旨アル、又政治ノ民主主義化ノ上ニモ必要ナルコトト思フノデアリマス、故ニ政府ト致シマシテハ、地方公共團體ニ於キマシテ委任事務ガ多クナルト云フコトハ必ズシモ、是ハ惡イコトデアリナイ、寧ロ望マシイコトダト云フヤウニ考ヘテ居ル次第デアリマス、但シ地方自治團體ノ、地方住民ノ利害ニ全然關係ノナイヤウナモノヲ無關ニ地方自治團體ニ委任スルコト云フコトノ慎シムベキコトハ申上ゲモゴザイマセヌ、委任事務ガ多クナリマスコトハ必ズシモ憂ヘマセヌ、寧ロ之ヲ望ムノデアリマス、唯此ノ委任事務ヲ十分ニ處理シ得ルダケノ人ト經費トガ併セテ考ヘラレルト云フコトガ、是ハ必要デアラウト思フノデアリマス、今後此ノ地方政治ノ民主化ヲ圖リマス上ニ付キマシテハ、所謂國政事務ト考ヘラレテ居リマスモノノ中ニ於キマシテモ、之ヲ地方ニ委任シ、乃至ハ地方團體ノ固有ノ權限ハ、殊ニ適當ナルモノハ大幅ニ之ヲ移スト云フ方針ヲ採リタイト考ヘテ居ルノデアリマス、此ノ實行ニ當リマシテハ、曩ニ申上ゲマシタヤウニ、之ヲ遺憾ナク處理スルヤウニ人ト財源トヲ併セ考慮スルト云フコトモ固ヨリ致ス考デアリマス、第三ニ、地方財政制度

ノ確立ハ自治制度ノ確立ノ上ニ非常ニ重要ナ問題ナル、之ニ付テ如何ニ政府ハ考ヘテ居ルカ、ト云フ趣旨ノ御尋ネデゴザイマス、御趣旨誠ニ御同感デゴザイマス、唯今回ノ改正案ハ之ヲ府縣ニ就テ見マスルナラバ、曩ニ申上デマシタ如ク、公選知事ハ之ヲ官吏ト致シマシテ、府縣廳ニ於ケル自治行政面、官治行政面ヲ併セ掌理サセルコトデゴザイマス、ノデ、此ノ本改正案ノ關スル限リニ於キマシテハ、地方財政上格別變ツタ措置ヲ執ル必要ハ一應ナイノデアリマス、尙又地方稅制、財政ノ改正ニ關シマシテハ當議會ニ於キマシテ明年度ニ關スル限リ御審議ヲ願ヒ、既ニ御議決ヲ得テ居ル次第デアリマシテ、アノ改正ニ依リマシテ地方制度改正諸案ガ成立致シマシタ曉ニ於ケル財政上ノ問題ハ一應解決致シテ居ルデアリマス、但シ憲法實施ノ曉ニ於キマシテハ府縣知事ノ官吏制度ハ廢メマシテ、公吏制ニ切替ヘルコトニ相成ルノデアリマス、ソレニ付キマシテハ先程申上デマス如ク、現行ノ諸制度ニ對シマシテ第二次の改正ヲ加ヘマシテ支障ノナイヤウニ致ス考デアリマス、尙又更ニ其ノ根本ニ溯リマシテ地方財政制度ノ自主制ヲ確保致シ、財源ヲ充實スル、又乃至ハ地方自治團體間ノ財政力ノ不均衡ヲ調整ラスト云フヤウナ線ニ沿ヒマシテ、根本的改革モ固ヨリ考慮シナケレバナラヌコトデアリマス、之ニ付キマシテ

ハ國家財政トモ關聯シテ居ル所ガ多イノデゴザイマシテ、國稅、地方稅、國家財政、地方財政ヲ通ジテ、成ルベク近イ將來ニ於キマシテソレ等ノ抜本的ナル改革ヲ致ス所存デ居リマス、此ノ點ニ付キマシテハ大藏大臣モ私モ度々言明ヲ致シテ居ル次第デアリマス、ソレカラ次ニ第四ニ付キマシテ、修正箇所ガ非常ニ多イ、今迄例ノナイヤウナ修正ガアルガ、之ニ依ツテ地方行政ノ運營上差支ハナイモノガト云フ趣旨ノ御尋ガゴザイマシタ、如何ニモ今次ノ地方制度ニ對シマシテハ衆議院ノ院議ニ依リマシテ多數箇所ニ互ツテノ修正ガゴザイマシタ、併シ是ハ御承知ノ如ク衆議院ニ於キマシテハ或ハ長ク市長ノ職ニ在ツタ、乃至ハ市町村長ノ職ニ在ツタ、地方議會ノ議員ヲ數十年ヤツテ居ルト云フヤウナ地方政治ノ運營ノ經驗ノアル人ガ非常ニ多イノデアリマス、其ノ豐富ナル經驗ト識見ニ基キマシテ二箇月ノ長キニ互リ慎重ニ審議ヲサレマシテ、サウシテ我ガ國ノ今日ノ現段階ニ於キマシテハ、政府原案ヨリモ寧ロ此ノヤウニ修正シタ方ガ適當デアルト云フ御見解ノ下ニ修正ヲ策サレマシテ、是等ノ點ニ付キマシテハ政府ニ於キマシテモ一々接觸ヲ保チマシテ各修正箇所ニ付キマシテハ十分ナ論議モ盡シマシタノデアリマス、サウシテ結局御覽ノ如キ修正ガ加ヘラレタノデゴザイマシテ、其ノ修正ノ箇所ノ如何ニモ多イコトデゴザイマス、政府

提案ノ根本ノ趣旨ニ反スル點ハドレニモゴザイマセヌ、又現況ニ即シテ此ノヤウニ修正シタ方ガ寧ロ地方行政ノ運行之上ニ、又地方行政ノ民主化ノ上ニ適當デアルト云フ御意見ニ付キマシテハ、是ハ多クノ場合ニ於キマシテ程度ノ差デゴザイマシテ、謂ハバ見解ノ相違ト云フ程度ノモノデアリマシテ、各條項トモ修正サレマシタ點ニ付キマシテ將來地方行政ノ運營上支障アリト認メラル、點ハ何處ニモナイト云フヤウニ考ヘラレマス、ノデ、曩ニ御説明申上デマシタ如ク衆議院ノ院議ハ政府ハ之ヲ尊重致シタイ所存デゴザイマス、第五ニ、地方制度ノ改正ハ何故此ノヤウニ急イダカト云フ趣旨ノ御尋デゴザイマスガ、是ハ第一ノ時ニ併セ御答ヲ申上ゲテ置キマシタノデ、ソレニ依ツテ御了承ヲ願ヒタイト思ヒマス

【男爵松平外與齋君登壇】  
○男爵松平外與齋君 只今内務大臣ノ御答辭ニ依リマシテ了解致シマシタ所モゴザイマス、尙ハツキリ致シマセヌ點ニ付キマシテ申上ゲタイト思ヒマス、ソレハ第一ニ委任事務ハ固有事務ニ較ベテ多クイレバ多イ程結構ダ、斯ウ云フ御話デアリマス、果シテサウ云フ結論ガ出得ルモノデアリマセウカ、現實ニ市町村ノ役場ニ參リマシテ、色々御話ヲ承リマス、同ジ例ヲ申上ゲマシテ、道路ニ付キマシテ、或ハ衛生施設ニ付キマシテ、其ノ當事者ガ完全ニ行ヒ得ル能力ヲ持チ、相當ノ資力ノアル場合ニ於キマシテモ、内務省ダケデアリマセヌ、或ハ大藏省モ出テ來ル、或ハ厚生省ガ出テ來ル、折角仕事ヲシヨウト思ツテモ、其ノ色々ナ上カラノ命令、示達ニ依リマシテ機ヲ逸スル處ガ多クアルノデアリマス、サウ云フ點カラ考ヘマシテ、委任事務ハ多ケレバ多イ程良イト仰シヤルノハドウ云フ理由デアリマセウカ、所謂市町村ガ仕事ヲ、國政事務ヲ委任シテモ仕事ヲドン／＼ヤツテ居ル、ソレニハ矢張り人ト金ガ足ラス、是ハ一應御尤ダト思ヒマス、サウデアリマスガ、實際上ノ現實ノ仕事ノ扱ヒカラ見マシテ、ソレダケデアリマセヌ、仕事ノ分量ガ多クナツタト云フコトハ見逃セナイ事實ダト思ヒマス、然ルニ只今多ケレバ多イ程尙結構ダ、斯ウ云フ御話デアリマスガ、是ハ自分ニハドウシテモ合點ガ行キマセヌ、此ノ點ヲ承リタイト思ヒマス、ソレカラ此ノ法案ヲ提出シタ理由ハ幾々御話ガアリマシタノデ、一應了解シテ居リマス、唯之ニ付キマシテ今ノ御話ノ通り、來年度ハ宜シイト仰シヤイマス、來年度ハ宜シイト仰シヤイマシタガ、イザ新シイ制度ヲ、更ニ又新シイ法律案ヲ出シテ、之ヲ實施スル場合ニ於キマシテハ、餘裕ノアルヤウニ見エマシテモ決シテ時日ハナイト思ヒマス、慎重審議スル場合ニ於キマシテハ、相當ノ時日ヲ要スルト思ヒマス、短時日ニスルコトハ不可能デアリマス、サウ云フ諷カ

ラ見マシテ、相當餘裕ガアルカラ心配ハナイト仰シヤイマス、ケレドモ、今日ヨリ之ガ準備對策ヲスルコトハ必要デハナイカト思ヒマス、萬全ニ之ヲ研究シ、遺漏ナキヲ期スルト云フコトハ矢張り時日ヲ要スル、此ノ點カラ考ヘテ、只今ハ心配ナイト仰シヤイマス、ケレドモソレ等ノ暢氣ナ、ト云フト失禮デアリマス、ガ、暢氣ナ御議論デアリマセヌ、今日カラデモ十分ノ對スル對策ヲ爲サルノハ當然ダト思ヒマス、只今ノ御話デハ何ダカ不滿ニ堪ヘナイノデアリマスガ、此ノ點ヲモウ一遍承リタイ

【國務大臣大村清一君登壇】  
○國務大臣大村清一君 委任事務ノ點ニ付テ重テ御尋ガゴザイマシタノデアリマスガ、今日我ガ國ノ政治ヲ改革シテ行キマス方向ト致シマシタハ、或ルベク地方分權ノ趣旨ニ從ヒマシテ、地方行政ヲ振作スル、サウシテ地方自治ノ發展ニ依リマシテ政治ノ民主化ヲ圖ツテ行クト云フ線ニ向ツテ進ムベキモノデアラウト考ヘテ居ルノデアリマス、御尋ノ如ク固ヨリ地方公共團體ノ住民ノ利害ニ餘リ關係ノナイヤウナ仕事ヲ無暗ニ持込ミマスコトハ、是ハ慎マナケレバナラヌコトデゴザイマスガ、住民ノ利害ニ關係ノ深イモノハ、或ルベク地方住民ヲシテ之ヲ自治的ニ處理サセルト云フコトガ適當デアラウト思フデアリマス、併シ今日ノ市町村等ニ於キマシテハ、事務ノミ集

積致シマシテ、之ヲ處理スル所ノ人ノ手ガ足ラナイ、又其ノ財源ニ不足ヲシテ居ル、ソコデ地方自治ハ名ハ宜シイガ、實ハ擧ラナイト云フヤウナ點ハ確カニアルノデアリマシテ、制度ノ改正ニ當リマシテモ十分考慮ヲ致サナケレバナラヌ問題ト思フノデアリマス、又第二ノ、地方財政ノ上ニ付キマシテモ、將來改善スベキ點ハ多クアルノデアリマス、而シテ先程申上ゲマシタ如ク、今次ノ地方制度ノ改正ハ、第一次的ノモノデアリマシテ、更ニ第二次的ノ改正ヲシナケレバナラヌモノト考ヘテ居ツタノデアリマス、尙衆議院ノ院議ニ依リマシテ、憲法施行ノ時ニ知事ヲ公選ニ切換ヘルト云フヤウナコトニ相成ツテ居リマスノデ、ソレ迄ニ於キマシテ、必要ナル第二次的ノ改正ヲ致サナケレバナラヌ次第デゴザイマス、就キマシテハ、政府ト致シマシテハ成ルベク早イ機會ニ、今月中ニモ地方制度ノ第二次の改正ヲ企圖致シマシテ、民意ヲ十分ニ採入レタ、立派ニ成案ヲ得ベク、地方制度改正調査會ト云フヤウナ委員會ヲ設置致シマシテ、此ノ議員各位及ビ學識經驗者ノ廣ク參加ヲ求メマシテ、十分ナル用意ヲ致シタイト考ヘテ居リマス、其ノ委員會ニ於キマシテハ、將來委任事務ヲ如何ニ採擇スルカ、將來ノ地方財政ヲ如何ニ運營スルカト云フヤウナ點ニモ、固ヨリ當然觸レテ御審議ヲ願フ所存デ居リマス、是ハ將來ニ關スルコトデゴザイマス

ガ、只今御審議ヲ願ハムト致シテ居リマス所ノ第一次ノ改正案ニ付キマシテハ、是等ノ點ニ付テハ、何等支障ナク準備ガ出來テ居ルヤウニ考ヘテ居ル次第デアリマシテ、此ノ點ヲ併セテ御說明申上ゲテ置キマス

○男爵松平外與實君 重ネテ御答辯ヲ煩シタノデアリマスガ、尙御說明ノ中ニ於キマシテ満足シナイ點モゴザイマスガ、之ヲ又質問スルコトハ徒ニ時間ノ浪費デアリマスノデ又ノ機會ニ讓リマシテ、只今ノ質問ハ終リマス

○議長(公爵德川家正君) 澤田牛麿君

○澤田牛麿君 地方制度ノ改正ハ重大ナ問題デアリマス、不斷ノ議會デアレバ、是ハ一番大事ナモノトシテ、長時間ノ討論ニ付セラレレベキモノカト思フノデアリマスガ、此ノ議會デハ種々ナ重要法案ガ山積シテ居ツテ、殆ド地方制度ノ改正ナドニ付テハ、十分ナ力ヲ入レル期間ガナイヤウナ感ジガスルノデアリマス、是ハ私自身ノ感ジデアリマスケレドモ、從ツテ色々疑問モアリマスルガ、私ハ前ニ松平君ガ御尋ニナツタ點ニハ餘リ重複シテ觸レナイヤウニ致シマシテ、簡單ナ一二點ニ付テ御當局ノ御意見ヲ伺ヒタイト思フ、第一ニハ、憲法トノ關係デアリマスルガ、内務大臣ノ御說明ニ依リマスルト、モウ議會ニ出シタル憲法ハ其ノ儘決ツタモノノ如ク御覽ニナツテ、サウシテソレト並行シ

テ此ノ案ヲ出サレルト云フヤウナ御話ガアリマシタ、是ハ實質的ニ議會ノ憲法審議權ヲ握リ潰スト申シテハ不都合カモ知レマセヌガ、輕ンズル觀モアル、憲法ハマダ議會ノ一部タル衆議院ヲ通過シタダケデアリマシテ、後五十「パーセント」ノ審議ハ殘ツテ居ルノデアリマス、此ノ點ハ私ハ吉田總理大臣ニ質問シタノモ其ノ意味デアリマシテ、吉田總理大臣ハ手續ガ殘ツテ居ルト云フヤウナコトヲ衆議院ニ於テ言ハレタケレドモ、是ハ甚ダ貴族院ノ審議權ニ關スル重大ナ問題ト思ヒマシテ質問致シマシタガ、總理ノ答辯ハ十分ナ答辯デハナカツタ、再質問ヲシヨウト思ヒマシタガ議場デソレヲ御許シナラヌカラソレハ止メマシタ、サウ云フコトニ關聯シテ、ドウモ政府ハ貴族院ハ憲法案ヲ其ノ儘盲從スルモノト見做シテヤツテ居ルヤウナ態度ガ、是ハ邪推カモ知レマセヌガ第ハレコトハ甚ダ残念デアリマス、是ハ寧ロ地方制度ノ如キハ並行シテ御ヤリニナルト仰シヤツタガ、私ハ並行スルベキモノデハナイト思フ、憲法ハ根本法デアリマスルカラ、憲法ガ決ツタ上デ其ノ後カラ附イテ行クベキデ、追隨スベキモノデアツテ並行スルト云フモノデナイト思フ、並行スルト云フ御考ハ私ハ甚ダ了解ニ苦シムノデアリマス、憲法ノ改正ノ結果官吏制度ガドウナルカト云フコトガ、マダハツキリ見透シガ著カナイノデアリマス、從ツテ此ノ官吏制度

ノ全體ガ決ツタ上デ、府縣知事ナドニ關スル規定ナリ何ナリガソレハ、審議サレルトダト思フノデアリマス、ソレニモ拘ラズ直グ民選ト云フコトニナツテ飛ビ出テ居ルト云フコトハ頗ル遺憾ニ思フノデアリマス、元來現當局ヲ私ハ非難スル意味デアリマセヌガ、内務省ノ態度ニ付テ私ハ是迄餘リ感服シナイ點ヲ考ヘテ居ル、ソレハツイ此ノ間迄ハ都政ナドニ、軍人ヲ持ツテ來ルヤウナコトヲ内務省デ急イデ拵ヘタ、又形勢ガ變ルト知事ヲ民選ニスルト云フヤウナ態度、甚ダドウモ落著ガナイ、「パス」ニ乘リ遅レマイトスレバ或ハソレガ必要カモ知レマセヌガ、落著キノナイ態度デアルト思フ、官僚ノ本元、本家本山デアアル所ノ内務省ハモウ少シドツシリシタ考ヲ持ツテ戴キタイト思フノデアリマス、此ノ頃デハ兎角流行ガ非常ナ勢ヒデアリマシテ、是ハ少シドウモ調子ヲ合サスト保守ダトカ反動トカ評ヲ受ケル、又其ノ評ヲ受ケタ人ハ、保守ト云フ二字ダケデモ直グ縮ミ上ツテ、何事モ言ハナイヤウナ卑怯ナ態度ニナルト思フノデアリマス、此ノ點デ少シ時間ヲ取ツテ甚ダ御氣ノ遣デアリマスガ、チヨット一例ヲ述ベサセテ戴キタイト思フ、曾テ私ハ「イギリス」人ノ保守性ニ付テ讚美ヲ致シマシタガ、斯ウ去テ例ヲ一ツ申上ゲタイ「イギリス」ニ十九世紀「ナインティーン」センチュリー」ト云フ雜誌ガアツタ、私ハ是ハ二十世紀ニナツタナ

ラバ、如何ニ頑固ナ「イギリス」人デモ表題ヲ變ヘ「ドラウト」思ツテ居ツタ、日本人ナラバナラヌ中カラ變ヘテ居ル、ドウ云フ風ニ變ヘルドラウト私ハ興味ヲ持ツテ觀察シタ所ガ、驚イタコトニハ二十世紀ニナツテモ變ヘナイ、「ナインティーン」センチュリー・アシンド・アフター」ト直シタ「十九世紀ト其ノ後」トデモ言フノデアリマセウカ、サウ云フ表題ニ兎ニ角ヤツテ居ル、是等ハ實ニ「イギリス」人ノ偉イ所デアルト思フ、日本人ノ昨日迄ハ軍閥主義、今日ハ民主主義ト浮草ノ如ク甚ダドウモ自己ノ立脚地ヲ沒シテ迄、風ノ間ニ「漂」フト云フヤウナ風ハ、之ヲ改メナケレバナラヌ、是ガ寧ロ今回ノ敗戦ノ心理的ノ大原因カモ知レヌト私ハ思フノデアリマス、サウ云フ點カラ見マシテ、モウ少シ官僚總本山内務省ハ、ドウシシタ態度ヲ持ツテ戴キタイト思フノデアリマス、官僚ノ本山ト云フト内務省ハ嫌ガルカモ知レマセヌガ、ソレハ言ハレルコトコソ名譽デ、何處ガ惡イト私ハ思フ、只今ノ御說明ニ依ツテモ憲法ト並行シテヤルノダト云フゴトハ、私ハドウモ種々ノ點カラ有難ク思ハナイ、愈々憲法ガ實施ニナツタナラバ二度目ノ改革ヲスル、是ハホソノ二三箇月ノ間デアツテ、暫定的デ直グニ變シテ、別ノ法ヲ出ス積リデアアル、ソレナラバ先程松平君ノ言ハレタヤウニモウ少シ慎重審議ヲシテ、一度ニサレタナラバ其ノ方ガ時宜

ニ適スルノデハナイカ、内務大臣ノ御  
言葉デ色々美辭麗句ガゴザイマシタ、  
成ル程理想ハサウデアリマセウケレド  
モ、果シテ知事ヲ公選ニシタ所デサ  
ウ云フ理想ガ實現シ得ルカドウカ、是  
ハ今後ノ問題ニ見ナケレバ輕々ニ斷ズ  
ルコトハ出來マセヌガ、私共ハ日本ノ  
國情トシテ必ズシモソレハ内務大臣ノ  
言ハレルヤウナ、美辭麗句ノ御意見ハ  
如何デアラウト思フメデアル、ソレハ  
日本ノ國情ガ共和國トハ違フノデアリ  
マシテ、共和國デアリ、若シクハ「アメ  
リカ」ノ如キ「フンデス・シニタート」  
ノ形ヲ取ツテ居ル所ナラバ、是ハ地方  
ハ地方ト云フヤウナ獨立ノ形ヲナスコ  
トハ當然デアリマスケレドモ、日本ノ  
地方區劃ハ單ニ一ノ行政區劃ニ過ギナ  
イノデアアル、行政區劃ニ法的ノ人格ト  
云フカ、何格ト云フカ、サウ云フモノヲ  
與ヘタ制度デアリマシテ、元々國ガ違  
フトカ、成立チガ違フト云フモノデハナ  
イ、サウ云フト此ノ主張ニ對シテ共和  
國ノヤウナ制度ヲ採ルト云フコトハ私  
共ハ甚ダ疑問ニ思ツテ居ル、若シ官吏  
ト云フ制度ガ全般ニ改メラレテ、皆ガ  
公吏ニナルナラバ、是ハ知事ノ問題ハ  
自ラ消滅スルノデアリマスケレドモ、  
官吏ト云フ制度ガ何カ存セラレカド  
ウカ、私ハ憲法上分リマセヌガ、若シ  
存セラレナラバ、知事ハ矢張り官吏  
トシテ置ク方ガ宜イノデハナイカ、是  
ガ即チ「デモクラシー」ト「オートクラ  
シー」トノ連結ノ點ヲ知事ガ占メル譯

デアアル、現行ノ制度ガ最モ私ハ適シテ  
居ルト思フノデアアル、之ヲ急激ニ變  
ルト云フコトハ、甚ダ慎重ヲ缺イタコト  
デアルト思フ、少クトモ憲法ガドウ云  
フ風ナ形ニナルカ、ドウ云フ風ニシテ  
實行サレルカト云フ點ヲ見定メテカ  
ラ、地方制度ノ改正ヲナサツタ宜  
イ、外ノ細カイコトハ別問題デアリマ  
ス、主張タル知事ノ身分カラ變ヘルト  
云フヤウナコトハ、憲法ニ從ツテ後カ  
ラ附イテ行クベキモノデ、憲法ト一緒  
ニ駈ツクラスルベキモノデヤナイト  
思フ、況ヤ憲法ヨリ先ニ駈ケテ行ク  
云フヤウナモノデモナイト思フ、ドウ  
モ兎角先走りガ多過ぎマシテ、何處カ  
デ半鐘ガ鳴ルノデ、片ツ方デ草履ヲ引  
ツ掛ケ、片ツ方ニ下駄ヲ引ツ掛ケテ駈  
出シテ、途中デ交番デ私ハ何處ヘ行ク  
ンデセウト云フヤウナ態度ガ、往々ニ  
シテ日本ノ社會ニアルト云フコトハ、  
私ハ甚ダ遺憾デアルト思フ、斯ウ云フ  
點ヲ改メテモツトデツクリ地ニ足ヲ著  
ケテ、腹ヲ据エテ掛ルコトガ今後ノ日  
本再建ノ重大ナル問題デアルト思フノ  
デアリマス、此ノ點ニ付テ内務當局ノ  
御考ヲ伺ヒタイ(拍手)

固ヨリ慎重ニ十分ニ御審議ニナルコト  
デアリマス、而シテソレト並行シテ地  
方制度改正案ヲ出シマシタノハ、決シ  
テ憲法ノ審議ヲ掣肘スルトカ、或ハ制  
限スルト云フヤウナ趣旨ハ毛頭ナイ  
ノデアリマス、憲法ノ各條項ノ御審  
議ニ依リマシテ、地方制度ハ改正草案  
ヲ基本ニシテ提案致シテ居リマスル  
ガ、根本法タル憲法ノ條項ガ變リマシ  
タナラバ、ソレニ基イテ必要ナル修正  
ヲ地方制度ニ御願ヒスレバ、ソレデ別  
ニ支障ハナイト云フヤウナ考デ、之ヲ  
提案致シタ次第デアリマス、而シテ知  
事公選ニ付テ段々御尋ガアツタノデア  
リマスルガ、政府提案ノ憲法草案ニ於  
キマシテハ、府縣知事ノ直接公選ト云  
フ案ニナツテ居ルノデアリマシテ、憲  
法ノ御審議ニ依リマシテ其ノ案ガ御探  
擇ニナリマスレバ、當然地方制度ニ於  
テハ是ハ探入レルベキデアルト思フノ  
デアリマス、若シソレガ採擇ニナラナ  
イ場合ニ於キマシテハ、又必要ナル改  
正ヲ地方制度ノ上ニシナケレバナラ  
ヌ、修正御議決ヲ願フト云フコトニ取  
計ラフベキデアルト考ヘテ居ル次第デ  
アリマス、而シテ次ニ内務官僚ハモ少  
シジツクリ構ヘテヤルベキダト云フヤ  
ウナ御意見ニ對シマシテハ、十分之ヲ  
傾聴致シ、其ノヤウニ致シタイト考ヘ  
テ居リマス、唯地方制度ノ改正案ヲ急遽  
提出致シマシタ點ニ付キマシテハ、法  
案説明ノ場合ニ申述ベシマシタ通りデゴ  
ザイマシテ、政府ト致シマシテハ、國

政民主化ノ上ニ於キマシテ、地方自治  
制度ノ現段階ニ於キマシテ、只今提案  
シテ居ル程度ノ民主化ヲ早急ニヤル必  
要ガアルト云フ信念デ之ヲ提案致シタ  
次第デアリマス、尙又第二次ノ改正ガ  
アルナラバ、一次ト二次ヲ一緒ニ併セ  
テヤツタラ宜イデハナイカト云フ御意  
見デアリマスガ、政治ノ發展ノ上ニハ  
順次段階ヲ置イテヤツタ方ガ、寧ろ適  
切デアルト云フヤウニ考ヘラレル點ガ  
アリマスノデ、今日ノ現狀ニ於キマシ  
テ必要ナル改正ヲ第一次ニヤリ、次  
ニ國政ノ民主化ノ進行ニ伴ヒマシテ、  
更ニ二次ノ改正ヲヤルト云フコトハ、  
是ハ當然ノコトデアラウト考ヘテ居ル  
次第デアリマス  
○澤田牛麿君 モウ時間ガゴザイマセ  
ヌカラ、私ノ質問ハ是デ打切りマス  
○子爵戸澤正己君 只今上程ト相成リ  
マシタ東京都制の一部を改正する法律  
案外四件ノ特別委員ノ數ヲ二十五名ト  
ナシ、其ノ委員ノ指名ヲ議長ニ一任ス  
ルノ動議ヲ提出致シマス  
○子爵秋田重季君 贊成  
○議長(公爵德川家正君) 戸澤子爵ノ  
動議ニ御異議ゴザイマセヌカ  
○議長(公爵德川家正君) 御異議ナイ  
ト認メマス、特別委員ノ氏名ヲ朗讀致  
サセマス  
○議長(公爵德川家正君) 東京都制の一部を改正する法律案外  
四件特別委員

○議長(公爵德川家正君) 日程第七、  
帝國議會各議院ノ議長、副議長及び議  
員ノ手當に關する法律案、政府提出、  
衆議院送付、第一讀會 上塚大藏政務  
次官  
帝國議會各議院ノ議長、副議長及  
び議員ノ手當に關する法律案  
右ノ政府提出案は本院において可決  
した、因つて議院法第五十四條によ  
り送付する  
昭和二十一年八月三十一日  
衆議院議長 山崎 猛  
貴族院議長 公爵德川家正殿  
帝國議會各議院ノ議長、副議長及  
び議員ノ手當に關する法律案  
帝國議會各議院ノ議長、副議長及  
び議員は、當分の間月額千五百圓の  
手當を受ける。

議院法第十九條第一項但書、第二項及び第三項の規定は、前項の手當につき、これを準用する。

官吏で議員である者の受ける俸給（勅令を以て定める手當等を含む。）の額が歳費の月割額と第一項の手當との合計額に達しないときは、その者は前項において準用する議院法第十九條第三項の規定にかかわらず、その差額を第一項の手當として受ける。

附則

この法律は、昭和二十一年四月分の手當から、これを適用する。

〔政府委員上塚司君登壇〕

○政府委員（上塚司君） 只今議題トナリマシタ帝國議會貴衆兩院ノ議長、副議長及ビ議員ノ手當ニ關スル法律案提出ノ理由ヲ説明申上ゲマス、現在貴衆兩院ノ議長、副議長及ビ議員ハ、ソレゾレ議院法ニ定メラレマシタル一定ノ歳費ヲ受ケテ居ルノデアリマスルガ、此ノ歳費ノ定額ハ大正九年ニ改正セラレテ以來、今日迄其ノ儘トナツテ居リマシタ、然ルニ現在ノ物價標準及ビ一般ノ給與ノ基準ニ比較致シマシテ、低キニ失スルニ至ツテ居ルモノト認メラレマス、從ツテ歳費ノ定額ハ相當増額ノ必要ガアルノデアリマスルガ、現狀ニ於キマシテハ經濟ノ狀態モ未ダ安定シテ居リマセズ、歳費額決定ノ參考トナルベキ一般ノ給與ニ付キマシテモ、木ダ恆久的ナ基準ガ確立サレテ居ナイ

有様デアリマスルカラ、本格的ノ歳費定額ノ改定ハ、其ノ時期デハナイト考ヘラレマスルノデ、之ヲ暫ク見合セマシテ、今回ハ極メテ、應急的ノ措置ト致シマシテ、議長、副議長及ビ議員共、現在ノ歳費ノ外ニ、當分ノ間毎月千五百圓ノ手當ヲ受ケルコトト致シタイト存ズル次第デアリマス、以上ノ理由ニ依リマシテ此ノ法律案ヲ提出シタ次第デアリマス、何卒御審議ノ上速カニ御協賛ヲ與ヘラレムコトヲ希望致シマス

○子爵戸澤正己君 只今日程ニ上リマシタ帝國議會各議院ノ議長、副議長及ビ議員ノ手當に關する法律案ハ、恩給法の一部を改正する法律案ノ特別委員ニ併託セラレムコトノ動議ヲ提出致シマス

○子爵秋田重季君 贊成  
○議長（公爵徳川家正君） 戸澤子爵ノ動議ニ御異議ガゴザイマセスカ  
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長（公爵徳川家正君） 御異議ナイト認メマス、議事ノ都合ニ依リ本日ハ是ニテ延會致シタイト存ジマス、御異議ゴザイマセスカ  
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長（公爵徳川家正君） 御異議ナイト認メマス、次會ハ明後五日、午前十時ヨリ開會致シマス、議事日程ハ決定次第彙報ヲ以テ御通知ニ及ビマス、本日ハ是ニテ散會致シマス  
午前十一時五十九分散會

定價 一部 七十錢

發行所

東京都牛込區市ヶ谷本村町  
電話 九段五三一  
振替東京一九〇〇圖書課  
印刷 局